

多摩川水系河川整備基本方針

多摩川水系の流域及び河川の概要（案）

令和 年 月

国土交通省 水管理・国土保全局

目 次

1.	流域の自然状況	1
1-1	河川・流域の概要	1
1-2	地形	2
1-3	地質	4
1-4	気候・気象	6
2.	流域及び河川の自然環境	8
2-1	流域の自然環境	8
2-1	河川及びその周辺の自然環境	21
2-2	特徴的な河川景観や文化財等	31
2-3	河川環境を取り巻く背景	37
2-4	自然公園等の指定状況	38
3.	流域の社会状況	40
3-1	土地利用	40
3-2	人口	42
3-3	産業と経済	43
3-4	交通	45
3-5	関係ある法令の指定状況	48
4.	水害と治水事業の沿革	50
4-1	既往洪水の概要	50
4-2	治水事業の沿革	55
4-3	治水の現状と課題	58
5.	水利用の現状	61
5-1	水利用の変遷	61
5-2	水利用の現状	64
5-3	渇水被害及び渇水調整	66
5-4	水需要の動向	67
6.	河川流況及び水質の現状	68
6-1	河川流況の現状	68
6-2	河川水質の現状	72
7.	河川空間の利用状況	76
7-1	多摩川河川環境管理計画（昭和55年3月策定、平成13年3月改定）	77
7-2	河川空間利用の変遷	81
7-3	河川敷の利用状況	83
8.	河道特性	87
8-1	河道の特性	87
8-2	土砂・河床変動の状況	93
9.	河川管理	95
9-1	河川管理区間	95
9-2	河川管理施設	96
9-3	河川情報管理状況	100
9-4	水防体制	100
9-5	危機管理への取り組み	104
9-6	河川管理の課題	106

9-7	水流実態解明プロジェクト.....	108
9-8	流域治水への取り組み.....	108
9-9	治水と環境が調和した川づくり.....	109
10.	地域との連携.....	111
10-1	環境教育への支援.....	111
10-2	地域と一体になった河川管理.....	111
10-3	市民活動.....	113

1. 流域の自然状況

1-1 河川・流域の概要

多摩川は、その源を山梨県甲州市の笠取山(標高1,953m)に発し、途中多くの支川を合わせながら、東京都の西部から南部を流下し、東京都と神奈川県の大田区を流れ、東京湾に注ぐ、幹川流路延長138km、流域面積1,240km²の一級河川である。

その流域は、首都圏の南西部にあつて細長い羽状形を呈し、山梨県、東京都及び神奈川県の大田区にまたがり大田区や川崎市をはじめとする23市2区3町3村からなり、流域の関係市区町村の人口は、昭和55年(1980年)と令和2年(2020年)を比較すると約526万人から約692万人に増加し、高齢化率は6.8%から22.7%に大きく変化している。流域の土地利用は、山林等が約61%、市街地が約34%、水田や畑地等の農地が約3%となっており、特に流域面積の約3分の1を占める市街地は中上流部より下流の平野部に位置し首都圏の中でも都市化の進展が著しい地域であり、流域内の人口のほとんどが集中するとともに、高度な土地利用がなされている。

また、沿川には、首都圏中央連絡自動車道、東名高速道路、中央自動車道、東海道新幹線など東京と関西方面を結ぶ幹線交通機関はすべて多摩川を横架しており、物流ネットワークを支える交通の要衝にもなっており、この地域における社会・経済・文化の基盤を成している。

多摩川流域は、上流部のほとんどが秩父多摩甲斐国立公園に指定され、山間溪谷部から河口まで刻々と姿を変え、中上流部より下流では都市空間の一部を形成している。また、多摩川沿いには亀甲山古墳や滝山城跡などの史跡が隣接し歴史的に人々の暮らしと密接に関わり続けているとともに、その流れは人々に憩いと安らぎを与え都市地域における貴重な自然空間を有しており、幅広い世代から多くの利用がなされている。

河川水の利用としては、東京都水道局による、小河内貯水池、小作取水堰、羽村取水堰を介した取水により、東京都民の貴重な水がめとなっている。

このように、本水系の治水、利水、環境についての意義はきわめて大きい。



図 1-1 多摩川流域図

1-2 地形

流域の地形は、細長い羽状形を呈し上流域の関東山地と中流域の丘陵地及び台地、下流域の低地とに区分され、山地部7割、平地部3割で構成されている。

上流域の山地は八王子以西に分布し、多摩川の流域面積の約7割を占めている。山地の地形は唐松尾山（標高2,109m）を最高峰とし、北東の雲取山（標高2,017m）から南の大菩薩嶺（標高2,056m）までの高度2,000m前後の稜線が多摩川の最上流部を馬蹄形状にとり囲んでいる。

山地の東縁には丘陵地が舌状に突出し、北から狭山丘陵・草花丘陵・加住丘陵・多摩丘陵などがその大きなものである。これらの丘陵地はおよそ300m以下の高度を示し、中・小の河川によって侵食が進んでいるが、丘陵地の稜線は平坦に近く、全体として西から東に向かって高度を下げていく。この丘陵地は全体的には三浦半島まで連続しており、多摩川中上流部、中下流部の右岸側の大部分を占めている。

丘陵地の下位には洪積台地が分布し、多摩川左岸の武蔵野台地、右岸の秋留台地、浅川下流左岸の日野台地、川崎市内の下末吉台地などが該当する。武蔵野台地は形成された時期によって、何段かに分かれているが、多摩川流域では武蔵野Ⅱ面（三鷹市・小金井市が位置）及びその下位面である立川面（立川市・府中市・調布市が位置）が大部分を占めており、その境界部に野川が流れている。洪積台地は古多摩川が形成した扇状地面であり、形成時期は概ね2万年～10万年前位と考えられている。

沖積段丘の下位には多摩川や支川の河床に沿って沖積低地が分布する。沖積低地は左岸側を武蔵野台地、右岸側を多摩丘陵のそれぞれの崖線で画された幅1～3kmと非常に狭長な低地である。

沖積低地をさらに細かく見ると、二子玉川－溝口(18.0k)付近より上流は扇状地性平野、二子玉川－溝口付近以東から六郷－川崎付近(5.0k)にかけての地域は自然堤防帯平野、さらにそれより下流域は氾濫平野（三角州・デルタ）に分けられる。

扇状地性平野は溝口より上流側へ行くほど狭く、網状の旧河道跡が見られる。平均勾配は1/500程度で、多摩川の旧河道跡の間には平野を乱流していた時期に作られた砂礫堆の微高地（自然堤防）が島状に分布する。

自然堤防帯平野では自然堤防と後背湿地の組合せとなる。堤内地側には円環状をした明瞭な蛇行跡が数多く確認できる。平均勾配は1/1,000程度である。

多摩川最下流域に発達するデルタ平野（三角州）は海拔高度5m以下で、顕著な起伏は見られない。このデルタの区間は多摩川が他河川よりかなり急勾配であるために、自然堤防帯的性格も強く残しており、かつ面積も非常に発達が悪いものとなっている。

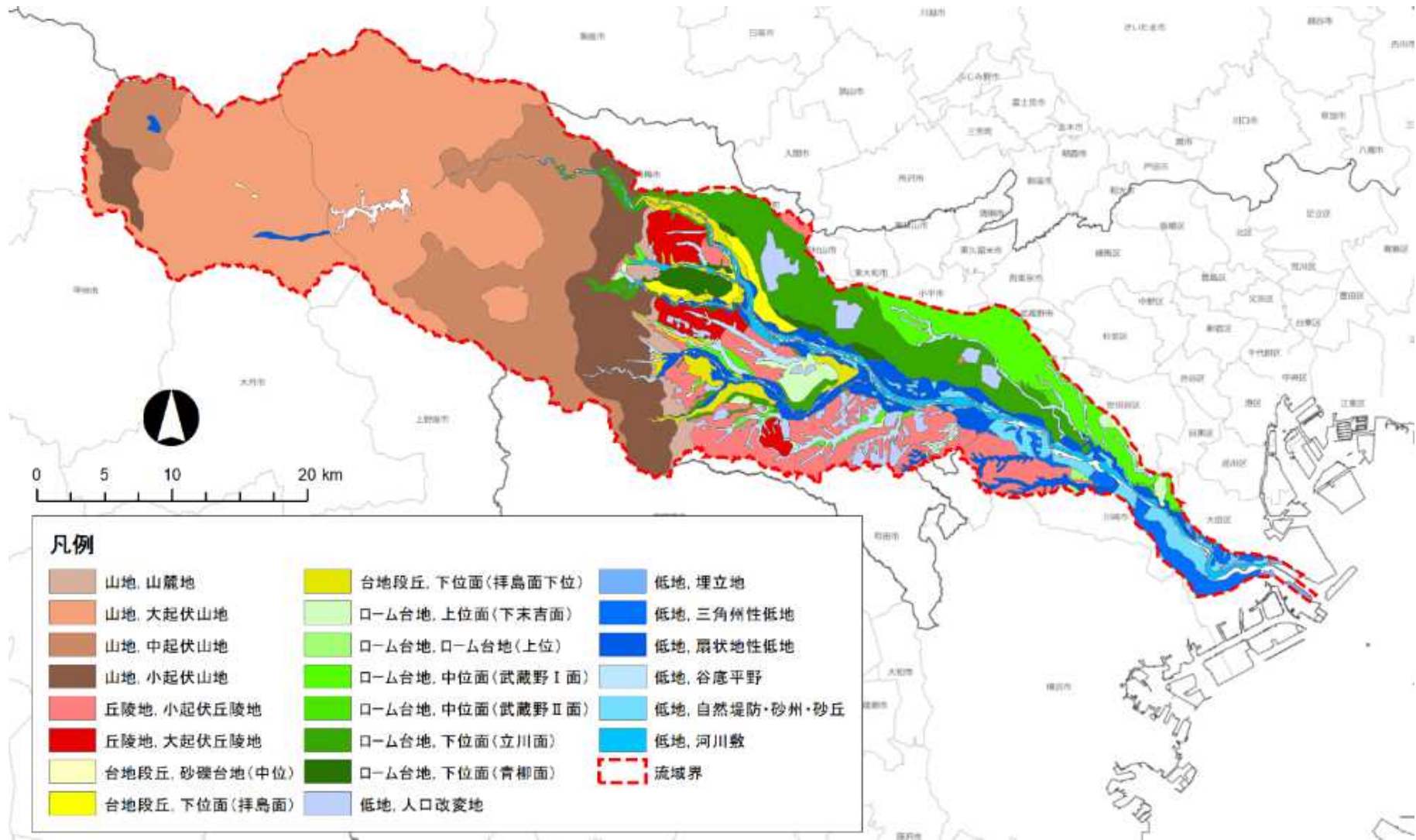


図 1-2 多摩川流域地形分類図

出典：国土数値情報（20万分の1 土地分類基本調査）

1-3 地質

多摩川流域の地質の分布は地形の配列と密接な関係にあり、また八王子構造線を境として、西部の古期岩類の地域と、東部の新期堆積物の地域に分けられる。

上流部に当たる西部の山地は、秩父系古成層と中成層で主に構成され、最上流部に花崗岩帯を持つ。地層の時代は古生代石炭紀から中生代白亜紀で、主として砂岩・頁岩からなっている。さらに各所で石灰岩・チャート・礫岩・輝緑凝灰岩等が分布しており、日原川沿いの石灰岩地には鍾乳洞なども見られる。地質構造は全体として北西～南東方向の軸を持つ褶曲・断層構造が基本で、本流・支流の多くは地質構造の影響を受けて細かく枝分かれしている。

山地の東側に位置する丘陵地を構成している地層は三浦層群と呼ばれ、鮮新世から前期更新世に主として関東山地から供給された堆積物により形成されたものである。

丘陵地下位の洪積台地は丘陵を形成する三浦層群の基盤の上に古多摩川が堆積させた砂層・礫層が乗り、さらに、全体が関東ローム層に覆われている。このローム層の厚さはその噴出物の起源が富士・箱根方面にあることから南西で厚く北東で薄い傾向にある。また、狛江付近から下流の立川段丘面は氷河時代の終了による完新世の海進によって水没し、その後沖積平野の下に埋没してしまっている。また、三浦層群を、海成層である上総層群が不整合に覆い、多摩川丘陵では地表に広く露出しており、多摩川の中上流部と支川の浅川では河床付近では、上総層群の泥岩、半固結粘土や固結シルト（以下「土丹」という）が露出する箇所が見られる。

多摩川氾濫原の地質については扇状地性平野、自然堤防帯平野、デルタ平野それぞれで微妙に異なっている。扇状地性平野の堆積物は主に砂礫層であり、全般的に水はけが良い。しかし、その層厚は約20mあり、それほど厚いものではない。自然堤防帯平野では、平野の堆積物は砂礫・シルトよりなるが、現河床及び旧河道跡では砂礫の堆積域が帯状に認められる。デルタ平野は海の影響を受けた堆積地形であり主にシルト・粘土によって構成されている。

多摩川は砂利採掘の影響もあり、砂利層の基盤となっている第三紀層（三浦層群、上総層群）の露出する箇所が見られる。

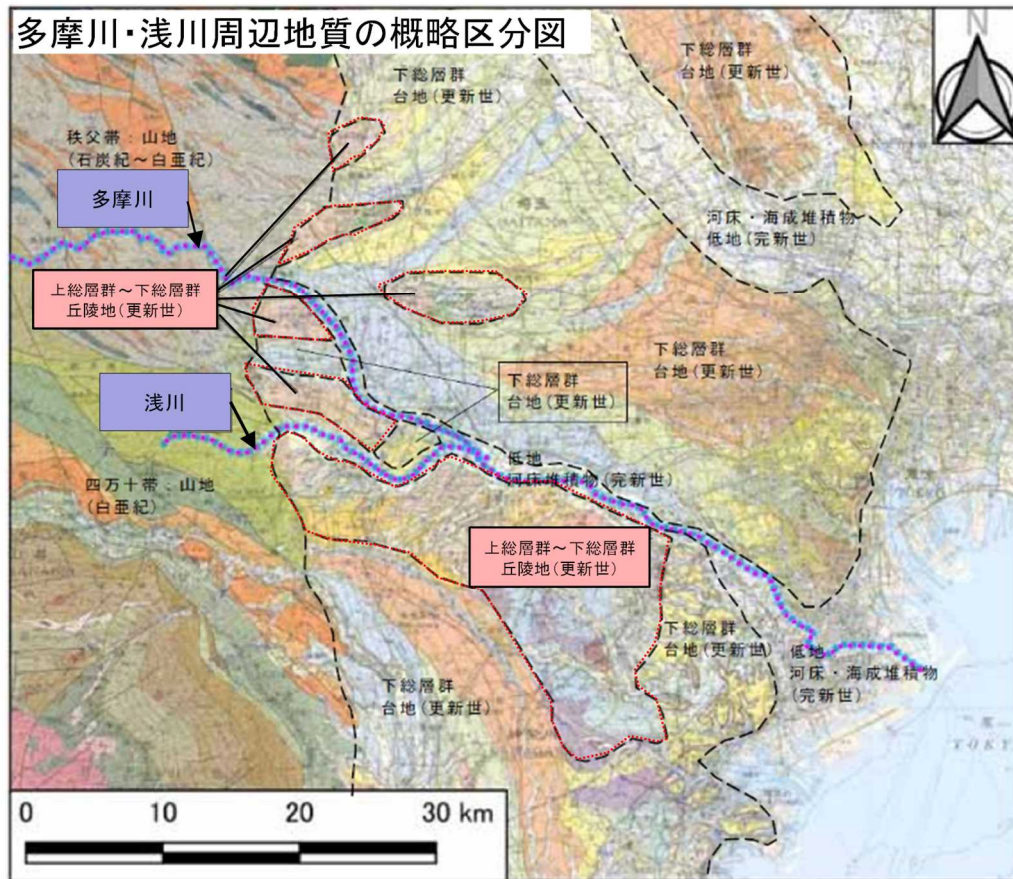


図 1-3 多摩川・浅川周辺地質図

出典：20万分の1地質図幅 東京 1987、国立研究開発法人産業総合技術研究所より引用、一部加筆

1-4 気候・気象

多摩川流域の気候は、関東地方南西部の気候の一部であり、また東京都南部地域の気候と大体において重複しているが、多摩川流域全体を1つの気候区としてとらえることは難しく、多様で複雑な小気候区の集合体と考えられる。

多摩川流域の年平均気温は、源流部の山地で6～5度、東京湾に面する河口部で16度となり、上流部の山地で低く下流部に向けて気温が高くなる。

多摩川流域の年平均降水量は、1,500～1,700mmとなり、上中下流域で降雨量に大きな差は無い。

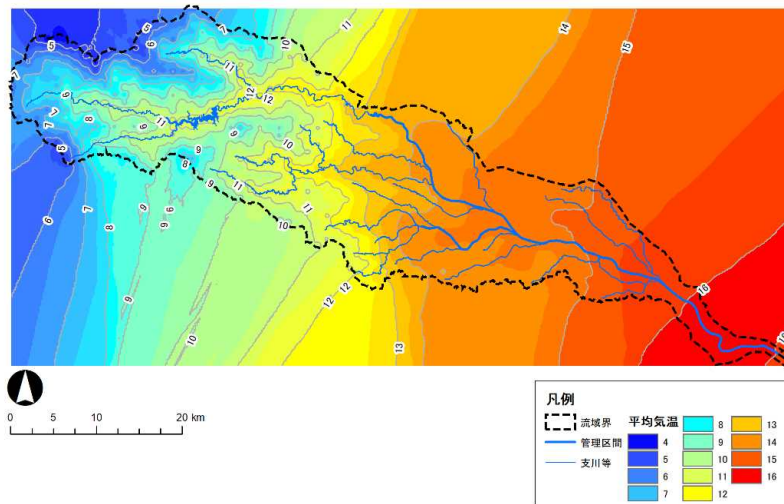


図 1-4 多摩川流域 平均気温（1981～2010年）

出典：国土数値情報（平均値（気候）メッシュ（1981～2010年））

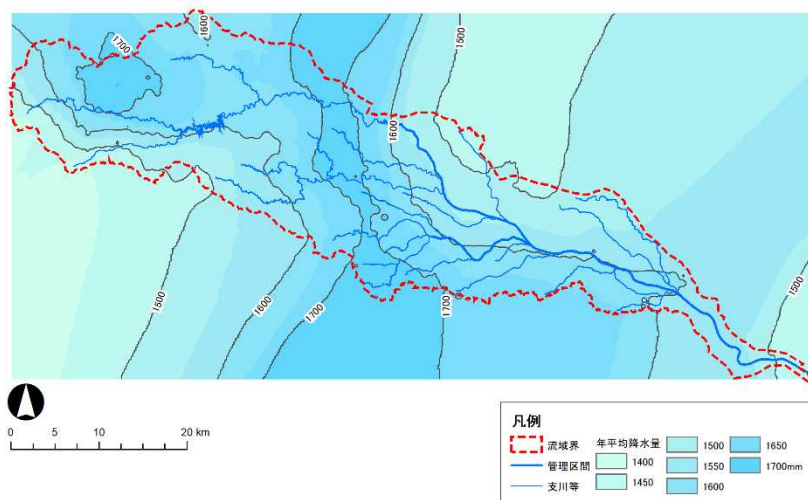


図 1-5 多摩川流域 年平均降水量（1981～2010年）

出典：国土数値情報（平均値（気候）メッシュ（1981～2010年））

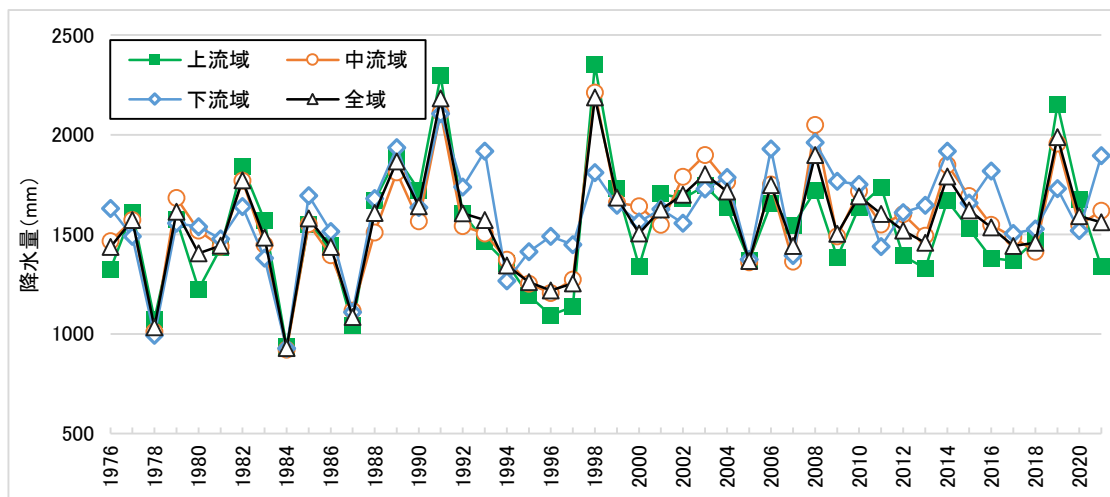


図 1-6 降水量の経年変化（1976～2021年）

出典：気象庁アメダス観測データ（小河内、青梅、八王子、府中、世田谷）より集計

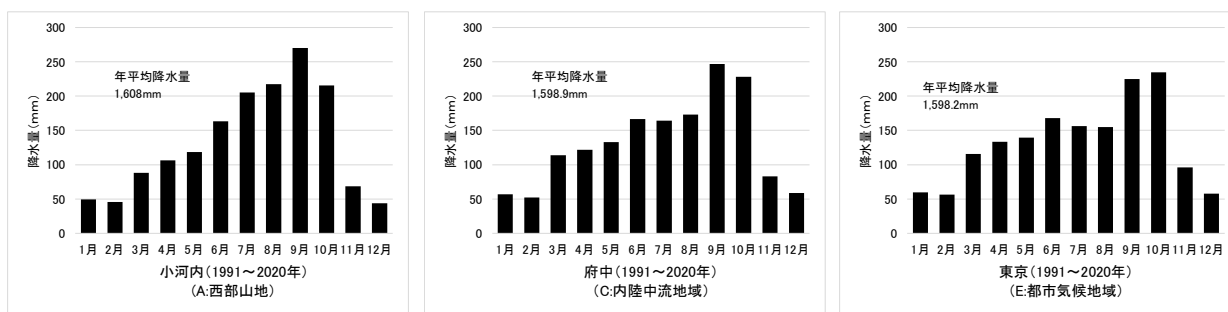


図 1-7 多摩川流域の月別降水量（1991～2020年の平均）

出典：気象庁アメダス観測データ（小河内、府中、東京）より集計

2. 流域及び河川の自然環境

2-1 流域の自然環境

多摩川流域は、上流部のほとんどが秩父多摩甲斐国立公園に指定され、豊かな自然環境を有するとともに、山間溪谷部から河口まで刻々と姿を変え、都市空間の一部を形成している。また、多摩川沿いには亀甲山古墳や滝山城跡などの史跡が隣接し歴史的に人々の暮らしと密接に関わり続けているとともに、その流れは人々に憩いと安らぎを与え、首都圏を代表する河川として、広く愛されている。

流域内の流程は、地形によって、上流部、中上流部、中下流部、下流部に分類される。なお、河床勾配は上流部で約1/200～1/400、中上流部～中下流部で約1/400～1/800、下流部で約1/2,000～1/17,000である。上流部は山間溪谷部、中上流部から中下流部では瀬・淵・中洲があり、下流部は感潮区間で大きく蛇行した河道形態をとり、緩やかな流れとなっている。

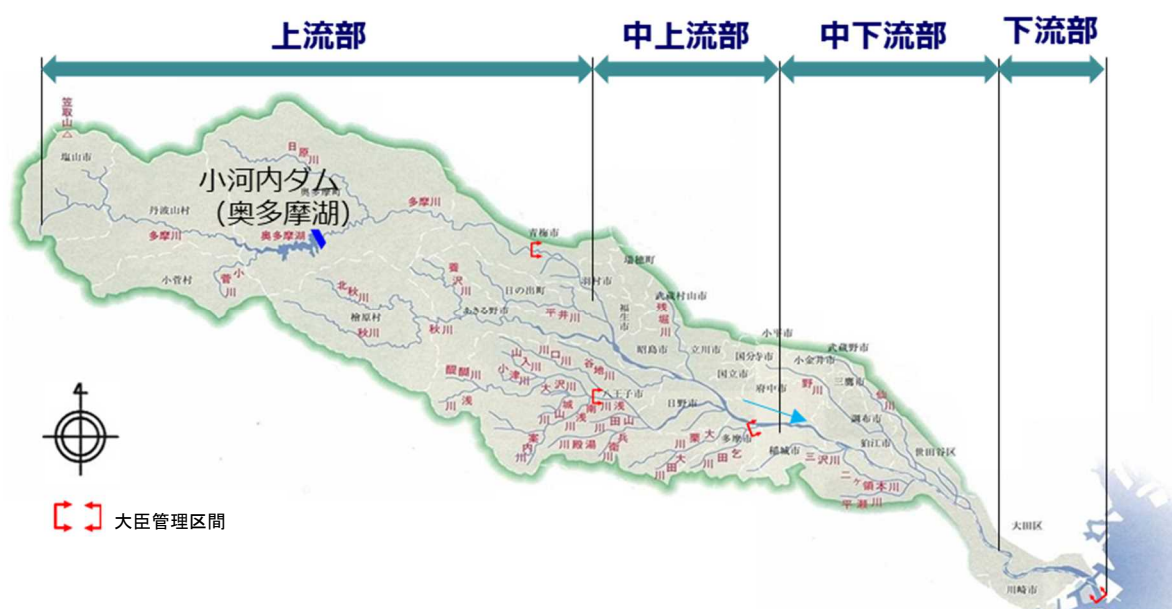


図 2-1 多摩川における流程区分

(1) 植生

多摩川の直轄区間はその大部分が礫河川であることから、洪水によって攪乱を受ける環境に成立する植物群落の形成が特徴的といえる。上流部から中上流部にかけては、水際とその周辺にツルヨシ群落やタチヤナギ群落が多く見られる。また、礫河原環境を好むカワラニガナ、カワラノギク、カワラヨモギ等が代表的な植物種として生育する。一方で、礫河原からやや比高の高い場所にかけては、外来樹木であるハリエンジュ（ニセアカシア）が大きな群落を形成している。

中下流部にはグラウンドや河川公園が多く存在するが、一部に重要種であるカワラサイコ等の河原環境に生育する種がみられる。

下流部では大規模なヨシ群落に加え、塩沼湿地性の重要種であるシオクグやアイアシが生育する。



カワラニガナ



カワラノギク



カワラヨモギ



カワラサイコ



シオクグ



アイアシ

写真 2-1 植物

(2) 魚類

河口から13.0kmの調布取水堰までの感潮区間ではスズキやマハゼ等の汽水・海水魚が多く見られる。淡水魚は主に13.0kmより上流で見られ、オイカワ、モツゴ等が多く確認されている。上流部ではカジカ、ヤマメ等も見られる。また、海と川の間を行き来する回游魚であるマルタ、アユ等も見られる。この他、特徴的な重要種としては、分布域が関東固有のムサシノジュズカケハゼ、瀬淵に生息するギバチ、アカザなどが挙げられる。また、コクチバス、オオクチバス、タイリクバラタナゴ、ニジマスなど計10種の外来種が確認されている。



ヤマメ



アユ

写真 2-2 魚類

出典：河川水辺の国勢調査

(3) 鳥類

多摩川に特徴的な環境である礫河原では、セグロセキレイ、イカルチドリ、コチドリ等が年間を通じて生息している。都市部では、スズメ、ムクドリ等が多く見られるほか、カワウも広く生息している。季節によって様々な鳥類が多摩川を訪れ、4～8月頃には、ツバメやコアジサシ等の夏鳥が南方から渡来し、一部では繁殖を行っている。冬季には、ユリカモメやコガモ等の冬鳥が越冬のために北方から渡来する。また、年間を通じて、礫河原環境を採食、繁殖環境とするセグロセキレイ、イカルチドリ、コチドリ等の留鳥の姿も見られる。この他、特徴的な重要種としては、干潟で採食するセイタカシギ、礫河原で繁殖するコアジサシ、ヨシ帯で繁殖するセッカなどが挙げられる。



セグロセキレイ



イカルチドリ

写真 2-3 鳥類

出典：河川水辺の国勢調査

(4) 陸上昆虫類等

多摩川の河川敷のオギ、ヨシ、ヨモギ、チガヤ等の草地では、ショウリョウバッタやコバネイナゴの“バッタ類”やギンイチモンジセセリ等の“バッタ類”や“チョウ類”が生息し、ヨシが繁茂した湿地にはエサキアメンボ等が生息する。また、多摩川に特徴的な環境である礫河原には、こうした環境に依存する重要種のカワラバッタ、エリザハンミョウ、オオアオミズギワゴミムシ等が生息している。また、下流部における汽水域のヨシ原においては、重要種の新マイトトンボやキイロホソゴミムシが生息している。



カワラバッタ



新マイトトンボ

写真 2-4 陸上昆虫類

出典：河川水辺の国勢調査

(5) 底生動物

河口に広がるヨシ原や干潟では、クロベンケイガニやアシハラガニ等が生息している。中下流部より上流の早瀬では、アカマダラカゲロウやカミムラカワゲラ、ウルマーシマトビケラなどが生息している。また、水際の植物群落等にはハグロトンボの幼虫やコオナガミズスマシ等が生息し、砂礫河床にはホンサナエの幼虫やゲンジボタルの幼虫等が確認されている。特徴的な重要種としては、河口の干潟に生息するコメツキガニやヤマトオサガニ、川と海を行き来するテナガエビやモクズガニ、主に上流部に生息するサワガニなどが挙げられる。



ヤマトオサガニ



テナガエビ

写真 2-5 底生動物

出典：河川水辺の国勢調査

(6) 両生類・爬虫類・哺乳類

高水敷の樹林や草地ではタヌキやイタチ、アカネズミ、ヨシ原等に生息するカヤネズミ、土中ではアズマモグラ等の哺乳類やヤマカガシ、ニホンカナヘビ等の爬虫類が確認されている。

また、ワンドや溜まり等の水域や周辺の草地では、両生類のアカハライモリやニホンアマガエルなどが確認されている。

特徴的な重要種としては、止水域を産卵場とするアカハライモリやニホンアマガエルや流水域を産卵場とするカジカガエルなどの両生類が確認されている。



アカハライモリ



カジカガエル (幼生)



ニホンカナヘビ



カヤネズミ (巢)

写真 2-6 両生類・爬虫類・哺乳類

表 2-1 多摩川水系の重要種-1

区分	No.	種名	文化財保護法	種の保存法	環境省レッドリスト2020	東京都レッドリスト2020					神奈川県レッドリスト2020
						区部	北多摩	南多摩	西多摩	多摩部	
植物	1	ヤシャゼンマイ				DD	EX	CR	VU		
	2	アオホラゴケ						VU	VU		
	3	ホラシノブ				EN	EN	EN	CR		
	4	ナンゴクナライシダ					VU	NT			
	5	ミヤコヤブソテツ						CR	CR		
	6	トウゴクシダ				CR	NT	NT			
	7	アスカイノデ				VU	NT	VU	VU		
	8	アイアスカイノデ				VU	VU				
	9	サトメシダ				EX	EX	CR	DD		EN
	10	ハクモウイノデ						NT			
	11	オオアカウキクサ			EN	DD	EX	CR	EX		VU
	12	ジャヤナギ				NT	NT	VU	VU		
	13	コゴメヤナギ				NT	NT	VU	VU		
	14	ハンノキ				VU	VU	VU	NT		
	15	カテンソウ				VU	VU				
	16	ミズ				EX	NT	NT			
	17	ナガバノヤノネグサ					CR	VU	VU		CR
	18	シロバナサクラタデ				NT	EN	EN	EN		
	19	ナンバンハコベ					VU	VU	NT		
	20	カワラナデシコ				EX	EN	EN	EN		
	21	カゴノキ						VU	VU		
	22	ニリンソウ				EN	NT	NT			
	23	ウマノスズクサ				VU	VU	VU	VU		
	24	ハタザオ				EX	EN	EN	EN		
	25	夕子タネツケバナ					NT	NT	NT		
	26	イヌナズナ				DD	NT	VU	NT		
	27	コイヌガラシ				DD	NT	VU	DD		
	28	チダケサシ				VU	NT				
	29	ネコノメソウ				VU	NT	NT			
	30	タコノアシ				VU	NT	NT	NT		
	31	ダイモンジソウ							VU		
	32	カワラサイコ				CR	VU	VU	VU		
	33	ヒロハノカワラサイコ			VU			EN	VU		VU
	34	エビガライチゴ				CR	CR	VU	NT		
	35	サナギイチゴ			VU				CR		EN
	36	カワラケツメイ				VU	VU	VU	VU		
	37	キハギ				EN	VU	NT			
	38	タンキリマメ				CR	DD	DD			
	39	ニシキソウ				NT	NT	NT	NT		
	40	ヒトツバハギ				VU	VU	EN	EN		
	41	フユザンショウ				DD		VU	VU		
	42	ヒメハギ				EN	EN	VU	NT		
	43	イワウメヅル				EX	CR	EN	NT		
	44	ゴキヅル				VU	EN	CR	CR		NT
	45	ミヤマニガウリ							EN		
	46	ヒシ				NT	EX	CR	CR		VU
	47	ホザキノフサモ				CR	DD	EN	DD		
	48	イワニンジン						VU	NT		
	49	アケボノソウ					DD	CR	EN		
	50	アサザ			NT	EN	EX				EX
	51	コムラサキ				CR	DD	EN	DD		
	52	ミズハコベ				CR	EN	EN	EN		
	53	メハジキ				EN	VU	EN	VU		
	54	ハッカ				VU	VU	VU	VU		
	55	ヒカゲヒメジソ (シラゲヒメジソ)				VU	VU	NT	NT		
	56	ヒキオコシ				EX	EX	VU	VU		
	57	ミゾコウジュ				VU	VU	VU	EN		
	58	フジウツギ				DD	EX	VU	NT		
	59	ミゾホオズキ					VU	NT			
	60	コシオガマ				DD	VU	VU	VU		
	61	カワヂシャ				VU	VU	VU	VU		
	62	クガイソウ							CR		CR
	63	ハグロソウ				VU	VU	NT			
	64	トウオオハコ				NT		DD			VU
	65	カワラハハコ				CR	EX	CR	CR		VU
	66	カワラヨモギ				DD	EX	VU	VU		
	67	イヌヨモギ				EX	EX	EN	NT		
	68	カワラノギク			VU	EX	EW	EX	EN		EN
	69	ウラギク			NT	EN					EN
	70	タカアザミ				VU	VU	VU	VU		EN
	71	フジアザミ						VU	VU		

表 2-2 多摩川水系の重要種-2

区分	No.	種名	文化財保護法	種の保存法	環境省レッドリスト2020	東京都レッドリスト2020					神奈川県レッドリスト 植物2020/動物2009
						区部	北多摩	南多摩	西多摩	多摩部	
植物	72	タカサブロウ				留意種	留意種	留意種	留意種		
	73	フジバカマ			NT	CR	CR		CR		EX
	74	カワラニガナ			NT	EX	VU	VU	NT		VU
	75	タムラソウ					EX	CR	EN		
	76	ヘラオモダカ				EN	VU	EN	VU		
	77	クロモ				CR	CR	EX	CR		EN
	78	セキショウモ				EX	EN	EN	CR		EN
	79	イトモ			NT	CR	CR	CR	CR		EN
	80	エビモ				CR	EN	EN	EN		
	81	ササバモ				VU	VU	VU	EN		NT
	82	ホソバミズヒキモ					DD				EN
	83	ヤナギモ				DD	VU	VU			
	84	ノカンゾウ				DD	NT	NT	NT		
	85	ニッコウキスゲ (ゼンテイカ)							VU		
	86	ヤマジノホトギス				DD	NT	NT			EN
	87	ホトギス				DD	VU	VU	NT		
	88	キツネノカミソリ				VU	VU	NT	NT		
	89	ニガカシュウ				NT	NT	NT	NT		
	90	ハナビゼキショウ				DD	CR	EN	DD		
	91	タチコウガイゼキショウ				CR	CR	CR	CR		
	92	アオコウガイゼキショウ				DD	NT	VU	NT		
	93	ホソイ				NT	NT	NT	NT		
	94	ハリコウガイゼキショウ					DD	CR			
	95	ヤマズズメノヒエ				VU	VU	VU	NT		
	96	ミノゴメ (ムツオレグサ)				DD	VU	VU	VU		
	97	チョウセンガリヤス				VU	NT	VU	VU		
	98	エゾノサヤカグサ				NT	NT	NT	NT		
	99	アゼガヤ				DD	VU	DD			
	100	ミノボロ				DD	VU	EN	VU		CR
	101	アイアシ					VU				VU
	102	メガルカヤ				DD	DD	VU	VU		
	103	ミクリ			NT	VU	NT	VU	VU		NT
	104	ウキヤガラ				NT	VU	EN	NT		
	105	イセウキヤガラ				EN					EN
	106	ヤマアゼスゲ					DD	EN	NT		
	107	ヤガミスゲ				NT	VU	EN	VU		VU
	108	シオクグ				VU					NT
	109	カンエンガヤツリ			VU	NT	NT	VU	VU		EN
	110	アオガヤツリ				NT	NT	NT			
	111	シロガヤツリ				EN	DD	EN			VU
	112	ミズガヤツリ				NT	VU	VU	VU		
	113	ヌマハリイ (オオヌマハリイ)				EX	EX		EX		
114	カンガレイ				VU	VU	VU	DD			
両生綱	115	アカハライモリ			NT	CR	EN	EN	EN		CR+EN
	116	アズマヒキガエル				VU	VU	VU	NT		要注意
	117	ニホンアマガエル				EN	VU	VU	NT		
	118	ニホンアカガエル				EN	EN	EN	EN		VU
	119	ヤマアカガエル					EN	EN	VU		
	120	トウキョウダルマガエル			NT	CR	CR	EN	EN		VU
	121	ツチガエル				CR	CR	CR	VU		要注意
	122	シュレゲルアオガエル				CR	VU	VU	NT		要注意
	123	カジカガエル					VU	VU	NT		
爬虫綱	124	ニホンスッポン			DD	CR+EN	CR+EN	CR+EN	CR+EN		
	125	ニホンヤモリ				VU	留意種	留意種	留意種		
	126	ヒガシニホトカゲ				CR+EN	VU	VU	NT		
	127	ニホンカナヘビ				CR+EN	VU	NT	NT		
	128	シマヘビ				CR	VU	VU	NT		要注意
	129	アオダイショウ				NT	NT	NT	NT		要注意
	130	ジムグリ				CR	CR	VU	NT		
	131	ヒノカリ				VU	VU	NT	NT		NT
	132	ヤマカガシ				CR	CR	EN	VU		
	133	ニホンマムシ				CR	CR	CR	EN		
哺乳綱	134	ヒミズ				EX	NT				
	135	ニホンザル			NT			VU	NT		
	136	ハタネズミ				NT	NT		留意種		NT
	137	カヤネズミ			VU	DD	EN	VU	VU		NT
鳥類	138	カイツブリ				NT	VU	NT	NT		
	139	ハジロカイツブリ				NT	留意種				
	140	カンムリカイツブリ				留意種	留意種	NT			
	141	ゴイサギ				VU	VU	VU	NT		
	142	ササゴイ				CR	CR	VU	VU		VU

表 2-3 多摩川水系の重要種-3

区分	No.	種名	文化財保護法	種の保存法	環境省レッドリスト2020	東京都レッドリスト2020					神奈川県レッドリスト2006
						区部	北多摩	南多摩	西多摩	多摩部	
鳥類	143	アマサギ									減少
	144	ダイサギ				NT					
	145	チュウサギ			NT	NT	NT	NT	NT		
	146	コサギ				VU	NT	NT	NT		
	147	クロトキ			DD						
	148	オシドリ			DD	EN	VU	VU	VU		減少
	149	ホシハジロ				VU	VU	VU			
	150	スズガモ				留意種					
	151	ホオジロガモ				VU	VU	VU	EN		
	152	ミコアイサ				EN	CR	EN	VU		
	153	ミサゴ			NT	EN	VU	EN	DD		VU
	154	トビ				NT		NT			
	155	オオタカ			NT	EN	VU	VU	VU		VU
	156	ノスリ				CR	VU	VU	NT		VU
	157	チュウヒ		国内	EN	EN					VU
	158	ハヤブサ		国内	VU	EN	VU	VU	CR		CR+EN
	159	チョウゲンボウ				EN	VU	VU	NT		
	160	キジ				EN	NT	NT	NT		
	161	クイナ				DD	DD	NT	NT		VU
	162	ヒクイナ			NT	CR	CR	CR	CR		CR+EN
	163	バン				EN	EN	VU	VU		
	164	オオバン				CR					
	165	コチドリ				CR	NT	VU	NT		注目
	166	イカルチドリ				EN	VU	VU	NT		NT
	167	シロチドリ			VU	CR	CR	CR			VU
	168	メダイチドリ				VU					NT
	169	ムナグロ				VU	VU	VU			減少
	170	ダイゼン				VU					減少
	171	キョウジョシギ				VU		VU			VU
	172	トウネン				VU		VU			VU
	173	ウズラシギ									NT
	174	ハマシギ			NT	VU	EN	EN	EN		VU
	175	ミュビシギ				EN					CR+EN
	176	アオアシシギ				NT	NT	NT			
	177	クサシギ				CR	VU	VU	VU		
	178	タカブシギ			VU	CR	VU	VU	VU		NT
	179	キアシシギ				VU	VU	VU	VU		VU
	180	イソシギ				VU	VU	VU	VU		希少
	181	ソリハシシギ				VU					VU
	182	ホウロクシギ			VU	CR					CR+EN
	183	チュウシャクシギ				VU					VU
	184	タシギ				VU	VU	VU	VU		注目
	185	オオセグロカモメ			NT						
186	ウミネコ				留意種						
187	ズグロカモメ			VU							
188	コアジサシ			VU	EN	CR	EN	CR		CR+EN	
189	カッコウ				CR	VU	VU	VU		VU	
190	ツツドリ						NT	NT			
191	ホトギス						NT	NT			
192	コミミズク				CR	EN	EN	VU		CR+EN	
193	アオバズク				CR	EN	CR	VU		VU	
194	ヒメアマツバメ				VU	NT	NT	DD		減少	
195	アマツバメ							DD			
196	ヤマセミ						EN	EN		希少	
197	カワセミ				VU	NT	NT	NT			
198	アオゲラ				EN						
199	アカゲラ						NT				
200	ヒバリ				VU	VU	VU	VU		減少	
201	ツバメ									減少	
202	コシアカツバメ				VU		NT			減少	
203	イワツバメ				DD	NT	NT				
204	キセキレイ									減少	
205	ハクセキレイ										
206	セグロセキレイ				VU	NT	NT			減少	
207	ビンズイ									VU	
208	モズ				CR	VU	NT	NT		減少	
209	カワガラス						VU	NT		減少	
210	ミンサザイ					NT	NT				
211	ルリビタキ									VU	
212	インヘヨドリ				NT	NT	NT	DD			
213	クロツグミ					NT	NT	NT		VU	

表 2-4 多摩川水系の重要種-4

区分	No.	種名	文化財保護法	種の保存法	環境省レッドリスト2020	東京都レッドリスト2020					神奈川県レッドリスト2006	
						区部	北多摩	南多摩	西多摩	多摩部		
鳥類	214	アカハラ									減少	
	215	ヤブサメ					VU	VU	NT		NT	
	216	ウグイス							留意種			
	217	コヨシキリ						DD	DD		CR+EN	
	218	オオヨシキリ				CR	VU	VU	VU		VU	
	219	センダイムシクイ				EX	CR	VU	VU		NT	
	220	セッカ				CR	VU	VU	VU		減少	
	221	キビタキ									減少	
	222	サンコウチョウ				EX	VU	VU	VU		VU	
	223	コガラ									VU	
	224	ヤマガラ				VU						
	225	ホオジロ				EN	NT	NT	NT			
	226	ホオアカ									CR+EN	
	227	カンザダカ				VU	VU	NT	NT			
	228	アオジ									VU	
	229	オオジュリン				NT	NT	NT	NT		VU	
	230	カワラヒワ									減少	
	231	ベニマシコ				VU	NT	NT	NT			
	232	イカル				NT	NT					
	233	オナガ				NT	NT	NT	NT			
	魚類	234	スナヤツメ類			VU	CR	CR	CR	CR		EN
		235	ニホンウナギ			EN	EN	EN	EN	EN		
		236	コイ									DD
237		キンブナ			VU	EN	EN	EN	EN		EN	
238		ギンブナ				DD	DD	DD	DD			
239		オイカワ				DD	DD	DD	DD			
240		アブラハヤ				VU	VU	VU	VU		NT	
241		マルタ				NT	NT	NT	NT		VU	
242		ウグイ									NT	
243		カマツカ									NT	
244		ツチフキ			EN							
245		ニゴイ				NT	NT	NT			VU	
246		ドジョウ			NT	DD	DD	DD	DD			
247		ヒガシマドジョウ				VU	VU	VU	NT		NT	
248		ホトケドジョウ				EN	EN	EN	EN		EN	
249		ギバチ				VU	CR	CR	VU	VU	CR	
250		ナマズ									注目	
251		アカザ				VU					CR	
252		サクラマス(ヤマメ)				NT	CR	CR	CR	CR	CR	
253		メナダ					VU	VU	VU		DD	
254		ミナミメダカ				VU	CR	CR	CR	CR	CR	
255		クルマサヨリ				NT	CR	CR				
256		カジカ				NT			EN		VU	
257		キチヌ									DD	
258		カワアナゴ									EN	
259		ミズハゼ					DD	DD			DD	
260		ヒモハゼ				NT					DD	
261		トビハゼ				NT	CR	CR			EN	
262		アシシロハゼ					NT	NT				
263		アベハゼ					NT	NT				
264		マサゴハゼ				VU	VU	VU			DD	
265		ヌマチチブ					NT	NT	NT	NT		
266		チチブ					NT	NT	NT	NT		
267		シマヨシノボリ					DD	DD				
268		ゴクラクハゼ									NT	
269		クロダハゼ					DD	DD	DD	DD		
270		ウロハゼ									注目	
271		ヒメハゼ					NT	NT				
272		スミウキゴリ									NT	
273		ウキゴリ					NT	NT	NT	NT		
274	ピリソゴ					NT	NT					
275	ムサシノジュズカケハゼ				EN	DD	DD	DD	DD	DD		
276	エドハゼ				VU	VU	VU			DD		
陸上昆虫類等	277	ワスレナグモ			NT	NT	NT	NT	DD		VU	
	278	カネコトタテグモ			NT	VU	NT	VU	DD			
	279	キノボリタテグモ			NT	VU	NT	NT	DD			
	280	キノウエタテグモ			NT	VU	NT	NT	NT			
	281	ヤエンオニグモ				NT	DD	NT	DD			
	282	コガネグモ				VU	VU	NT	NT		要注意	
	283	ゴマジロオニグモ					DD	NT	DD			

表 2-5 多摩川水系の重要種-5

区分	No.	種名	文化財保護法	種の保存法	環境省レッドリスト2020	東京都レッドリスト2020					神奈川県レッドリスト2006
						区部	北多摩	南多摩	西多摩	多摩部	
陸上昆虫類等	285	ムツトゲイセキグモ				DD	DD	NT	NT		
	286	コアシダカグモ				VU	VU	NT	DD		
	287	コガネエビグモ									注目
	288	アシナガカニグモ				DD	DD	NT	NT		
	289	ホソミオツネトンボ				VU				EN	要注意
	290	アオイトトンボ				VU				VU	
	291	オツネトンボ				CR				CR	VU
	292	ホソミイトトンボ									DD
	293	キイトトンボ				VU				EN	EN
	294	ヒヌマイイトトンボ			EN	CR					EX
	295	クロイトトンボ									要注意
	296	セスジイトトンボ				CR				CR	要注意
	297	オオイトトンボ				CR				CR	CR
	298	モノサシトンボ				NT				VU	NT
	299	ハグロトンボ				VU					要注意
	300	アオハダトンボ			NT	EX				VU	VU
	301	アオヤンマ			NT	EN				EX	EX
	302	コシボソヤンマ				EX				VU	要注意
	303	カトリヤンマ				CR				EN	NT
	304	サラサヤンマ				CR				VU	EN
	305	ヤマサナエ				EX				VU	要注意
	306	アオサナエ				EX				VU	CR
	307	ホンサナエ				EN				VU	VU
	308	ヒメサナエ									DD
	309	コヤマトンボ				VU				NT	NT
	310	コフキトンボ									要注意
	311	ハラビロトンボ				VU				NT	要注意
	312	チョウトンボ				NT				VU	EN
	313	ナツアカネ									要注意
	314	マユタテアカネ				EN				NT	要注意
	315	ミヤマアカネ				EN				NT	NT
	316	ウスバカマキリ			DD	DD				CR	
	317	オナガササキリ									要注意
	318	ヒガシキリギリス									要注意
	319	ハタケノウマオイ				DD				DD	
	320	ケラ									要注意
	321	スズムシ									要注意
	322	ヒロハネカントン									NT
	323	マツムシ				CR				CR	要注意
	324	エゾスズ				DD				DD	
	325	カワラバッタ				CR				EN	CR+EN
	326	クルマバッタ				VU				NT	
	327	ショウリョウバッタモドキ									要注意
	328	ナキイナゴ				CR				NT	
	329	ハネナガイナゴ									NT
330	セグロイナゴ				EX				EN	NT	
331	ニセハネナガヒシバツタ									希少	
332	コミミズク									CR+EN	
333	オオアシナガサシガメ			NT							
334	ヤブガラシゲンバイ									DD	
335	シロヘリツチカメムシ			NT						DD	
336	ヒメナガメ									VU	
337	エサキアメンボ			NT	DD				DD	CR	
338	ハバアメンボ			NT	DD					EN	
339	ハネナシアメンボ				CR					CR	
340	タイリククロスジヘビトンボ				DD				DD		
341	ヤホシホソマダラ			NT					VU		
342	ルリハダホソクロバ			NT							
343	ダイミョウセセリ				VU						
344	ギンイチモンジセセリ			NT	VU				NT	NT	
345	ヒメキマダラセセリ				CR						
346	ミヤマチャバネセセリ				VU					要注意	
347	オオチャバネセセリ				CR				NT	VU	
348	コチャバネセセリ				CR						
349	ウラゴマダラシジミ				EX				NT		
350	トラフシジミ				NT						
351	ゴイシシジミ				EN				VU		
352	コムラサキ									EN	
353	メスグロヒョウモン				CR				NT		
354	ヒカゲチョウ				NT						
355	イチモンジチョウ				CR						

表 2-6 多摩川水系の重要種-6

区分	No.	種名	文化財保護法	種の保存法	環境省レッドリスト2020	東京都レッドリスト2020					神奈川県レッドリスト2006
						区部	北多摩	南多摩	西多摩	多摩部	
陸上昆虫類等	356	ジャノメチョウ				CR				NT	
	357	コジャノメ				CR					
	358	ミスジチョウ				CR				NT	
	359	ヒオドシチョウ				EN				NT	
	360	ヒメウラナミジャノメ				VU					
	361	オナガアゲハ				EN					
	362	キハダカノコ				EN				VU	DD
	363	スゲドクガ			NT					CR	
	364	スゲオオドクガ								VU	
	365	キスジウスキトウ			VU	VU				VU	VU
	366	コシロシタバ			NT	VU				NT	
	367	ヌマベウスキトウ			VU						
	368	イチモジヒメトウ			VU						
	369	コガタミズアブ								NT	
	370	モモボソヒラズムシヒキ								DD	
	371	ヨツボシツヤナガゴミムシ									CR+EN
	372	アシミソヒメヒラタゴミムシ				CR				EN	NT
	373	キアシマルガタゴミムシ				VU				NT	
	374	フタモンクビナガゴミムシ				VU				NT	DD
	375	ハマベミズギワゴミムシ				NT					NT
	376	ウメヤルリミズギワゴミムシ									DD
	377	フタバシチビゴミムシ									NT
	378	アカガネアオゴミムシ				VU				NT	NT
	379	コアトワアオゴミムシ				NT				NT	NT
	380	キバナガミズギワゴミムシ				VU					NT
	381	オサムシモドキ				EN				VU	VU
	382	キイロホソゴミムシ			EN	CR					CR+EN
	383	ホソチビヒョウタンゴミムシ				CR				VU	DD
	384	トゲアシゴモクムシ				NT				NT	
	385	ヒロゴモクムシ				VU				NT	
	386	ナカグロキバナクビナガゴミムシ				EN					VU
	387	ニセトックリゴミムシ				VU				NT	
	388	イグチケブカゴミムシ			NT	CR				VU	NT
	389	クロケブカゴミムシ									NT
	390	ヒロムネナガゴミムシ									NT
	391	オオナガゴミムシ				VU				DD	NT
	392	オオキンナガゴミムシ									NT
	393	アシミソナガゴミムシ									NT
	394	キアシツヤヒラタゴミムシ				CR				VU	
	395	オビモンコムズギワゴミムシ									NT
	396	クビナガヨツボシゴミムシ			DD	CR				VU	VU
	397	ツブゲンゴロウ									EX
	398	キベリマメゲンゴロウ			NT						
	399	コオナガミズマシ			VU						NT
	400	コガシラミズムシ									EN
	401	カワラゴミムシ				EX				CR	VU
402	シジミガムシ			EN							
403	クナシリシジミガムシ									DD	
404	ヤマハマベエンマムシ									VU	
405	ヒメヒラタシデムシ				VU				NT	VU	
406	オオツノハネカクシ			DD	EX				EX		
407	ツヤケシアカバウミベハネカクシ				VU						
408	ヒゲブトハナムグリ				VU						
409	ハンノヒメコガネ				EN				VU		
410	ヒゲコガネ				VU				NT	VU	
411	シラホシハナムグリ									EX	
412	ムラサキツヤハナムグリ									VU	
413	タマガワナガドロムシ				VU				NT		
414	クロケシタマムシ									NT	
415	タマムシ									要注意	
416	アイヌテントウ					EX			NT		
417	ヤマトヒメテントウ									NT	
418	ツメアカマルチビゴミムシダマシ									NT	
419	ヒメビロウドカミキリ			NT	EX				CR	CR+EN	
420	オオアオカミキリ									DD	
421	マルクビケマダラカミキリ									NT	
422	トラフカミキリ				NT				NT	要注意	
423	ハッカハムシ				VU				NT		
424	ドロノキハムシ				EX				CR	EX	
425	コヤツボシツツハムシ									CR+EN	
426	ムツキボシツツハムシ									VU	

表 2-7 多摩川水系の重要種-7

区分	No.	種名	文化財保護法	種の保存法	環境省レッドリスト2020	東京都レッドリスト2020					神奈川県レッドリスト2006
						区部	北多摩	南多摩	西多摩	多摩部	
陸上昆虫類等	427	ホソネクイハムシ				EX				EN	不明
	428	スイバトビハムシ									DD
	429	アワクビボソハムシ									NT
	430	キアシクビボソハムシ									CR+EN
	431	オオセイボウ			DD						
	432	キボシツクリバチ				NT				DD	
	433	モンズズメバチ			DD						
	434	キオビクモバチ				NT				DD	
	435	アオスジクモバチ			DD						
	436	コウライクモカリバチ			DD						
	437	キゴシジガバチ				DD				DD	
	438	カワグチツボ			NT						
	439	クリイロカワザンショウガイ			NT						
	440	ヨシダカワザンショウガイ			NT						
441	カワザンショウガイ				NT						
底生動物	442	ヒナタムシヤドリカワザンショウガイ			NT						
	443	ヒガタヨコイトカケギリガイ			DD						
	444	ヨシダカヒメモノアラガイ			DD						
	445	モノアラガイ			NT	CR+EN			DD		
	446	ヒラマキミズマイマイ			DD	DD	DD	DD	DD		
	447	ハブタエヒラマキガイ			DD						
	448	トウキョウヒラマキガイ			DD						
	449	ヒラマキガイモドキ			NT						
	450	カワコザラガイ			CR						
	451	ウネナシトマヤガイ			NT	DD					
	452	ヤマトシジミ			NT	DD					
	453	マシジミ			VU	CR+EN					
	454	ハマグリ			VU	DD					
	455	サビシラトリガイ			NT						
	456	オオノガイ			NT						
	457	イトメ			NT						
	458	ミドリビル			DD						
	459	サラサフジツボ			NT						
	460	スカエビ					留意種	留意種	留意種	留意種	
	461	テナガエビ					留意種	留意種			
	462	ユビナガスジエビ					DD				
	463	シラタエビ					DD				
	464	スジエビ					留意種	留意種	留意種	留意種	
	465	ウリタエビジャコ					DD				
	466	ユビナガホンヤドカリ					DD				
	467	ハサミシャコエビ					DD				
	468	ニホンスナモグリ					DD				
	469	サワガニ					留意種	留意種	留意種	留意種	
	470	クロベンケイガニ					留意種				
	471	アカテガニ					留意種				
	472	ウモレベンケイガニ			VU	DD					
	473	カクベンケイガニ					DD				
	474	ベンケイガニ			NT		留意種				
	475	モクズガニ					留意種	留意種	留意種		
	476	アシハラガニ					留意種				
	477	チゴガニ					留意種				
	478	コメツキガニ					留意種				
	479	オサガニ			NT		DD				
	480	ヤマトオサガニ					留意種				
	481	チェルノバマダラカゲロウ									希少
	482	イシワタマダラカゲロウ									DD
	483	クロイトトンボ									要注意
	484	ハグロトンボ					VU				要注意
	485	コシボソヤンマ					EX			VU	要注意
	486	ミルンヤンマ									要注意
	487	ヤマサナエ					EX			VU	要注意
	488	キイロサナエ			NT		EX			CR	CR
	489	アオサナエ					EX			VU	CR
	490	ホンサナエ					EN			VU	VU
491	ヒメサナエ									DD	
492	コヤマトンボ					VU			NT	NT	
493	コフキトンボ									要注意	
494	マユタテアカネ					EN			NT	要注意	
495	ミヤマアカネ					EN			NT	NT	
496	ミズカマキリ					EN			VU		
497	タイリククロスジヘビトンボ					DD			DD		

表 2-8 多摩川水系の重要種-8

区分	No.	種名	文化財保護法	種の保存法	環境省レッドリスト2020	東京都レッドリスト2020					神奈川県レッドリスト2006
						区部	北多摩	南多摩	西多摩	多摩部	
底生動物	498	ネグロセンブリ				VU				VU	
	499	カスミハネカ			DD						
	500	チャイロシマチビゲンゴロウ									EX
	501	コシマチビゲンゴロウ			VU						不明
	502	キベリマメゲンゴロウ			NT						
	503	コオナガミズスマシ			VU						NT
	504	クビボソコガシラミズムシ			DD						
	505	シジミガムシ			EN						
	506	ゲンジボタル				EN				NT	
	507	ミズバチ			DD						

<凡例>

- 国天： 文化財保護法 国指定天然記念物
- 保存： 種の保存に関する法律 国内希少野生動植物種
- 国 EX： 環境省レッドリスト 2020 版 絶滅種(Ex) 県 EX： 神奈川県レッドリスト 植物 2020 版／動物 2006 版 絶滅種(Ex)
- 国 EW： 環境省レッドリスト 2020 版 野生絶滅(EW) 県 EW： 神奈川県レッドリスト植物 2020 版／動物 2006 版 野生絶滅(EW)
- 国 CR+EN： 環境省レッドリスト 2020 版 絶滅危惧I類(CR+EN) 県 CR+EN： 神奈川県レッドリスト植物 2020 版／動物 2006 版 絶滅危惧I類(CR+EN)
- 国 CR： 環境省レッドリスト 2020 版 絶滅危惧IA類(CR) 県 CR： 神奈川県レッドリスト植物 2020 版／動物 2006 版 絶滅危惧IA類(CR)
- 国 EN： 環境省レッドリスト 2020 版 絶滅危惧IB類(EN) 県 EN： 神奈川県レッドリスト植物 2020 版／動物 2006 版 絶滅危惧IB類(EN)
- 国 VU： 環境省レッドリスト 2020 版 絶滅危惧II類(VU) 県 VU： 神奈川県レッドリスト植物 2020 版／動物 2006 版 絶滅危惧II類(VU)
- 国 NT： 環境省レッドリスト 2020 版 準絶滅危惧(NT) 県 NT： 神奈川県レッドリスト植物 2020 版／動物 2006 版 準絶滅危惧(NT)
- 国 DD： 環境省レッドリスト 2020 版 情報不足(DD) 県減少： 神奈川県レッドリスト 2006 版 減少種
- 国 Lp： 環境省レッドリスト 2020 版 地域個体群(Lp) 県希少： 神奈川県レッドリスト 2006 版 希少種
- * CR+EN： 東京都レッドリスト 2020 版 絶滅危惧I類(CR+EN) 県要注意： 神奈川県レッドリスト 2006 版 要注意種
- * CR： 東京都レッドリスト 2020 版 絶滅危惧IA類(CR) 県注目： 神奈川県レッドリスト 2006 版 注目種
- * EN： 東京都レッドリスト 2020 版 絶滅危惧IB類(EN) 県 DD： 神奈川県レッドリスト 2006 版 情報不足(DD)
- * VU： 東京都レッドリスト 2020 版 絶滅危惧II類(VU) 県不明： 神奈川県レッドリスト 2006 版 不明種
- * NT： 東京都レッドリスト 2020 版 準絶滅危惧(NT) 県 Lp： 神奈川県レッドリスト 2006 版 絶滅のおそれのある 地域個体群(Lp)
- * DD： 東京都レッドリスト 2020 版 情報不足(DD)
- * 留意種： 東京都レッドリスト 2020 版 留意種
- *：東京都のうち「区部」「北多摩」「南多摩」「西多摩」それぞれに対応
- 区部：大田区、世田谷区
- 北多摩： 狛江市、調布市、府中市
- 南多摩： 稲城市、多摩市、日野市、町田市、八王子市
- 西多摩： 青梅市、あきる野市、福生市、羽村市
- ※昆虫類のみ 北多摩、南多摩、西多摩をまとめ、多摩部としている

2-1 河川及びその周辺の自然環境

(1) 上流部の自然環境

山岳地帯を流れる源流域では、高標高域よりコメツガ、シラビソ等の常緑針葉樹林から、ブナ等の落葉広葉樹林が広がる間を深い峡谷を穿って流下する。御岳渓谷を過ぎ、直轄区間上流端となる万年橋までの区間は、河床勾配が約1/200以上となっている。ケヤキ、モミなどの針広混交林、スギ、ヒノキ等の針葉樹林が生育する斜面林を従えた谷底平野を縫流する。陸域では、カワガラスなどが生息・繁殖するとともに、水域ではニッコウイワナ、ヤマメなどが生息・繁殖し、渓谷美に富んだ清流を呈している。

直轄区間上流端となる万年橋より、扇頂部付近となる羽村取水堰までの上流部は、河床勾配が約1/200以上の急流であり、蛇行を伴い兩岸に斜面林を有する掘り込み河道区間である。陸域では、イカルチドリ、カワラニガナ等の動植物が生息・生育・繁殖する礫河原、水域ではカジカなどが生息・繁殖する連続した瀬と淵が形成されている。



写真 2-7 扇頂部付近より上流の多摩川上流部（57.0k付近）（令和2年9月撮影）



抜粋：高野伸二（1992）フィールド
図鑑 野鳥小図鑑

カワガラス



抜粋：魚類 | 荒川上流河川事務所 | 国土交通省
関東地方整備局

ニッコウイワナ



ヤマメ



イカルチドリ



カワラニガナ



タカハヤ



カジカ

写真 2-8 多摩川上流部の代表的な動植物

(2) 中上流部の自然環境

羽村取水堰から大丸用水堰までの中上流部は、河床勾配が約1/200～1/400と急流で、扇状地上流から中流の交互砂州が広がる複断面河道区間である。陸域ではオギなどの草が見られるとともに、河岸にはカワラノギク、カワラバッタ、セグロセキレイなどの動植物の生息・生育・繁殖環境となる礫河原が形成される。水域では、アユ、ウグイ等の魚類が生息・繁殖環境とする連続した瀬と淵が形成されている。また、過去の砂利採取によって砂礫層が浅くなっており、高水敷の水際の随所にタコノアシ等の湿性植物が生育する小規模な湿地やワンド・たまりが形成されている。



写真 2-9 交互砂州が広がる多摩川中上流部 (39.6k付近) (令和2年9月撮影)



カワラノギク



カワラバッタ



セグロセキレイ



アユ



ウグイ



タコノアシ

写真 2-10 多摩川中上流部の代表的な動植物

(3) 中下流部の自然環境

大丸用水堰から調布取水堰までの中下流部は、河床勾配が約1/400～1/800であり、扇状地下流の交互砂州が広がる複断面河道区間である。陸域ではコチドリ等の鳥類が生息・繁殖する礫河原、水域ではヒガシシマドジョウ等の魚類が生息・繁殖環境とする連続した瀬と淵が形成されている。また、ヒルムシロ等の水生植物が生育し、ミナミメダカ等の生息・繁殖環境となるワンド・たまりが形成されている。



写真 2-11 交互砂州が広がる多摩川中下流部（20.4k付近）（令和2年9月撮影）



コチドリ



ヒガシシマドジョウ



ミナミメダカ



ヒルムシロ

写真 2-12 多摩川中下流部の代表的な動植物

(4) 下流部の自然環境

調布取水堰から河口までの下流部は、河床勾配が約1/2,000～1/17,000であり、広い高水敷をとめない大きく蛇行する感潮区間である。河口付近は、広く埋め立てが行われ、左岸側は東京国際空港、右岸側は殿町国際戦略拠点、日本の高度成長を支えた京浜工業地帯が立地する。河口から六郷橋までの塩水の影響を強く受ける区間は、陸域では広大なヨシ原が広がり、オオヨシキリ等の鳥類、ヒヌマイトトンボやキイロホソゴミムシといった重要な塩湿性昆虫類の生息・繁殖環境となっている。水域では、トビハゼ等の生息・繁殖環境となる干潟が存在し、ハマシギを始めとしたシギ・チドリ類の渡りの中継地になっている。また、ヨシ等の塩沼湿地植物群落が生育する。六郷橋から調布取水堰までの区間では、水際にヨシ群落、河畔林が縦断方向に細長く分布し、高水敷のほとんどはグラウンド等が占めている。



写真 2-13 干潟、ヨシ原が存在する多摩川下流部（5.4k付近）（令和2年9月撮影）



オオヨシキリ



ヒヌマイトトンボ



キイロホソゴミムシ



トビハゼ



ハマシギ

写真 2-14 多摩川下流部の代表的な動植物

(5) 支川浅川の自然環境

支川浅川は、中上流域の右岸に流入する、河床勾配が約1/100～1/200と急勾配の河川である。陸域では、セグロセキレイの生息環境となる礫河原が形成されている。また、水域ではアブラハヤやホトケドジョウの生息・繁殖環境となる連続した瀬と淵などが形成されている。



写真 2-15 礫河原が特徴的な支川 浅川 (5.4k付近) (令和2年9月撮影)



セグロセキレイ



アブラハヤ



ホトケドジョウ

写真 2-16 支川浅川の代表的な動植物

(6) 動植物の生息・生育・繁殖環境等の変遷

① 動植物の確認種数の変遷

魚類の確認種数は、平成28年（2015年）度にやや増加している。初めて確認された複数の汽水・海水魚などによる結果である。

鳥類の確認種数は、経年的に大きな変化が見られない。

植物群落は、近年の大規模洪水後において、一年生草本群落が増加している。

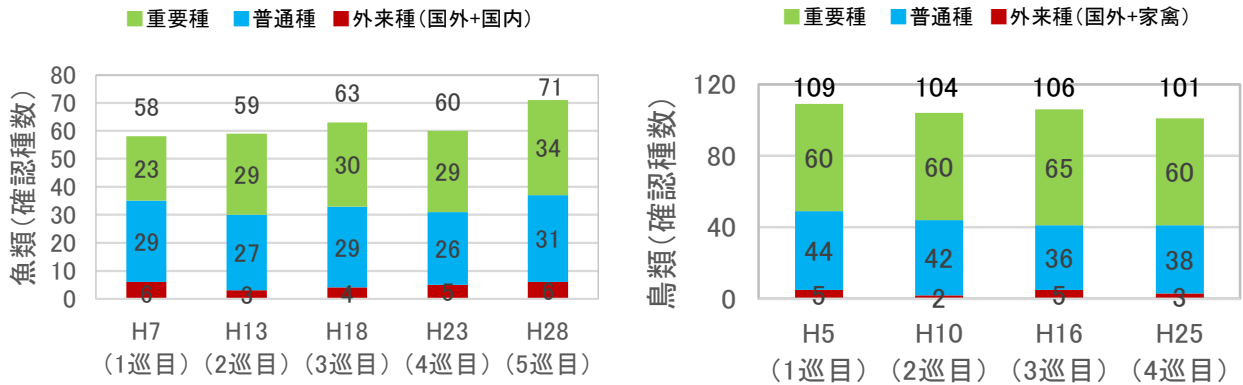


図 2-2 生物相の経年変化（左：魚類、右：鳥類）

出典：河川水辺の国勢調査

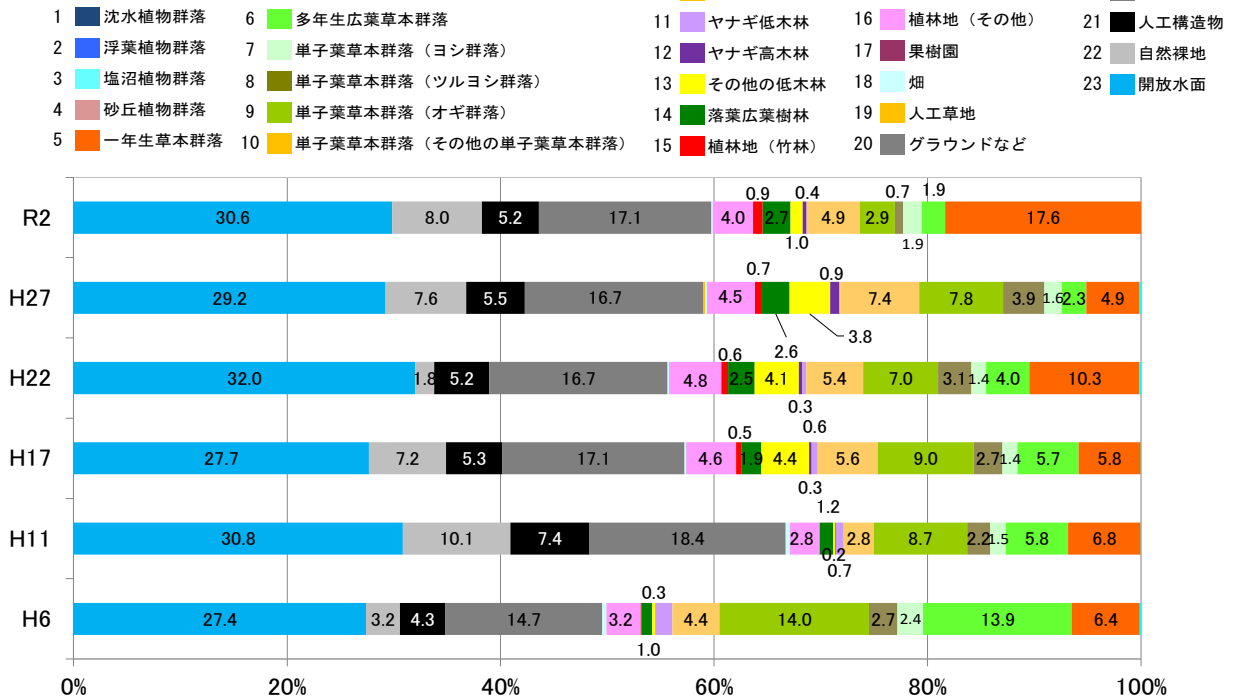


図 2-3 河道内の植物群落とその内訳の変遷

出典：河川水辺の国勢調査

② 多摩川の気温、水温の変化

多摩川大臣管理区間の代表地点の年平均気温は、府中観測所において44年間で約2℃上昇している。

年平均水温は上流部の拝島橋地点では大きな変化がないが、現在、下水処理水が半分を占める下流部の調布市では44年間で約2℃の上昇が見られる。

多摩川原橋地点の水温の経月変化によれば、おおむね最低となる2月で10℃前後、最高となる7～9月で25℃前後となる。

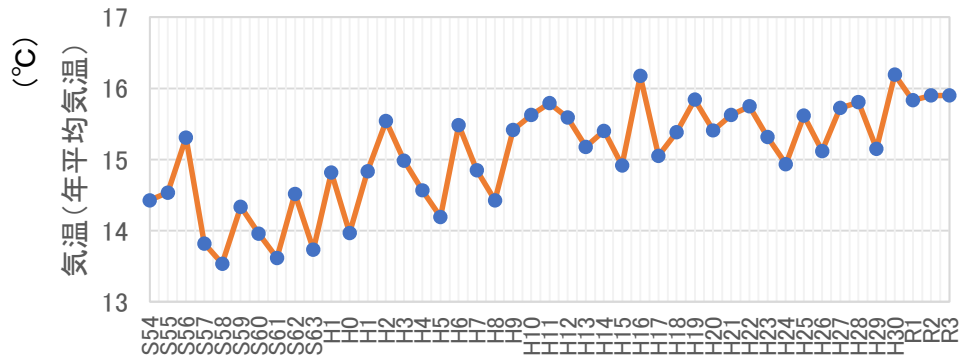


図 2-4 年平均気温の経年変化

出典：気象庁府中観測所

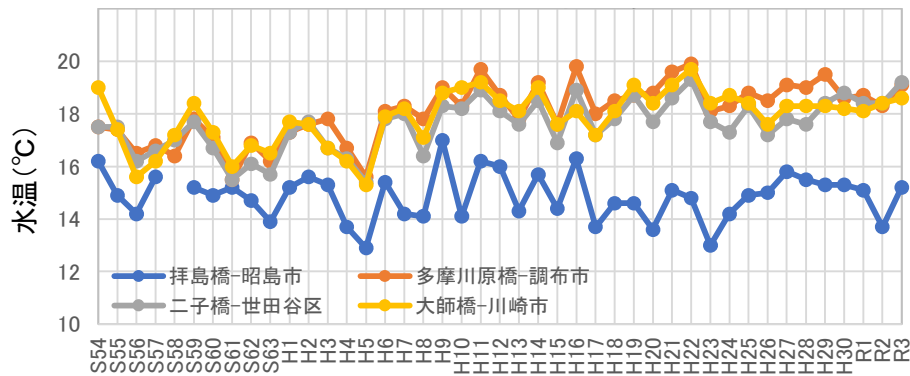


図 2-5 年平均水温の経年変化

出典：水文水質データベース

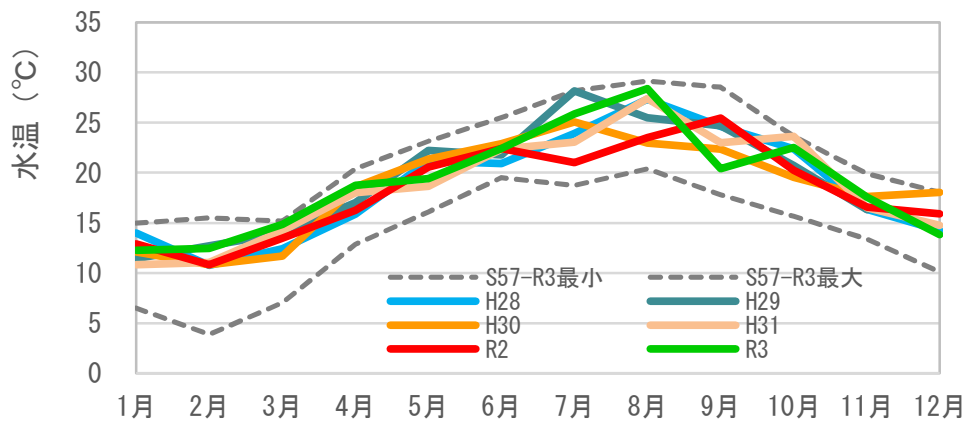


図 2-6 水温（多摩川原橋）の経月変化

出典：水文水質データベース

(7) 自然環境の現状

① 主要な自然環境要素の変化

多摩川における干潟や自然裸地の面積は、令和元年東日本台風（台風第19号）にともなう洪水により大規模な攪乱を受け、令和2年（2020年）度時点で増加傾向にある。一方で、ワンド・たまりの面積は減少傾向にある。

今後の河川改修や中小洪水による環境変化を踏まえながら監視を行うとともに、必要な保全対策を講じていく。

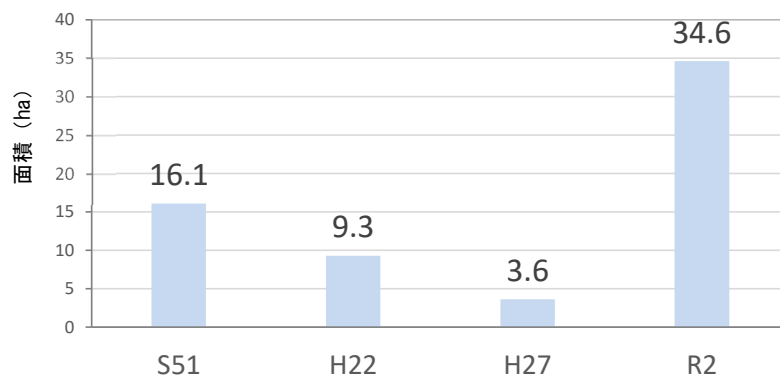


図 2-7 干潟面積の変遷

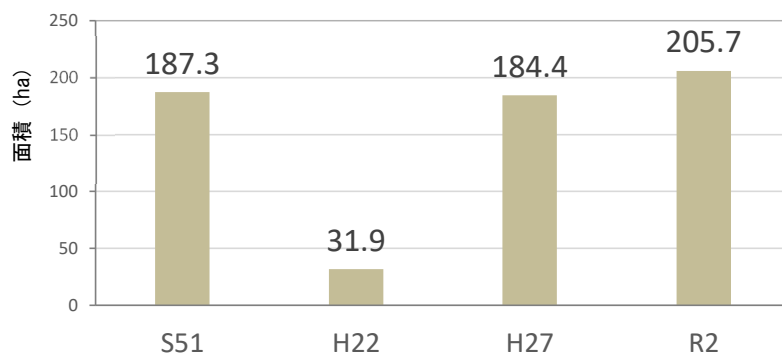


図 2-8 自然裸地面積の変遷

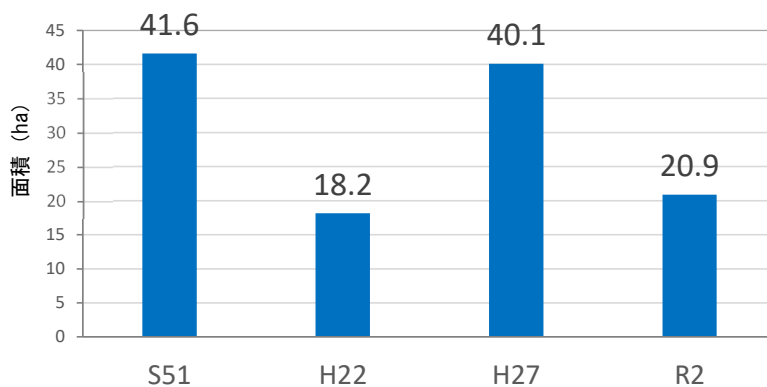


図 2-9 ワンド・たまり面積の変遷

② 外来種の確認状況

多摩川では特に侵略的な外来生物として、植物のアレチウリ、オオカワヂシャ、オオキンケイギク、オオフサモ、魚類のオオクチバス、コクチバス、ブルーギル、カダヤシ、鳥類のガビチョウ、両生類のウシガエル、哺乳類のアライグマ、陸上昆虫類のアカボシゴマダラが確認されており、在来種の生息・生育・繁殖への影響が懸念される。

また、多摩川では植物群落のうち外来植物群落の面積が多く、特に令和2年（2020年）度調査結果によれば、令和元年東日本台風（台風第19号）にともなう洪水攪乱の影響により、外来草本群落の面積が顕著に増加したと考えられる。

なお、上流の治水事業由来とされる外来植物ハリエンジュ群落は、昭和51年（1976年）では植生面積全体で占める割合は大きくないが、昭和55年（1980年）以降から顕著に拡大傾向にある。その後ハリエンジュ群落は、平成22年（2010年）をピークに自然再生工事や治水事業にともなう各種対策等によって令和2年（2020年）では84.9haと減少傾向にはある。しかしながら依然として中上流部を中心に存在しており、引き続き監視・対策が必要である。



ウシガエル（幼生）



アライグマ



アレチウリ



オオカワヂシャ



コクチバス



オオクチバス

写真 2-17 外来生物

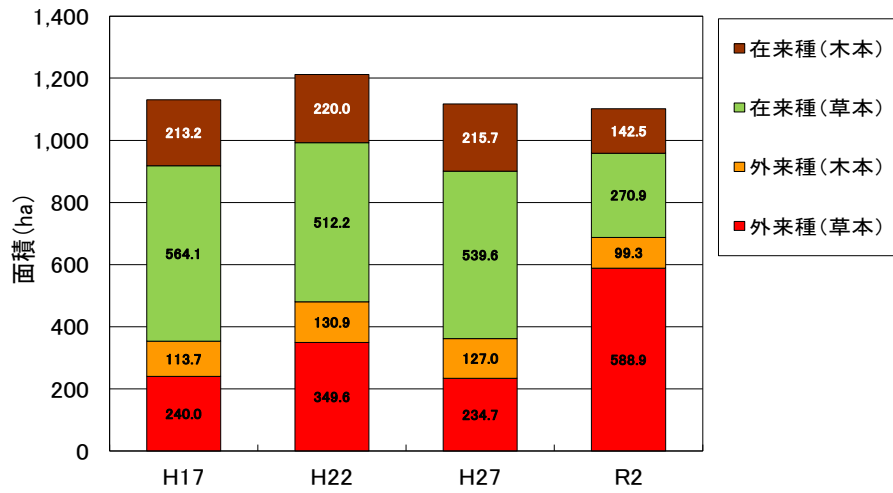


図 2-10 植物群落面積とその内訳の変遷

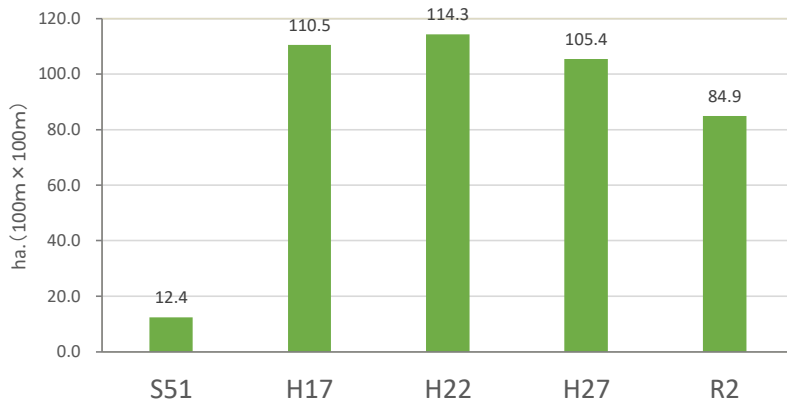


図 2-11 ハリエンジュ群落面積の変遷

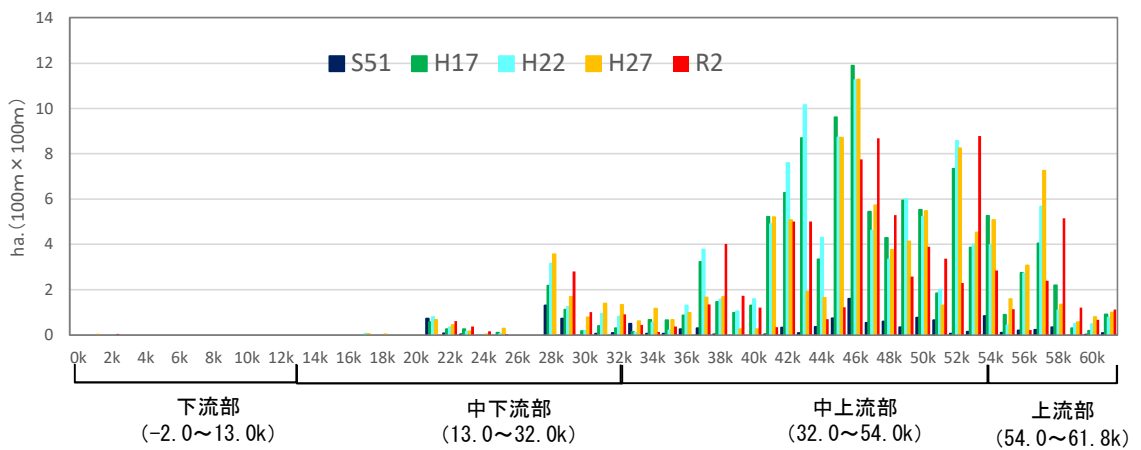


図 2-12 ハリエンジュ群落縦断分布の変遷

2-2 特徴的な河川景観や文化財等

(1) 特徴的な河川景観

多摩川における特徴的な河川景観としては、昭和59年（1984年）には、都市河川である多摩川への関心を高めること、並びに河川環境整備の方向性を探ることを目的として、建設省関東地方建設局が主催した多摩川写真コンテストに寄せられた作品をもとにまず「多摩川50景」が選出された。その中から「あなたが選ぶ多摩川八景」に寄せられた市民の投票の結果で選ばれたものを参考に多摩川八景委員会が「多摩川八景」を選定した。



図 2-13 多摩川八景（昭和59年（1984年）選定）

(2) イベント・観光等

多摩川の上流部のほとんどは秩父多摩甲斐国立公園に指定されており、一ノ瀬高原、日原鍾乳洞、奥多摩湖、御岳溪谷、秋川溪谷、山岳、森林、溪谷等の自然景勝地が多く含まれ、首都圏からの距離も近くドライブ・釣り・ハイキングなど様々な観光に利用されている。これらの地域は、日帰り圏であること、地形的な要因から開発余地が少なかったことから、伊豆・箱根のように大規模な観光資本が流入していないことが特徴であり、日帰り観光が中心となっている。

支川である南浅川上流域の八王子市西部の山地は、明治の森高尾国定公園と都立高尾陣馬自然公園に指定されており、特に京王電鉄高尾線により都心から直通で行けるようになって以来、自然に親しもうとするレクリエーション客は著しく増え、東京近郊の自然レクリエーションの核となっている。

中上流部及び中下流部の丘陵地などには遊園地や動物園などが集中しており、その周辺地域を含めて日帰りレクリエーション地域を形成している。また、これらの丘陵は都立自然公園に指定されており、身近な自然を親しむ場としても利用されている。

市街地域においては、昭和記念公園や砧公園、野川公園など都市公園が散在し、都市住民の日常的な憩いの場となっている。さらに、河川敷に展開する広大な緑地・公園は非常に多くの利用があり、平成31年（2019年）の年間利用者数は1,175万人、平成4年（1992年）～平成31年（2019年）までの年間平均利用者数は約1,600万人にも達している（平成31年度推計値）。イベントとしては、川崎市制記念多摩川花火大会や世田谷区たまがわ花火大会、多摩川浅間神社の例祭などが開催されるほか、狛江市の狛江古代カップ多摩川いかだレースや堤防道路上をコースとしたマラソン大会、福生市の福生凧揚げ大会、世田谷区たまがわ花火大会の翌日はボランティアによる「たまがわクリーン作戦」の清掃活動が行われている。

表 2-9 主な観光施設・観光地

No.	分類	名称	No.	分類	名称
登 1	登山・ハイキング	笠取山	社 1	社寺	穴森稻荷
登 2		高尾山	社 2		川崎大師
登 3		大菩薩峠・大菩薩嶺	社 3		高幡不動尊
登 4		川乗山	社 4		武蔵御嶽神社
登 5		御前山	社 5		大國魂神社
登 6		御岳山	都 1	都市公園など	等々力溪谷
登 7		三頭山	都 2		砧公園
景 1	景勝地	一ノ瀬高原	都 3		多摩川台公園
景 2		おいらん淵	都 4		神代植物公園
景 3		御岳溪谷	都 5		野川公園
景 4		秋川溪谷	都 6		浅間山公園
景 5		鳩ノ巣溪谷	都 7		お鷹の道
景 6		日原鍾乳洞	都 8		国営昭和記念公園
景 7		払沢の滝	都 9		京王百草園
景 8		奥多摩湖	都 10		等々力緑地
自 1	自然レクリエーション	自然休養村養沢センター	都 11		世田谷区立兵庫島公園
自 2		山のふるさと村	遊 1	遊園地・動物園	よみうりランド
自 3		秋川国際マス釣場	遊 2		多摩動物園
自 4		檜原都民の森	遊 3		東京サマーランド
自 5		吉野梅郷	遊 4		サンリオピューロランド
近 1	近郊緑地	玉川上水	他 1	その他	多磨霊園
近 2		草花丘陵	他 2		武蔵国分寺跡
近 3		多摩丘陵	他 3		多摩御陵
近 4		滝山自然公園	他 4		滝山城跡
近 5		生田緑地	他 5		東京競馬場
温 1	温泉地	三条の湯	他 6		二子玉川ライズ
温 2		小菅の湯	他 7		多摩川の河口
温 3		松乃温泉	他 8		多摩大橋付近の河原

出典：都民レクリエーション資源地図（東京都）、東京都市情報地図（国際地学協会）、ほかより

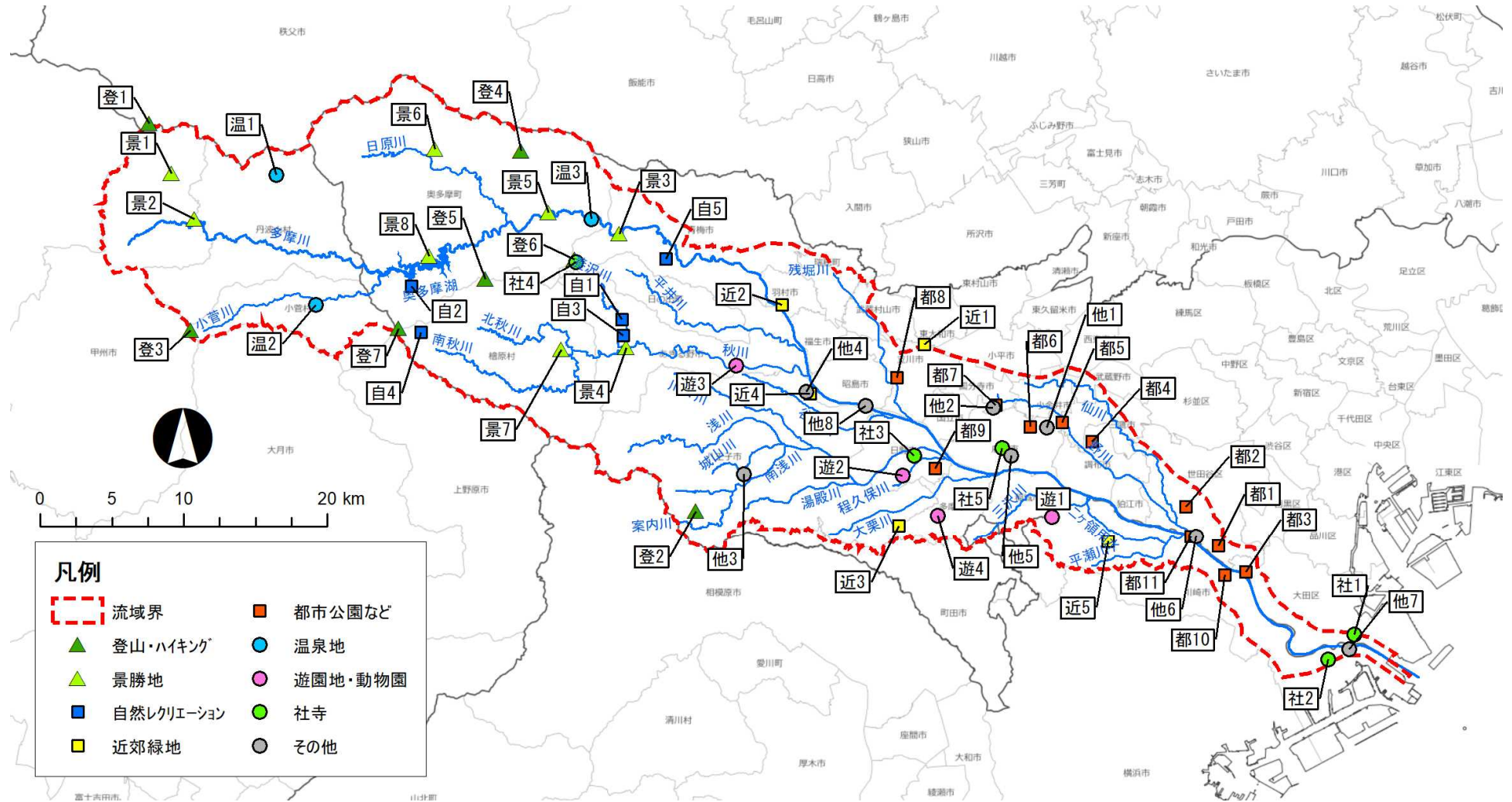


図 2-14 多摩川流域の主要な観光資源分布

出典：都民レクリエーション資源地図（東京都）、東京都市情報地図（国際地学協会）ほかより

(3) 文化財・史跡

多摩川と人との結びつきは古く、旧石器文化時代に早くも武蔵野の台地で人類が生活をはじめており、さらに、縄文時代の千鳥窪貝塚などに代表される遺跡や古墳をはじめ、城跡など多くの史跡が点在している。

多摩川の名称が文献記録上もっとも古く現れるのは万葉集である。“多摩(たま)川(がわ)に曝(さら)す調布(てづくり)さらさらに何(なに)そこの児(こ)のここだ愛(かな)しき”さらにその他の歌にも多摩が現れており、この時代にすでに多摩という地名は広域名称として川の名にも山の名にも冠せられていた。なお、現代に残る調布(ちょうふ)、砧(きぬた)などの地名はその名残として知られている。

鎌倉から室町時代に入ると多摩川が戦場となることもしばしばであったが、徳川家康は旧領地を離れ江戸に移ったのを契機に、川崎側の二ヶ領用水と東京側の六郷用水の開削を家臣の小泉(こいずみ)次(じ)太夫(だゆう)吉(よし)次(つぐ)に命じて新田開発を進めた。これによって多摩川流域は急速に発展し、地方との交通が活発になるにつれ、多摩川の豊かな水量と幅広い流路は武蔵野の水運を担った。また、多摩川の流れは、江戸の度重なる大火の際にも、多摩川流域の森林を復興用材として運ぶ重要な役割を果たした。このように、多摩川とその流域の流れが与える恩恵は、江戸時代においてすでに絶大なものがあつた。

文学においては、先の万葉集をはじめ、室町時代に成立した軍記物語「太平記」40巻には分(ぶ)倍(ばい)河原(がわら)の合戦や、矢口(やぐち)ノ(の)渡(わたし)を中心とした新田義興(にったよしおき)と北條方との戦いが記されており、江戸時代中期の戯作者である平賀源内が戯曲化した「神霊矢口渡」も矢口ノ渡が舞台となる。絵画では、江戸時代後期に関戸村の名主であつた相沢(あいざわ)伴(とも)主(ぬし)が、多摩川の流れがどこから始まるのか調べてみたいと思ひ立ち、源流から河口に至るまでの名所や風景を写生し、長谷川雪堤が13mもの絵巻物として浄書した「調布玉川惣画図」が描かれている。さらに、安藤広重が描いた浮世絵「東海道五十三次」において「川崎六郷渡船」として、六郷地区での渡しの様子が描かれている。その他、大田区大森の巖正寺に東京都の無形民俗文化財に指定されている祭礼の「水止舞」が受け継がれているなど、多摩川は、流域の文化と深く関わっている。

多摩川流域内の国指定による史跡名勝・天然記念物は19件あり、主に中流域・下流域に分布している。多摩川の河岸には古代遺跡が多く、特に下流に近い世田谷、大田区には巨大古墳群が見られる。流域には滝山城跡、八王子城跡の2カ所が史跡となっており、いずれも八王子周辺に分布している。

天然記念物は3件が指定されており、御岳の神代ケヤキは樹齢約600年と推定され、ヤマトタケルとの関係も伝えられている。馬場大門のケヤキ並木は、1051年から1062年に植えられたのが発端であるが、当時のケヤキは残っていない。幸神神社のシダレアカシデは樹齢700年といわれ、枝がしだれるアカガシは日本で唯一とされている。名勝は小金井(サクラ)と殿ヶ谷戸庭園(とのがやていえん)(随宜園)(ずいぎえん)の2件が指定されており、後者は湧水を利用し雑木林の風致を活かして作られた近代の別荘庭園となっている。

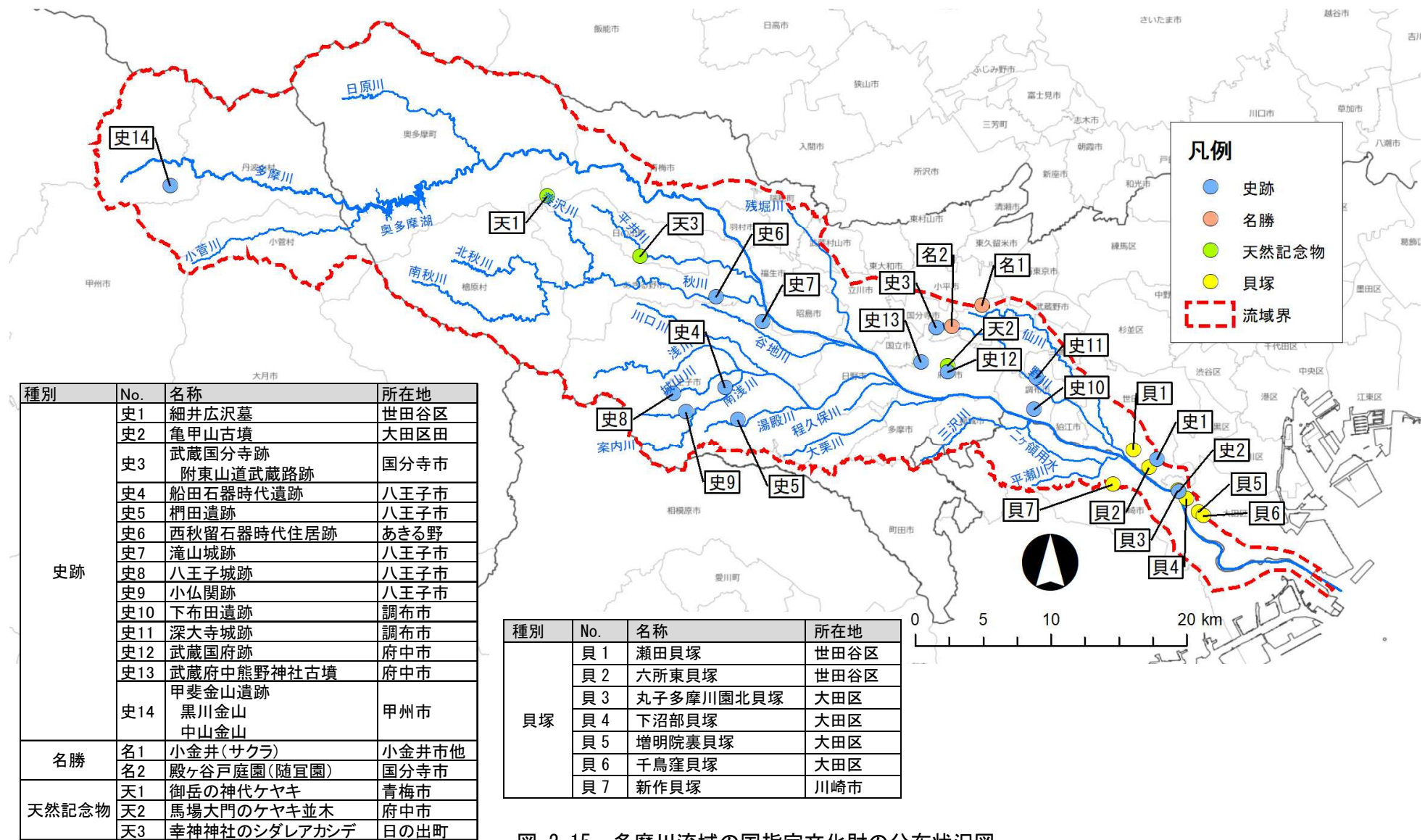


図 2-15 多摩川流域の国指定文化財の分布状況図

出典：文化庁国指定文化財データベース、新多摩川誌

2-3 河川環境を取り巻く背景

河川敷の利用については、国民の健康、体力増進のため活用すべきとの社会的要請を背景に、計画的に河川敷の開放を実施し、公的主体により公園、グラウンド等の整備がなされた。上流部では人道橋が整備されている釜ヶ淵公園での散策や、アユの友釣りなど、人々の憩いの場として活用されている。中上流部から下流部にかけては、堤防上の散策や高水敷のグラウンドでの野球、サッカー等のスポーツが盛んである。また沿川自治体によるかわまちづくり事業箇所や水辺の楽校、「多摩川流域リバーミュージアム」として歴史・文化・自然環境情報の発信拠点である情報サテライト等、地域住民が川や自然と触れ合える水辺拠点において、川を基軸とした地域交流、体験学習等が盛んに行われている。

このように多摩川では、各地域の特色を活かし、まちづくりと一体となった水辺空間が計画・整備され、環境学習や体験イベントといった河川空間の利用を通じて、多摩川の魅力や川を拠点とした歴史・文化の発信に関する取り組みが行われている。

地域連携を深めるための情報交換と人的交流を促進することを目的として、河川の維持管理、河川環境の保全等を自発的に行っている河川に精通する団体等により様々な住民活動が展開されている。流域における代表的な取り組みとしては、河川清掃活動、教育プログラムの一環として取り組んでいる環境教育や防災教育の指導のほか、河川管理者と連携した礫河原植物の保全活動など、様々な住民活動が展開されている。



高水敷利用（グラウンド）



釜ヶ淵公園



情報サテライト（大師河原干潟館）



礫河原植物の保全活動

写真 2-18 河川環境を取り巻く背景

2-4 自然公園等の指定状況

流域内の上流部はほぼ全域が秩父多摩甲斐国立公園に指定されている。秩父多摩甲斐国立公園は、奥多摩地方の山岳と溪谷からなる公園で、奥多摩湖、日原鍾乳洞や瀑布などがあり、天然林の新緑、紅葉が美しい。

南浅川上流域には明治の森高尾国立公園が指定されており、その他都立自然公園は高尾陣馬、羽村草花丘陵、秋川丘陵、滝山、多摩丘陵、狭山の6カ所が指定されている。

東京都の条例（東京における自然の保護と回復に関する条例）に基づく自然環境保全地域は檜原村に1カ所あり、同条例に基づく歴史環境保全地域が4カ所、緑地保全地域が20カ所、森林環境保全地域が1カ所、里山保全地域が4カ所あり流域市町村内に指定されている。近年、身近な緑が失われつつあるが、このような条例によって自然の保護を図る方針が取られており、指定地域は増加傾向にある。

鳥獣保護区は流域全体で20カ所であり、特別保護地区はこの他に5カ所指定されている。なお、多摩川本川の河川区域は全域が鳥獣保護区に指定されている。

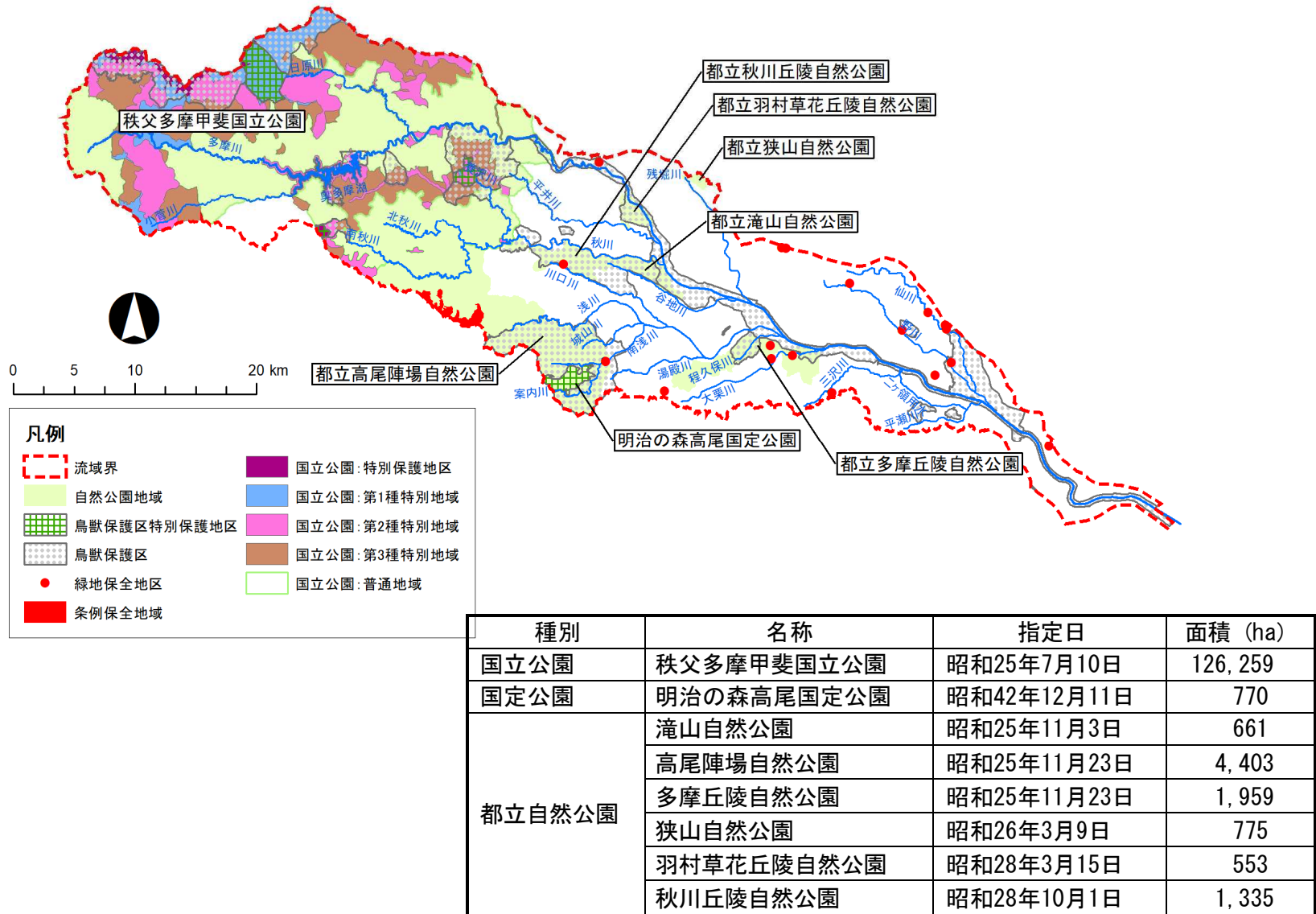


図 2-16 多摩川流域の自然公園等位置図

出典：東京都環境局 東京の自然公園、環境省 日本の国立公園

3. 流域の社会状況

3-1 土地利用

多摩川流域の土地利用は、明治後期までは水田を主体とした農地利用がなされており、水田に付随して畑地が見られ、八王子・秋留の諸盆地では桑畑が分布していた。それ以外の丘陵・山地等では樹林が卓越していた。大正から昭和初期になると、下流部に市街地化が見られるようになったが、一方で、中流の山麓地帯では桑畑がかなりの広がりを見せ、蚕製糸業の隆盛が窺えるなど、流域の農業主体であった状況が現れている。その後、経済の高度成長にともなう東京圏への人口、産業の集中と、多摩川下流域での京浜工業地帯の発展を受け、昭和30年（1955年）頃になると下流域における宅地化が急速に進行し、これが土地利用、特に農地の減少に明確に現れるようになった。昭和40年（1965年）代に入ってから、宅地化の速度が一層速まるとともに、農地においても水田から畑地への転用が行われるなど、水田は流域全体で残り少ない状況となっている。

さらに現在では、多摩ニュータウンの開発により多摩地域の緑地のほとんどが失われ市街地化している。

かつて多摩川の氾濫原であり、近年まで水田もしくは未利用地であった沿川の低地は、地域社会からの要請により本格的な堤防が築かれ、洪水被害が少なくなるとともに近年の都市化の波を受け、高密度利用地へと変化してきている。明治期には市街地がほとんど見られなかった多摩川の中下流部は、現在では都市化が進んだ地域となっており、ひとたび水害を受けたときの被害は、明治期とは比較にならないほど莫大なものになると予想される。

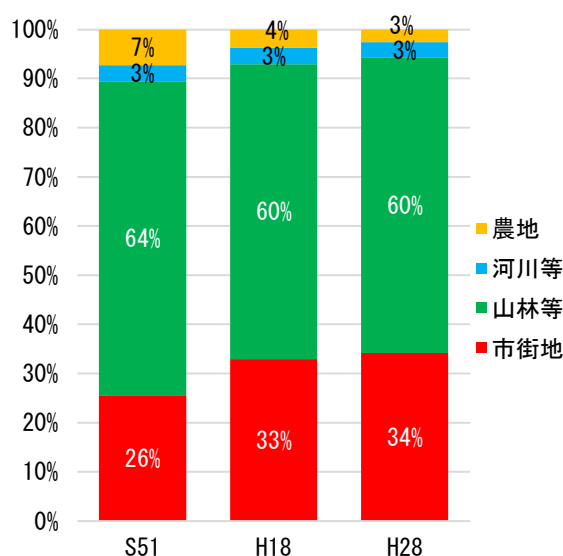


図 3-1 多摩川流域の土地利用の変遷

出典：国土数値情報土地利用細分メッシュ（S51、H18、H28）

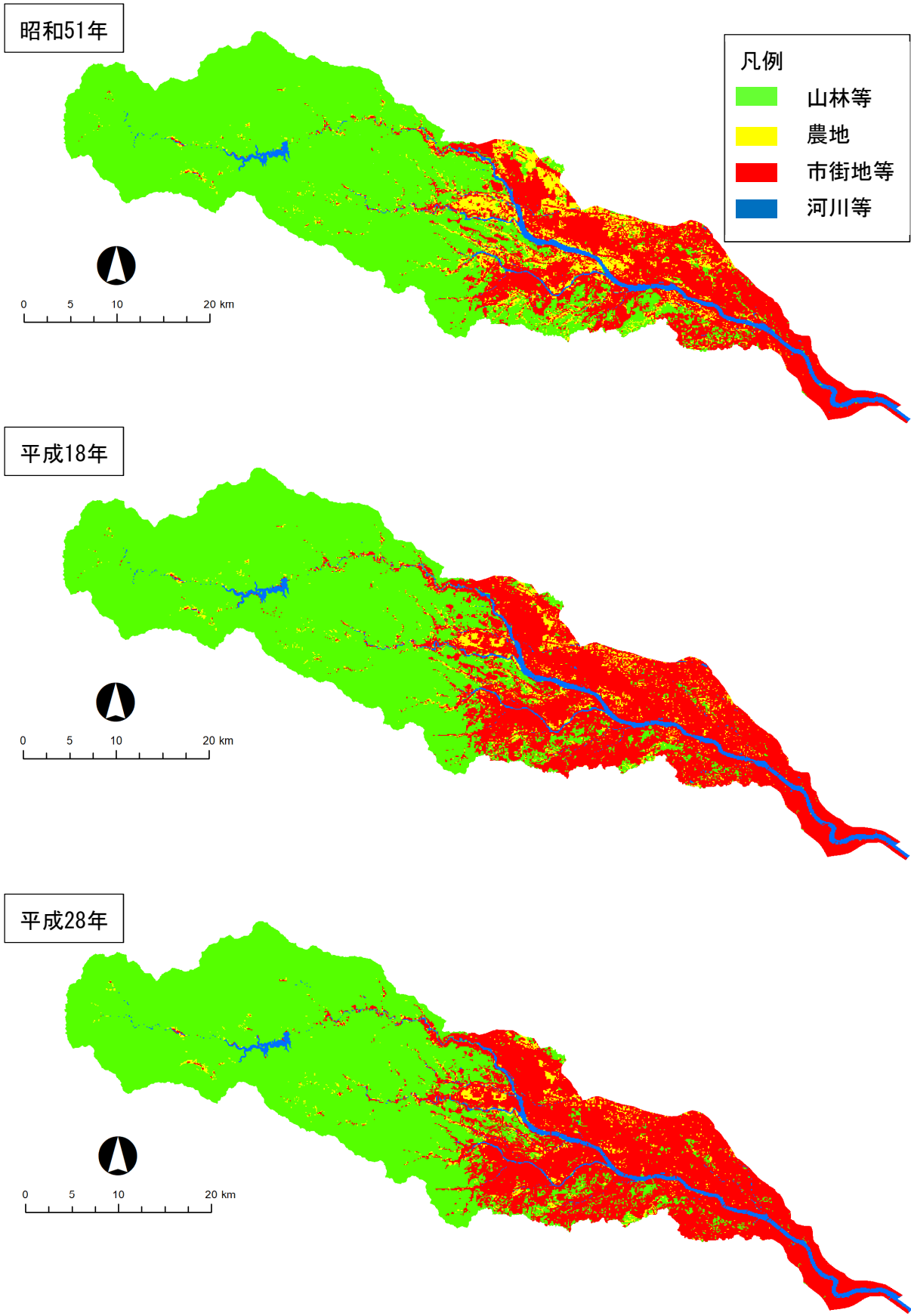


図 3-2 多摩川流域の土地利用の変遷

出典：国土数値情報土地利用細分メッシュ（S51、H9、H28）

3-2 人口

多摩川流域は、山梨県、東京都、神奈川県の31市区町村から構成される。流域内人口は、413万人（令和2年（2020年）国勢調査）で、このうち東京都の人口が335万人となっており、流域人口に対して約8割を占める。

多摩川流域の人口の動向は、昭和50年（1975年）頃までは急増していたが、高度成長期が終息した昭和50年（1975年）代からはやや緩やかな伸びとなっている。また、東京都と神奈川県の人口が増加している一方で、山梨県の流域内人口は減少傾向にある。

表 3-1 多摩川流域内人口の推移

	S35	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2
流域内人口													
東京都	134.66万人	174.57万人	210.18万人	239.31万人	239.81万人	270.98万人	284.19万人	292.15万人	302.39万人	313.71万人	323.70万人	326.92万人	334.86万人
神奈川県	28.82万人	38.92万人	44.33万人	46.21万人	47.39万人	54.35万人	59.19万人	61.13万人	63.68万人	67.64万人	72.31万人	74.58万人	77.72万人
山梨県	1.08万人	0.97万人	0.90万人	0.87万人	0.84万人	0.84万人	0.82万人	0.82万人	0.78万人	0.75万人	0.68万人	0.63万人	0.58万人
合計	164.56万人	214.47万人	255.40万人	286.39万人	288.04万人	326.17万人	344.20万人	354.09万人	366.85万人	382.10万人	396.70万人	402.12万人	413.17万人
総人口													
東京都	968.38万人	1086.92万人	1140.81万人	1167.36万人	1161.83万人	1182.94万人	1185.56万人	1177.36万人	1206.41万人	1257.66万人	1315.94万人	1351.53万人	1404.76万人
神奈川県	344.32万人	443.07万人	547.22万人	639.77万人	692.43万人	743.20万人	798.04万人	824.59万人	849.00万人	879.16万人	904.83万人	912.62万人	923.73万人
山梨県	78.21万人	76.32万人	76.20万人	78.31万人	80.43万人	83.28万人	85.30万人	88.20万人	88.82万人	88.45万人	86.31万人	83.49万人	81.00万人
合計	1390.90万人	1606.32万人	1764.23万人	1885.44万人	1934.69万人	2009.42万人	2068.89万人	2090.15万人	2144.22万人	2225.27万人	2307.08万人	2347.64万人	2409.49万人
総人口に占める割合													
東京都	13.91%	16.06%	18.42%	20.50%	20.64%	22.91%	23.97%	24.81%	25.07%	24.94%	24.60%	24.19%	23.84%
神奈川県	8.37%	8.79%	8.10%	7.22%	6.84%	7.31%	7.42%	7.41%	7.50%	7.69%	7.99%	8.17%	8.41%
山梨県	1.38%	1.27%	1.18%	1.11%	1.05%	1.00%	0.96%	0.93%	0.88%	0.84%	0.79%	0.75%	0.72%

出典：国勢調査

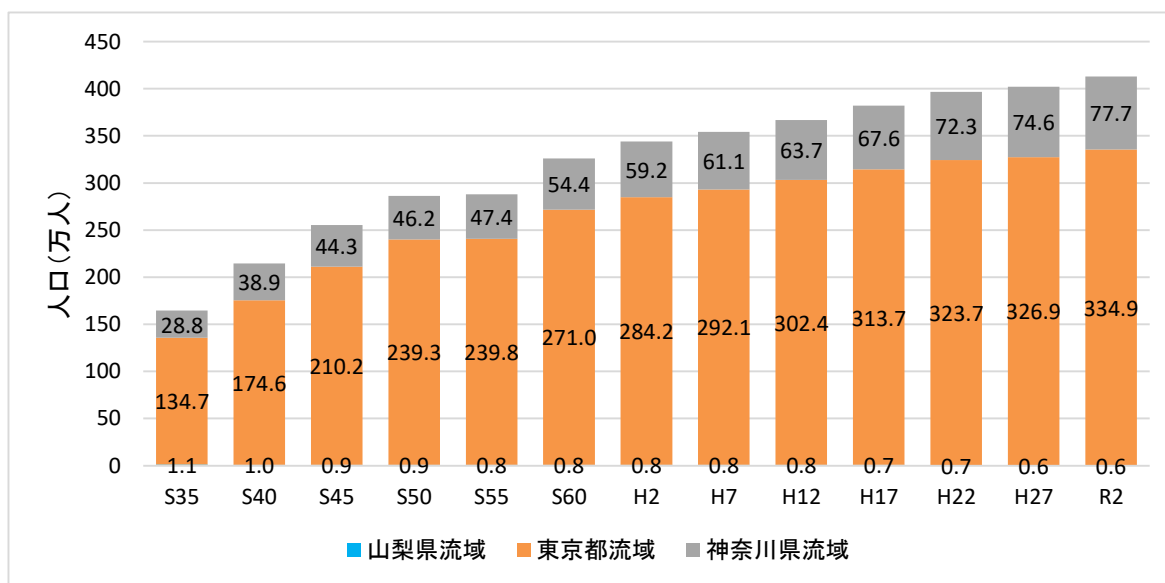


図 3-3 多摩川流域内人口の推移

出典：国勢調査

3-3 産業と経済

昭和30年（1955年）代を契機として、急成長を遂げた我が国の経済は全体的に社会構造の大変化をもたらしたが、多摩川流域も東京都、神奈川県、山梨県での人口、製造品出荷額は年々増加の一途をたどり、特に川崎市を中心とした多摩川下流部の京浜工業地帯の伸びが著しかった。近年では多摩川流域内の昭和38年（1963年）から平成27年（2015年）までの産業別就労人口の推移を見ると、約119万人が約255万人となっている。

また、産業別就業者数は、第三次産業の就業者数が増加し、約7割を占める一方、第一次産業就業者数が著しく少ない就業構造となっている。

一方、製造品出荷額は昭和35年（1960年）から平成27年（2015年）までの推移で見ると、昭和35年（1960年）の約1兆2千億円から、令和元年時点の約8兆1千億円に増加している。この間、平成7年（1995年）の14兆2千億円が最高値であった。地域別に見ると、昭和55年（1980年）時点では工業地帯を抱える川崎市の比率が約5割強であったが、平成7年（1995年）時点では東京都市町村部が急増し、約5割強を占めている。

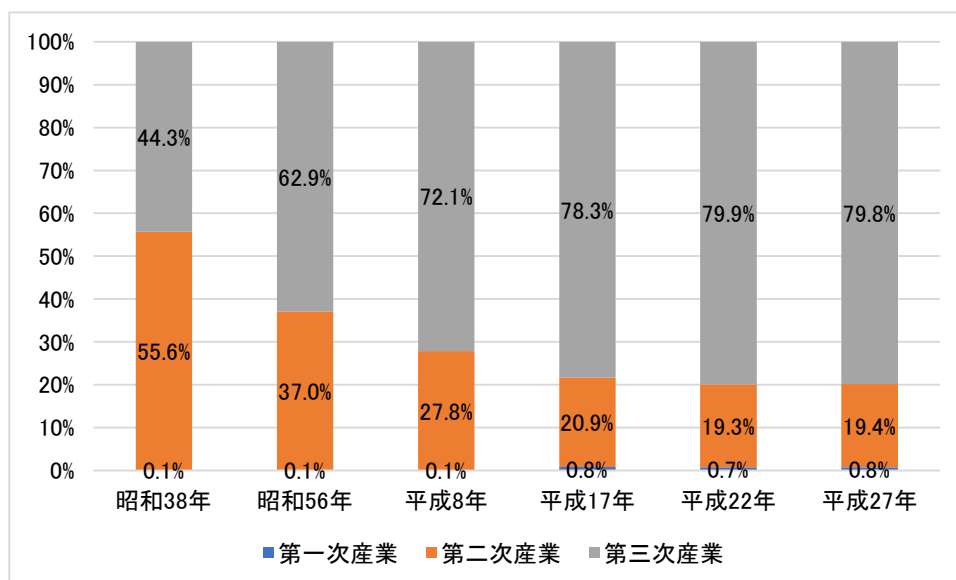


図 3-4 多摩川流域の産業別就労人口の推移

表 3-2 産業別人口一覧表

	第一次産業	第二次産業	第三次産業	総数
昭和38年	841	660, 259	526, 430	1, 187, 530
昭和56年	2, 465	707, 367	1, 204, 030	1, 913, 862
平成8年	1, 784	656, 344	1, 704, 732	2, 362, 860
平成17年	21, 814	572, 166	2, 145, 102	2, 739, 082
平成22年	18, 825	485, 569	2, 005, 827	2, 510, 221
平成27年	19, 697	495, 347	2, 038, 587	2, 553, 631

※山梨県について、昭和38年、昭和56年については、第一次産業の就労者人口が整理されていなかったため、産業別人口の総数より、第二次、第三次産業の人口を引いた値を用いた。

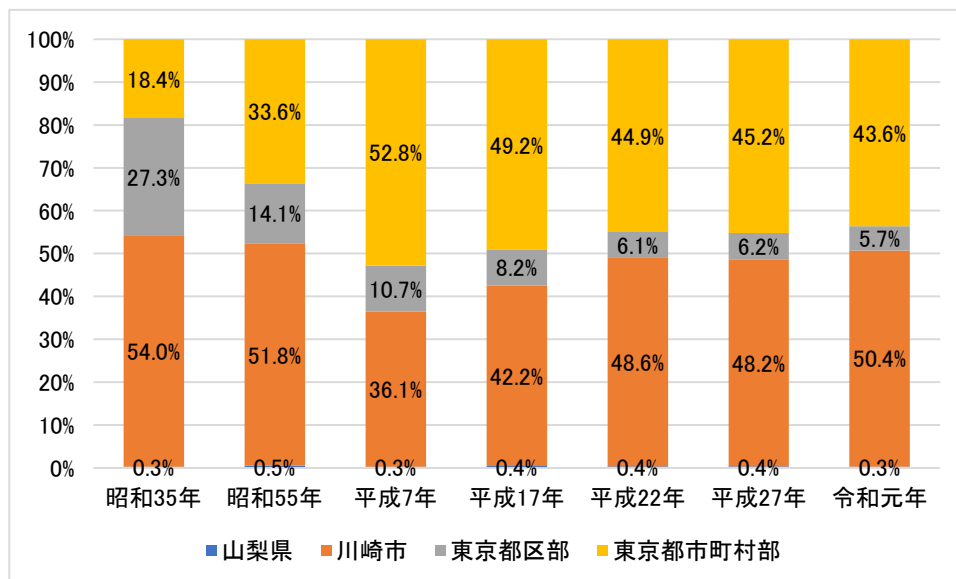
出典：東京都統計年鑑、川崎市統計書、山梨県統計年鑑、国勢調査

表 3-3 製造品出荷額等一覧

(単位：億円)

	昭和35年	昭和55年	平成7年	平成17年	平成22年	平成27年	令和元年
山梨県	33	610	440	429	328	357	278
川崎市	6,278	60,897	51,231	42,298	40,793	42,884	40,828
東京都 区部	3,172	16,600	15,210	8,270	5,122	5,534	4,596
東京都 市町村部	2,142	39,555	74,915	49,307	37,745	40,249	35,343
総計	11,625	117,662	141,796	100,303	83,988	89,023	81,045

出典：東京都統計年鑑、川崎市統計書、山梨県統計年鑑



※山梨県について

- ①昭和35年の値は当該年のデータが無かったため昭和37年の値を用いた。
- ②昭和35、55年は、北都留郡一式で値が算出されている。(平成7年は丹波山村、小菅村のデータを用いた)
- ③平成27年の値は当該データが無かったため平成28年の値を用いた。

※東京都について

昭和35年については、三多摩地域(北多摩郡、南多摩郡、西多摩郡)が一括して算出されているため、流域外の地域も内包した値となっている。

図 3-5 多摩川流域の製造品出荷額の推移

3-4 交通

多摩川の水運は、河川勾配が比較的急なことなどから、近世から明治期にかけて筏流しによる木材の流送が行われた程度で、大規模な河川交通は発達していない。

流域の陸路交通は、青梅市よりも上流域ではほぼ東西に流域を縦貫する交通が発達し、それより下流では東京都心部を中心として放射状に発達した交通網及びそれらを横断的に連結する環状交通網が整備されている。これらの交通機関の多くは、多摩川を横架している。

流域の主要な鉄道網は、上流域には多摩川沿いにJR青梅線、秋川沿いにJR五日市線があり、これが上流部の沿川交通網に位置づけられる。JR中央本線、京王線、小田急線、東急田園都市線、東急東横線、東海道本線、京浜急行は山手線に接続する放射状の路線である。環状線に相当するのはJR八高線、JR南武線である。JR東海道新幹線は東京と関西方面を結ぶ人流の重要な幹線となっている。また、多摩川に沿った各鉄道は大正11年以降、関東大震災、第二次世界大戦の敗戦による首都圏の荒廃の中、多摩川で採取される砂利の需要は急増し、その輸送手段の確保のため発展していったものである。東急東横線、京王線、JR南武線、西武是政線などはその代表である。

主要な道路は、鉄道網と同様東京都心から放射路線と環状路線の組合せで発達している。上流域には、多摩川沿いに青梅街道、秋川沿いに五日市街道、浅川沿いに陣馬街道及び甲州街道が伸びている。多摩川に関係する主要な道路である国道1号、国道15号、国道416号、国道246号、県道丸子内山茅ヶ崎線は、ほぼ横断方向に発達しており横架している。また、多摩川を横断する東名高速道路は東京と関西方面を結ぶ物流の日本でも主要な幹線道路となっている。首都圏中央連絡自動車道（圏央道）は、厚木、八王子、川越を繋ぎ、さらに東名高速、中央道、関越道、東北道、常磐道、東関東道の6本の高速道路が圏央道を介して結ばれている。

多摩川河口部の左岸側には国内最大級のターミナル空港である東京国際空港（羽田空港）がある。

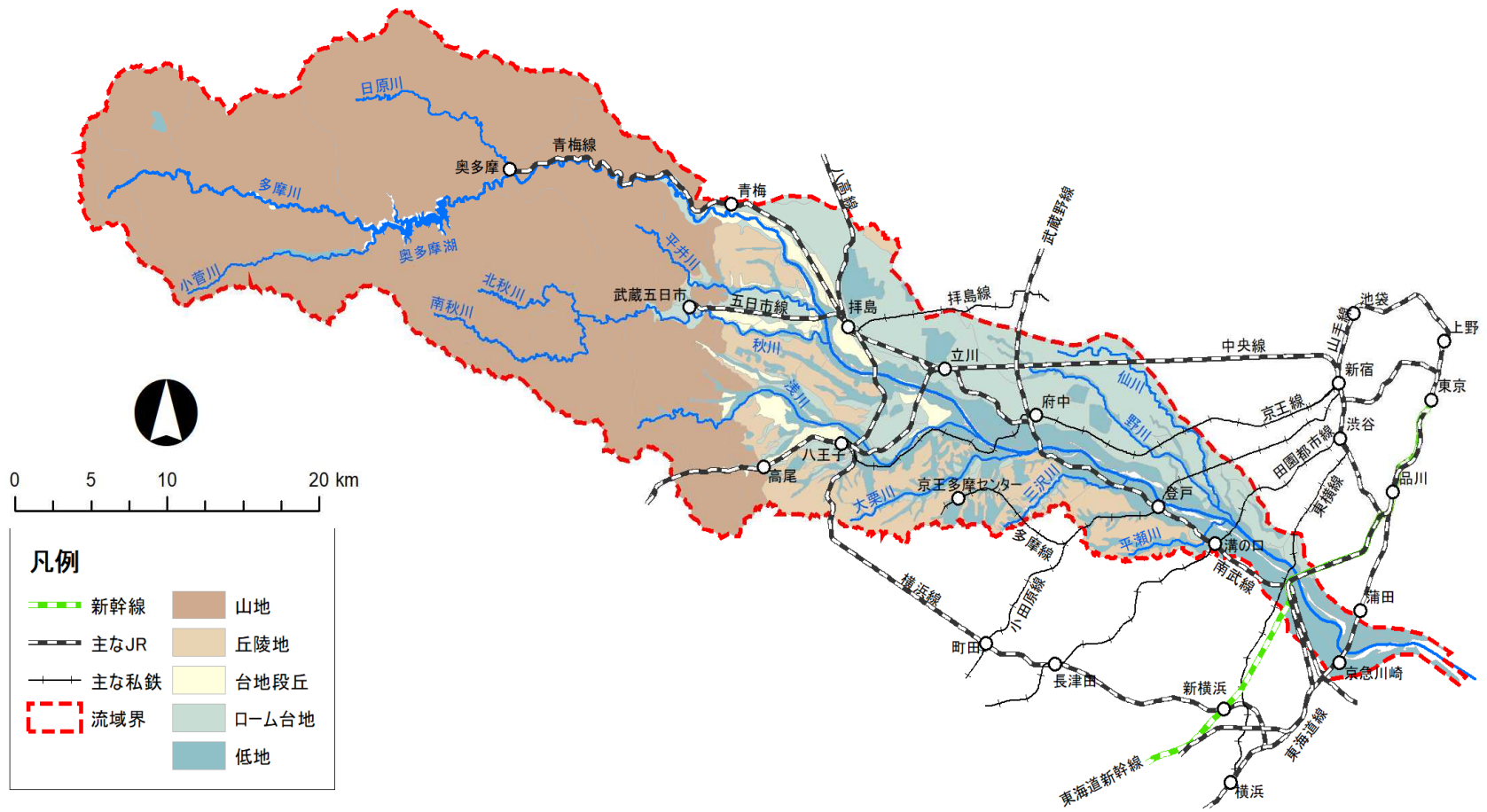


図 3-6 流域の主要な交通網（鉄道）

国土数値情報（20万分の1土地分類基本調査、鉄道）

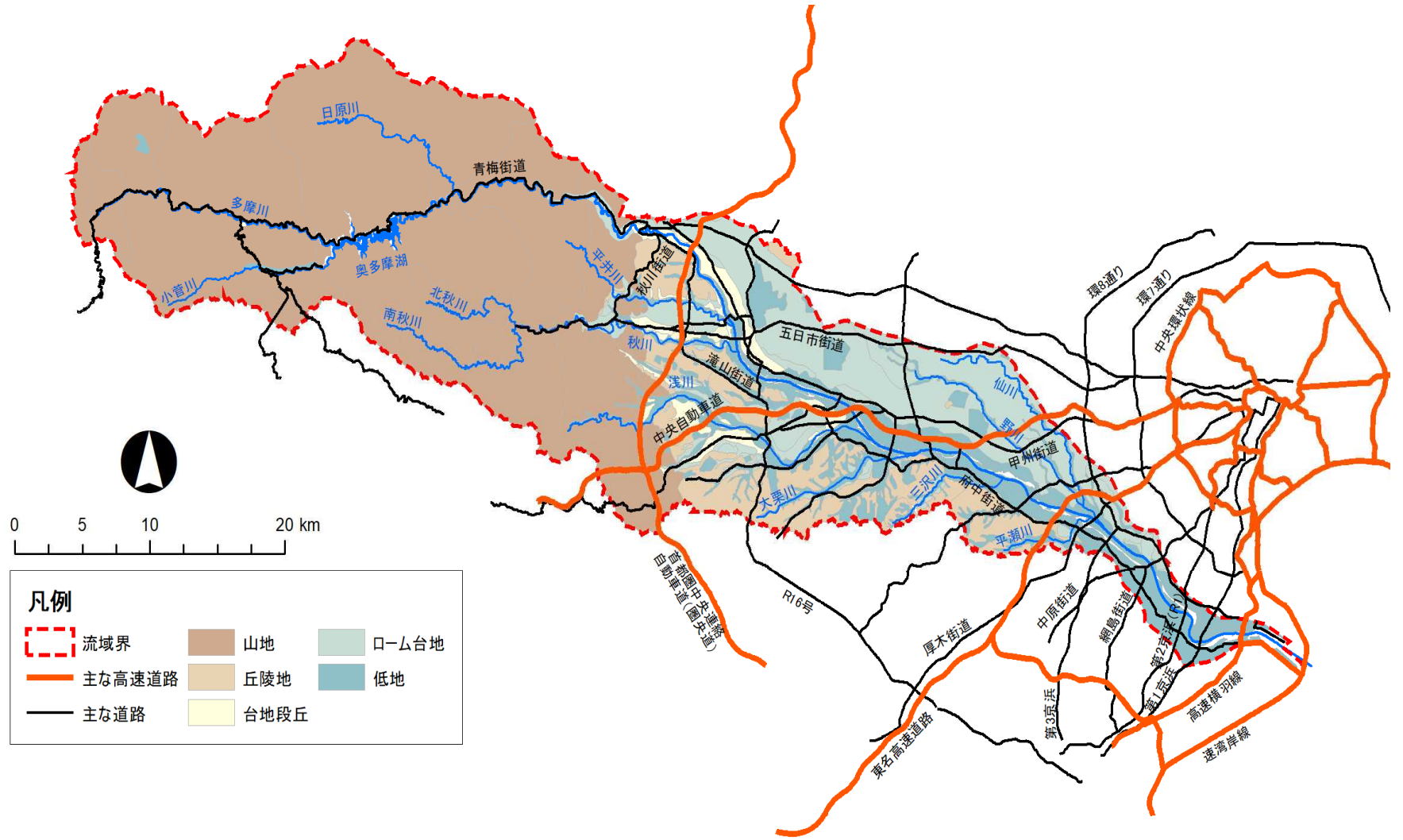


図 3-7 流域の主要な交通網（道路）

国土数値情報（20万分の1 土地分類基本調査、高速道路、緊急輸送道路）

3-5 関係ある法令の指定状況

多摩川流域では、河川環境の保全並びに流域の風土・歴史・文化を考慮し、また、関連地域の社会経済情勢の発展に即応するよう、首都圏整備計画、地域防災計画等の法令が指定されている。

(1) 首都圏整備計画

本計画は、首都圏整備法(昭和31年法律第83号)に基づいて作成したものであって、首都圏基本計画(昭和61年6月24日総理府告示第12号)を基本とし、既成市街地、近郊整備地帯及び都市開発区域の整備並びにこれに関連する首都圏における交通通信体系及び水供給体系の広域的整備に関し、その根幹となるべきものを定めたものである。

なお、本計画において、多摩川流域と関連が強いと思われる諸計画について図 3-8に示す。

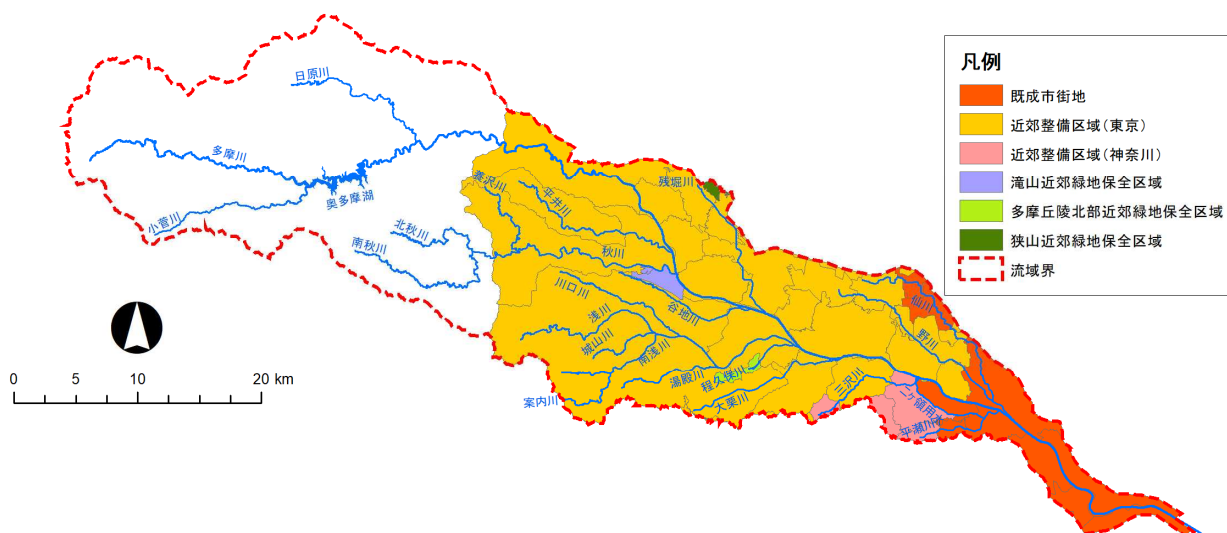


図 3-8 首都圏整備計画関連図

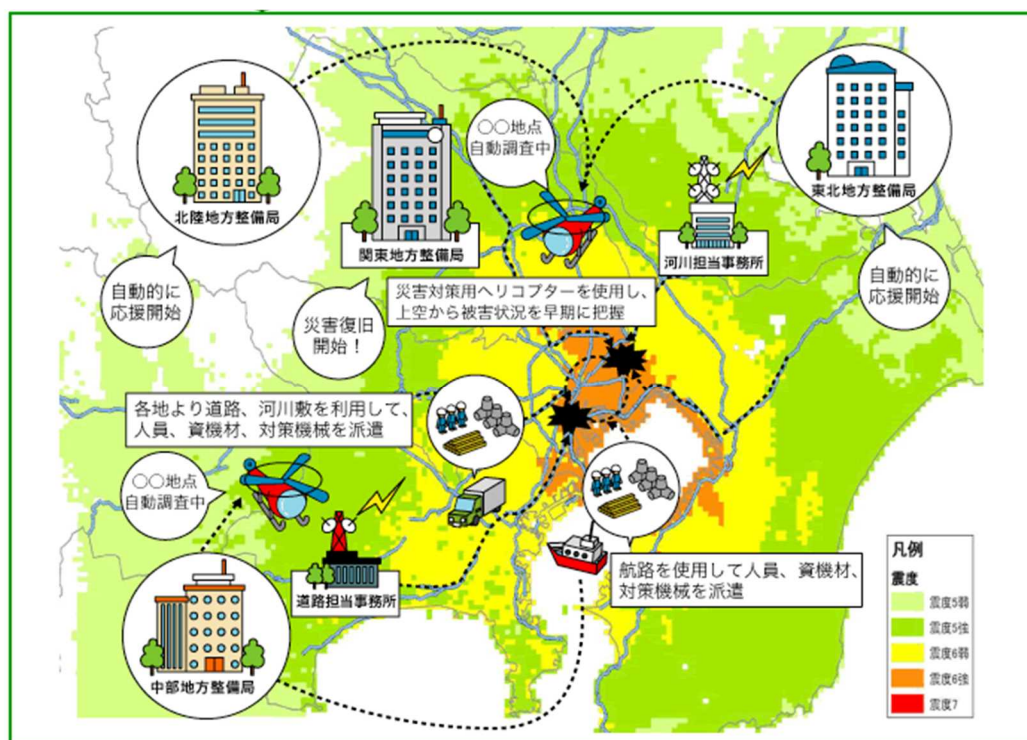
出典：国土数値情報（三大都市圏計画区域）

(2) 地域防災計画

本計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)の規定に基づき、都防災会議が策定する計画であって、都、区市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関がその有する全機能を有効に発揮して、都の地域における震災にかかる災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、都の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的としている。

(3) 関東地方整備局業務継続計画（BCP）

本計画では、首都直下地震に備えて、従来の防災対策に加えてBCPを策定し、迅速な災害復旧を目指しており、逼迫する首都直下地震等の大規模災害時における一層の危機管理態勢の充実を図り、関東地方整備局が、直轄施設に限らず都县市町村施設への応援・支援も含めた災害応急活動など地域の防災力として機能するため「機動性」「専門性」「資機材」をフルに有効活用した防災組織となることを目標としている。また、関東地方整備局が整備・管理する道路、港湾、河川などの基本インフラは、企業活動でも重要な機能であり、BCPにより早期の緊急輸送道路の確保などの考え方を示すことにより、企業BCPの策定の要素として頂き、災害後の早期社会機能の復旧を図ることを目的とする。BCPに基づく首都直下地震後の応援体制を図 3-9に示す。



4. 水害と治水事業の沿革

4-1 既往洪水の概要

多摩川流域における主要洪水を表 4-1に示す。

表 4-1 主要洪水と洪水被害

洪水年月日	降雨要因	洪水被害
M 6. 9	台風	浸水(東京～横浜間の汽車不通)
M23. 9	台風	4カ所堤防決壊、床上浸水642戸
M39. 8	台風	京浜電鉄橋梁約35m流出
M40. 8	台風	約20カ所堤防決壊、 被害面積50町村 約4,474町歩
M43. 8. 8	台風	ほぼ全川にわたって破堤 被害面積55町村 約10,500町歩
T 2. 8	台風	六郷(50m)、羽田堤防決壊 浸水面積300ha、浸水400余戸
T 3. 8	台風	東京砂利鉄道線一時閉鎖アミカサ 事件の契機となった出水
S13. 6. 29	台風	六郷橋流出
S22. 9. 14	台風	浸水98,691戸、冠水耕地2,769ha
S49. 9. 1	台風第16号	堤防決壊により民家19棟が流出 浸水 1,270戸、冠水耕地12.3ha
S54. 10. 19	台風第20号	護岸の被災 12カ所
S57. 8. 2	台風第10号	床上・床下浸水163戸、漏水2カ所 護岸の被災17カ所
S57. 9. 12	台風第18号	床上・床下浸水60戸 護岸の被災11カ所
H11. 8. 15	熱低豪雨	川崎市戸手地先 床上浸水57戸、床下浸水12戸
H13. 9. 11	台風第15号	四谷本宿堰被災
H19. 9. 7	台風第9号	河岸被災14カ所、護床の被災1カ所
R1. 10. 12	台風第19号	世田谷区玉川で溢水により浸水0.7ha、浸 水被害40戸 堤防被災3カ所、河岸被災14カ所、 高水敷被災3カ所、その他被災1カ所

出典：国土交通省京浜河川事務所

① 明治40年8月24日洪水

明治40年（1907年）8月22日～28日の大洪水は、利根川水系をはじめ関東・東海地方の諸河川で大水害を発生させた。多摩川では近世末期の安政6年（1859年）水害を上回り、全川にわたって甚大な被害を受けた。

南方洋上を北進した2個の台風により、本州南岸沿いに多量の降雨があり、多摩川上流域の丹波山観測所の総降雨量は611mmに達し、23、24日の2日雨量は433mmを記録している。

② 明治43年8月8日洪水

明治43年（1910年）8月8日～15日の大洪水は、明治40年8月の洪水を上回り、水害史上まれに見る大洪水を引き起こした。

6日～11日に八丈島の北側を通り房総半島を北進した台風と、12日～14日に沼津付近に上陸した二つの台風による豪雨によって洪水が発生した。

8月に入っても梅雨前線が根強く南岸に停滞しており、1日から一つ目の台風が通過した11日まで連日降雨があり、11日朝には一旦天気が回復したものの、12日には次の台風により再び天候が悪化し、台風が消滅した14日まで多量の降雨があった。多摩川上流域の丹波山雨量観測所における6日～11日の総降水量は、517.5mmであり、明治40年（1907年）8月洪水時を下回っているが、梅雨前線による降雨と二つの台風が原因の一端となり、明治40年をしのぐ水害を発生させたと考えられる。

③ 昭和22年9月14日洪水

昭和22年（1947年）9月7日頃、マリアナ諸島東方に発生した熱帯低気圧は西に進み、11日同諸島西方500kmの洋上で990mbの台風となった。12日朝には硫黄島西方500kmの海上に達し、発達しながら北北東に進路を変え、13日～14日には中心気圧960mb、最大風速45m/sになった。一方、本州の南海上にあった温暖前線が台風の北上にともない顕著になり、14日夜半、関東北西部の山沿いまで押し上げられ停滞し、関東一円に大雨を降らせた。

台風は、この頃から勢力が次第に弱まり、進路を北東に変え15日には中心気圧985mbとなって伊豆半島の南から房総半島の南端をかすめて、16日朝には千葉県の大東海上から三陸沖に去った。台風が本土に接近するにつれ衰弱したため、風による被害は少なかったが、関東地方では大雨により各地で水害が起こった。

④ 昭和49年9月1日洪水

昭和49年（1974年）8月25日9時、マリアナ諸島の東海上に1,008mbの弱い熱帯低気圧が発生した。この弱い熱帯低気圧は西から西南西に進み、8月26日21時サイパン島付近で台風第16号となった。この時の台風の中心気圧は922mb、最大風速は20m/sで小型の弱い台風であった。その後台風は発達しながら北西に進み28日9時には中心気圧960mbとなり、大型の弱い台風となった。この頃より次第に進路を北北西に変え、29日15時硫黄島付近を通過した。そのときの中心気圧は950mb、最大風速40m/s以上

の暴風圏は110kmと最盛期であった。台風が日本本土に接近したころには、日本海北部から北海道にかけて伸びていたこの前線が、8月31日に南下を示し、末端は関東地方にかかって停滞した。この前線による気圧配置が、台風の関東上陸を回避させたが、多摩川上流域では8月30日22時頃から降雨が始まり、31日19時頃から強雨となった。

この強雨を受け、二ヶ領宿河原堰左岸の粕江地区で堤防決壊が発生し、家屋等19棟が流される被害が生じた。

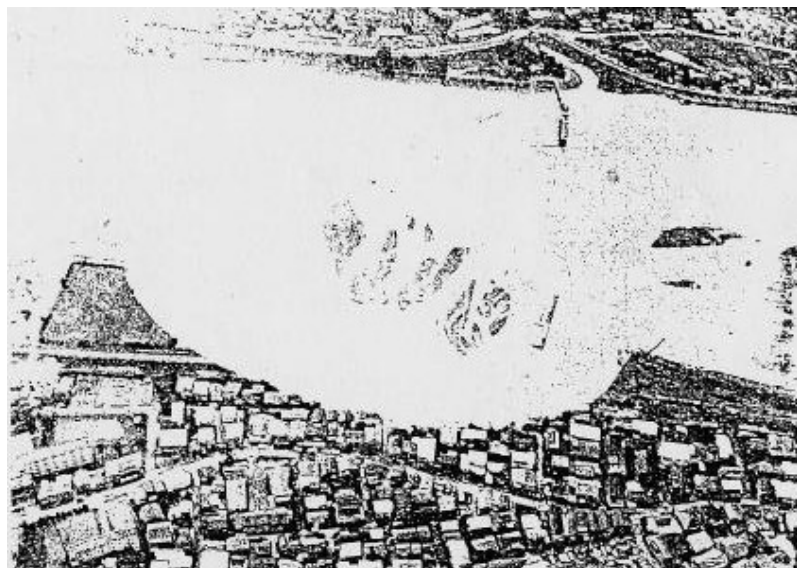
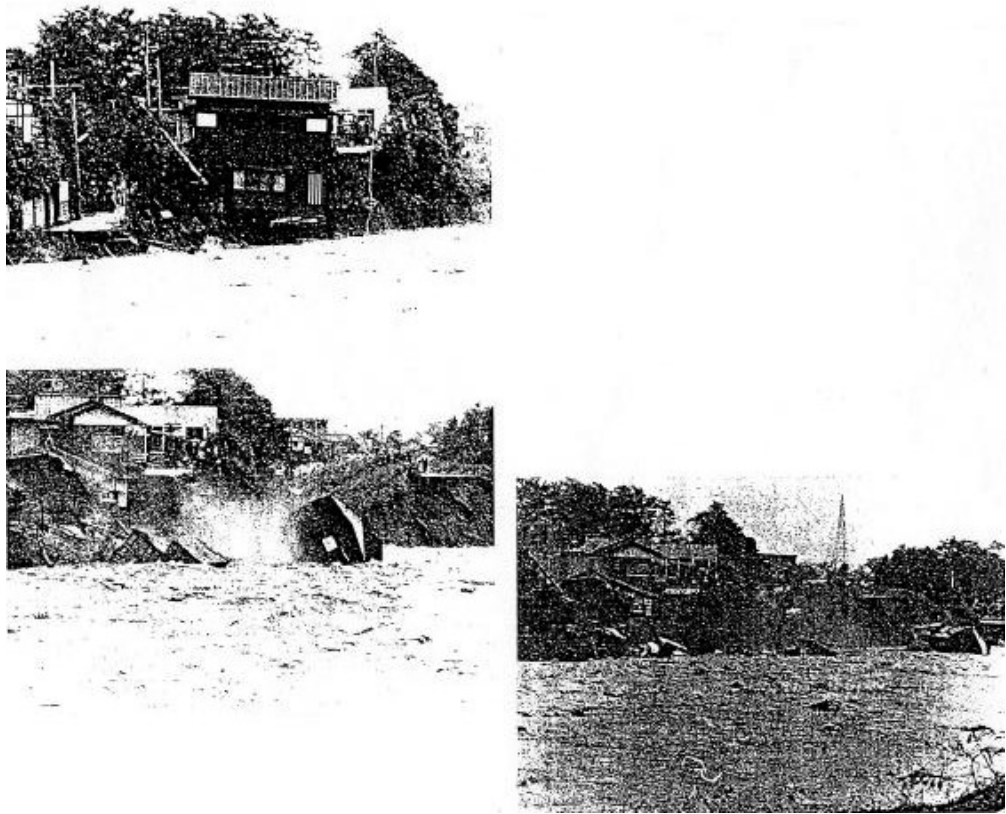


写真 4-1 多摩川本川22. 4k地点左岸

出典：昭和49年9月台風16号による多摩川の災害記録 昭和51年3月京浜河川事務所

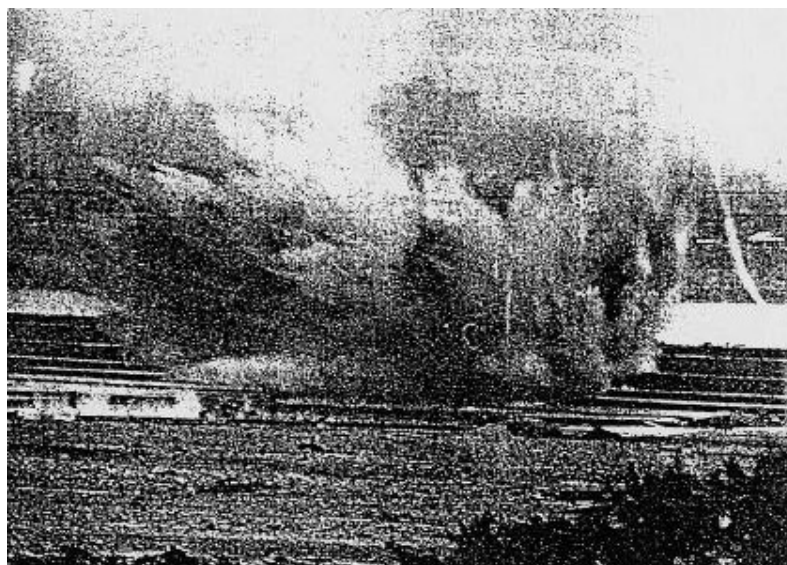


写真 4-2 ニヶ領宿河原堰堤爆破の瞬間

出典：昭和49年9月台風16号による多摩川の災害記録 昭和51年3月京浜河川事務所

⑤ 平成19年9月7日 台風第9号

平成19年（2007年）8月29日9時に南鳥島の南東海上で発生した台風第9号は、9月4日に小笠原諸島の北海上を西に進んだ後、6日には伊豆諸島の西海上を北上した。7日0時頃に強い勢力で静岡県伊豆半島南部に上陸すると、徐々に勢力を弱めながら関東地方から東北地方を縦断し、8日1時頃に北海道函館市付近に、3時半頃に北海道胆振支庁西部に再上陸した。この台風により、関東甲信地方から北海道各地と東海地方、北陸地方の一部で大雨となった。

多摩川流域においても爆風や大雨が長く続き、小河内観測所では雨量が観測史上最大の710mmを記録し、石原で計画高水位を超過した。

⑥ 令和元年10月11日 台風第19号

令和元年（2019年）10月6日に南鳥島近海で発生した令和元年東日本台風（台風第19号）は、マリアナ諸島を西に進み、一時大型で猛烈な台風に発達した後、次第に進路を北に変え、日本の南を北上し、12日19時頃に大型で強い勢力で伊豆半島に上陸した。その後、関東地方を通過し、13日12時頃に日本の東で温帯低気圧に変わった。

多摩川流域では、11日から広範囲に強い雨域がかかり大雨となった。多いところで600mmを超える雨量が観測された。また、20mm/h以上の強い降雨が15時間にわたって観測された。多摩川本川下流部の田園調布（上）水位流量観測所、多摩川本川中流部の石原水位流量観測所、支川浅川の浅川橋水位観測所では計画高水位を超過した。

東京都世田谷区玉川で溢水による浸水被害が発生した他、各地で内水等による浸水被害が発生した。浸水被害0.7ha、家屋40戸のほか、多摩川・浅川の21カ所において被災が発生した。主に低水護岸崩落や高水敷洗堀といった被災のほか、橋脚の沈下や堤防法崩れや漏水といった被災も発生した。

4-2 治水事業の沿革

(1) 治水事業の沿革

多摩川の治水事業は低地水防に端を発し、用水開削による低地開発と密接に関係しながら、江戸時代に至ってより急速に推進された。近世以来の水害の頻発は、明治時代に至ってますます深刻化し、抜本的な水害対策が進まぬまま水害激化の方向をたどった。そのため、築堤整備への要望が市民の間に高まり、その現れの一つが大正3年（1914年）のアミガサ事件（川崎市の村民500余名が多摩川築堤のため「アミガサ」を着用し、神奈川県庁に大挙し陳情を行った。）であった。この事件を経て、大正7年（1918年）に内務省直轄事業として、多摩川改修工事が着手された。これは、浅川合流点下流の計画高水流量を $4,170\text{m}^3/\text{s}$ （明治43年（1910年）洪水を参考）とする河口から二子橋の区間についての改修工事であって、昭和8年（1933年）に竣工している。この事業では、川幅を上流で383m、河口において545mを標準とし築堤、掘削、浚渫（しゅんせつ）ならびに水衝部の護岸等を施工し、さらに舟運のための六郷水門、河口水門等を設置し、多摩川改修工事の竣工後も引続き多摩川維持工事が実施されている。

また、昭和7年（1932年）からは、日野橋から二子橋地先の区間および支川浅川の高幡地先から下流の区間について、直轄事業としての多摩川上流改修工事に着手した。これは、日野橋地点下流における計画高水流量を $3,330\text{m}^3/\text{s}$ とし、川幅を350m～450mとして旧堤拡築を主として、河道固定のための築堤、無堤地の築堤を行うとともに、水衝部の護岸水制工等を実施している。なお、多摩川維持工事と多摩川上流改修工事は昭和28年（1953年）から多摩川改修事業と名称変更が行われている。

加えて、昭和34年（1959年）の伊勢湾台風を契機として河口部の高潮対策を実施した。

昭和39年（1964年）の新河川法の制定に伴い、昭和41年（1966年）に多摩川は一級水系に指定され、従来からの多摩川改修事業区間に加えて、当初五日市線、その後追加で万年橋まで建設省直轄管理区間とし、従来、工事は直轄、管理は都県とされていたが、工事・管理とも直轄で実施することとなった。同時に「多摩川水系工事実施基本計画」が策定され、従来の計画基準（日野橋地点下流 $3,330\text{m}^3/\text{s}$ 、浅川合流点下流 $4,170\text{m}^3/\text{s}$ ）とともに、新たに河口より六郷橋区間を高潮工事区間とする水系一貫となった計画が策定された。ついで昭和44年（1969年）に浅川の高幡地先から南浅川合流点区間、昭和47年（1972年）に大栗川の本川合流点から1.1k区間が直轄区間に指定され遂次工事を実施した。

昭和30年（1955年）代を契機として急速に進んできた流域内の都市化現象と、昭和22年（1947年）9月洪水や昭和49年（1974年）9月洪水が、明治43年（1910年）出水を鑑み策定された計画高水流量 $4,170\text{m}^3/\text{s}$ に匹敵する大規模なものであったことから、治水の安全度を向上することが要請され、昭和50年（1975年）4月に工事实施基本計画の見直しが行われた。その主な内容は、石原基準点の基本高水流量を $8,700\text{m}^3/\text{s}$ とし、このうち上流ダム群により $2,200\text{m}^3/\text{s}$ を調節し、河道への配分を $6,500\text{m}^3/\text{s}$ とするこれまでの計画高水流量を大幅に書き換えるものとなった。これにともない、昭和54年（1979年）には改修計画を策定した。

さらに、多摩川において破堤氾濫が発生した場合、壊滅的な被害が予想され経済社会

活動に甚大な影響を与えることが懸念されるため、昭和63年（1988年）3月に超過洪水対策として工事实施基本計画に高規格堤防の整備を位置づけた。その後、平成12年（2000年）12月に河川整備基本方針、平成13年（2001年）3月に河川整備計画を策定し、平成29年（2017年）3月に河川整備計画を一部変更した。

改修工事の経過の概要を表に示す。改修工事の経過の概要を表 4-2に示す。

表 4-2 改修事業の経緯

事業名	区域	工期	工事内容
①多摩川改修事業	河口～二子橋	大正7年～	築堤、掘削、浚渫、護岸
②多摩川上流改修事業	二子橋～日野橋 浅川（多摩川合流点～高幡橋）	昭和7年～	旧堤補強、築堤護岸、水制工
③多摩高潮対策事業	河口～六郷橋	昭和41年～	高潮堤防、暫定盛土
④多摩川上流改修事業（2）	日野橋～61.8k	昭和44年～	無堤部築堤護岸 床固、旧堤補強
⑤浅川改修事業	高幡橋～南浅川合流点	昭和44年～	旧堤補強、護岸
⑥大栗川改修事業	多摩川合流点～1.1k	昭和47年～	旧堤補強、掘削護岸
⑦高規格堤防	河口～日野橋	平成元年～	高規格堤防

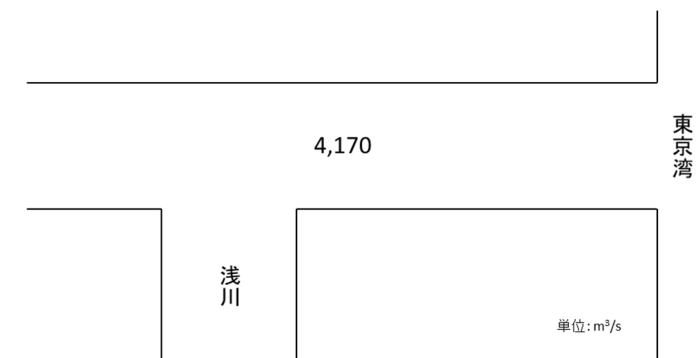


図 4-1 大正7年 多摩川改修工事 計画高水流量配分図

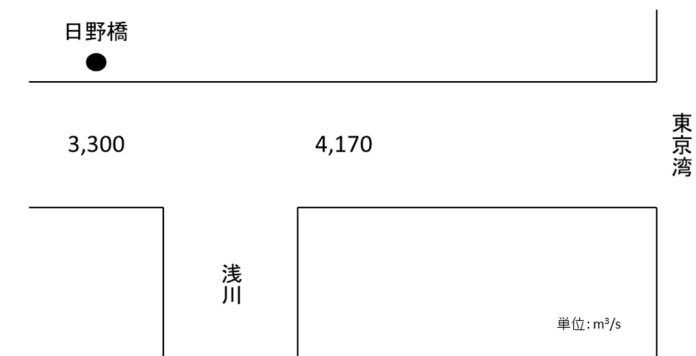


図 4-2 昭和7年 多摩川上流改修工事 計画高水流量配分図

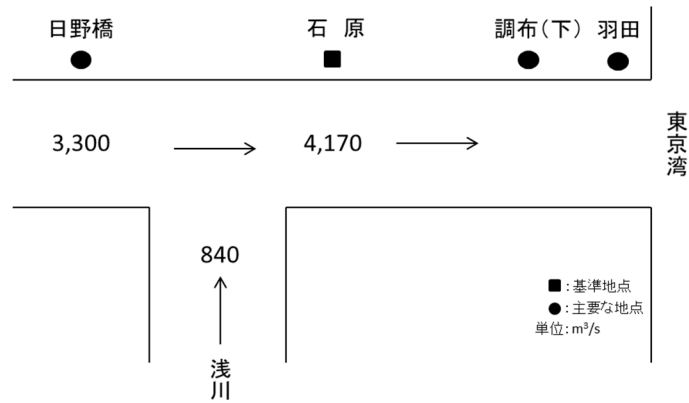


図 4-3 昭和41年 多摩川水系工事実施基本計画 計画高水流量配分図

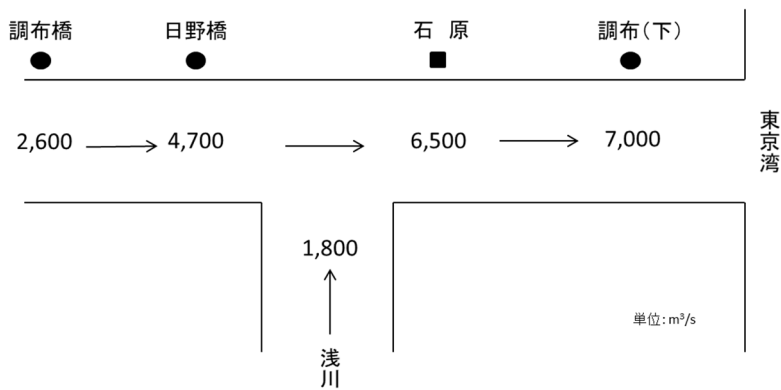


図 4-4 昭和50年 多摩川水系工事実施基本計画改定 計画高水流量配分図

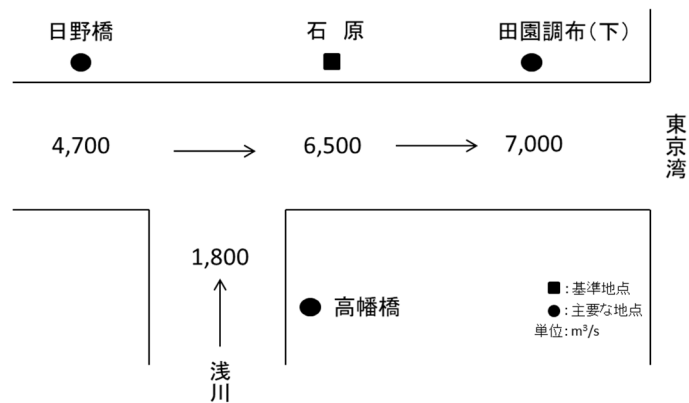


図 4-5 平成12年 多摩川水系河川整備基本方針 計画高水流量配分図

表 4-3 基本高水のピーク流量等一覧表

河川名	基準地点	基本高水のピーク流量 (m ³ /s)	洪水調節施設による調節流量(m ³ /s)	河道への配分流量 (m ³ /s)
多摩川	石原	8,700	2,200	6,500

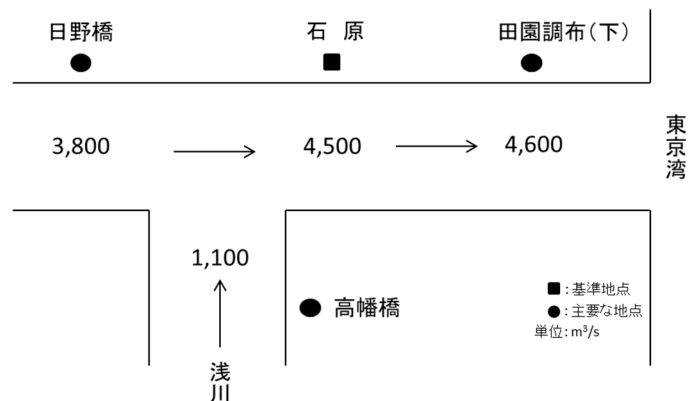


図 4-6 平成13年 多摩川水系河川整備計画 計画高水流量配分図

4-3 治水の現状と課題

多摩川は、都市を流下する大河川の中では急流な河川である。中上流部で河床勾配が約1/400～1/800、上流部では約1/200～1/400を上回っている。支川浅川も、約1/100～1/200となっている。このため洪水時は流出が速く、流速も局地的に大きくなることから、多摩川特有の高速流による被害が発生するなど、首都圏を流れる川としては特異な河川である。

現況河道の流下能力は、上流部、中上流部で計画高水流量より低い箇所がある。これは、河道内に洪水流下の妨げとなる横断工作物（堰等）が多数存在するほか、これによる土砂の堆積などにより河床の高い箇所があり、多くの箇所・区間で部分的に流下能力が不足するボトルネック箇所が多数存在しているためである。また、多摩川の上流域には洪水調節を行うダムや遊水地などの施設がなく、出水時には洪水調節を行うことができない。

このような状況に鑑み、今後の多摩川の治水安全度を向上させるためには、これらの堰等の対策と堰周辺の土砂の適正な管理、併せて上流域における洪水調節施設の整備が重要である。また、堤防整備率は約80%と進んでいるものの、そのうち堤防の高さや幅が不足する堤防や、中・上流域で河床勾配が急なことから、水当たりが強いため被害を受けやすい危険な箇所も数多く残されており、堤防及び河岸を計画的に補強する必要がある。さらに、多摩川流域は周辺の都市化が著しく、破堤氾濫が発生した場合、壊滅的な被害が予想され経済社会活動に甚大な影響を与えることが懸念されるため、河口から多摩川大橋までの区間は高規格堤防整備対象区間として位置づけており、その実施にあたっては、まちづくりと一体となった整備を行うことが重要となっている。

なお、多摩川で堤防が決壊した場合の洪水氾濫状況を予測し被害の算定を行った結果は、浸水の可能性のある区域の総面積は約134.5km²、区域内人口は約198万人、区域内の被害額は約38兆4,000億円と膨大なものとなっている。このため、堤防を決壊させない整備を行うことはもちろんのこと、一度氾濫が起こった場合に氾濫被害を最小限に食い止めるため、ハザードマップ等による情報提供、洪水予報の充実、情報伝達体制及び警戒避難体制の充実、土地利用計画との調整、住まい方の工夫、越水しても被害を最小限にする対策及び防災教育等を関係機関や地域住民等と連携して推進する。

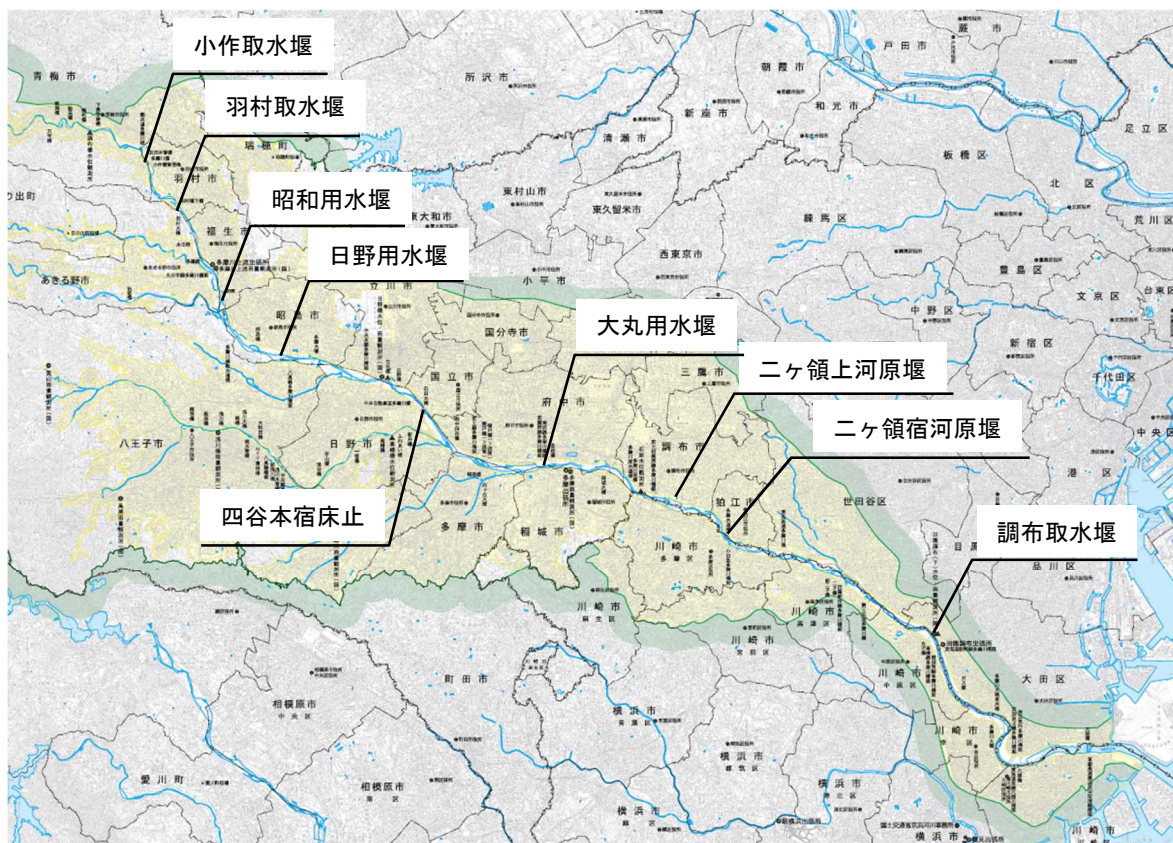


図 4-7 多摩川にある取水堰の位置図

表 4-4 対策が必要な堰の一覧表

No.	施設名	管理者	位置	河積 障害率	施工年
1	大丸用水堰	大丸用水土地改良区	32.4k	44%	昭和35年施工
2	昭和用水堰	立川昭島用水土地改良区	47.8k	53%	昭和8年施工
3	羽村取水堰	東京都	53.8k	75%	大正12年施工

出典：国土交通省京浜河川事務所

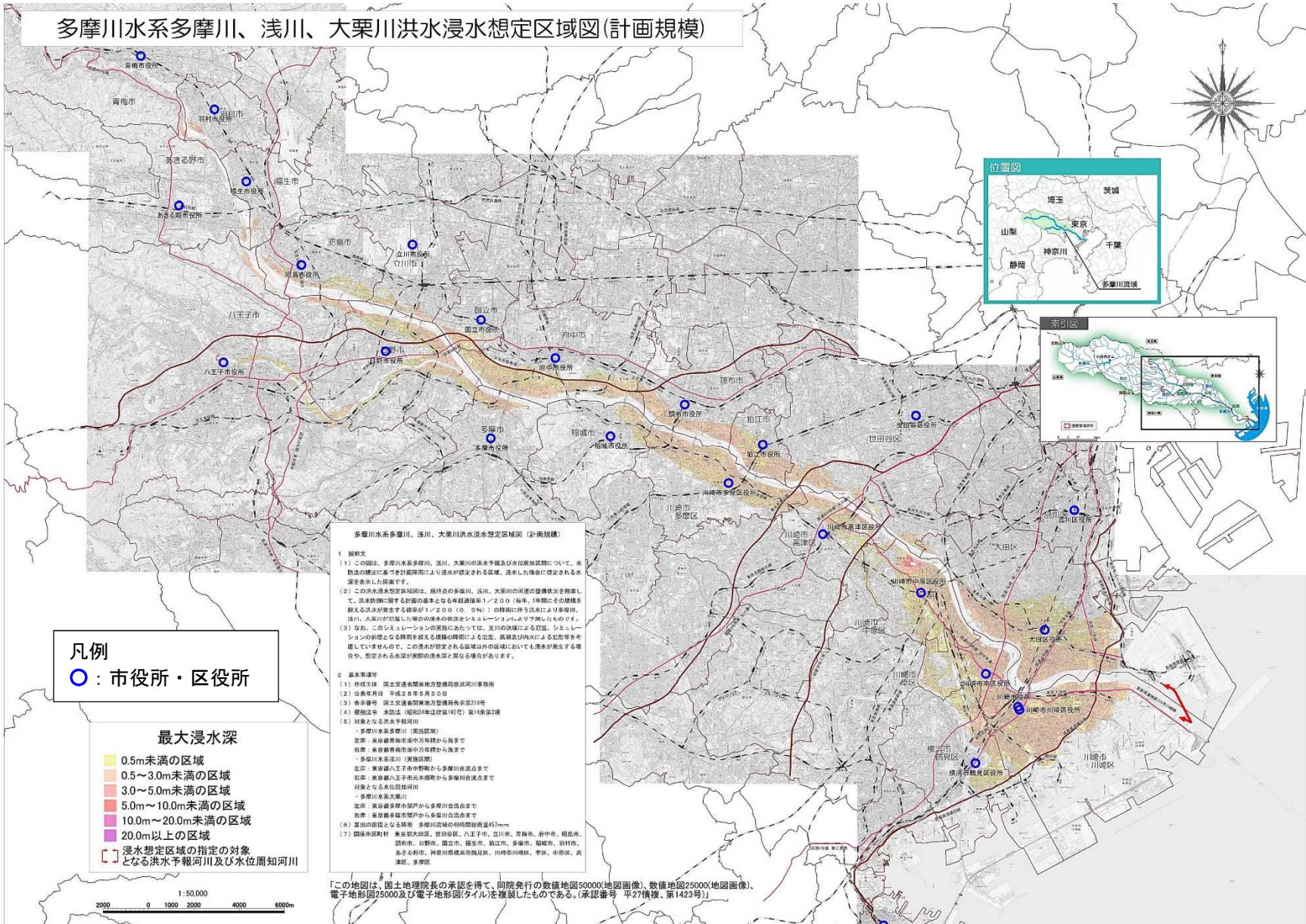


図 4-8 多摩川最大浸水深図の包絡 w=1/200

5. 水利用の現状

5-1 水利用の変遷

鎌倉幕府創設による統一権力の下、流域の水田開発が進められた頃、堤防の新築、修築がなされた。その後江戸時代に入り、流域の経済発展、江戸の都市成長に応じた食料供給の要請、土木技術の向上などを背景として、多摩川流域の開発は用水の確保の困難な段丘畑や氾濫原が対象となり進められた。この時代の主な事業としては、多摩川から江戸に上水を供給する広域利水の先駆的な玉川上水、二ヶ領用水の開削などであり、それらによって沿岸及び武蔵野台地へのかんがい用水として、また江戸市民の生活用水として広く利用されてきた。現在でも沿岸の農地でかんがい用水として利用されるとともに、工業用水としての供給も行われ、現在に至っている。

上水道用水の利用としては、飲料水の安全性の確保を契機として、明治26年（1893年）には多摩川中上流地域に位置する三多摩地区が神奈川県から東京府へ編入され、東京市によって上流域の水源林が管理されるようになった。明治末期になると増大する東京都の水需要に対応するため、多摩川の水がさらに利用された。昭和10年（1935年）から昭和20年（1945年）にかけて多摩川から取水された水道用水は、年平均3～4億 m^3 であり、東京都全取水量の約8割を占めていた。昭和32年（1957年）には、さらに増大する水需要に対応するため小河内ダムが建設され、毎年5億 m^3 前後の取水が続けられた。その後、いわゆるオリンピック渇水（昭和39年（1964年））を契機に、人口集中等により多摩川で賄いきれなくなった水源を利根川等に水源を求めたことから、結果として現在、東京都の水道用水は、全取水量に占める多摩川の水の割合は、2割程度になっているが、依然として都市活動や都市生活を支える重要な水源となっている。

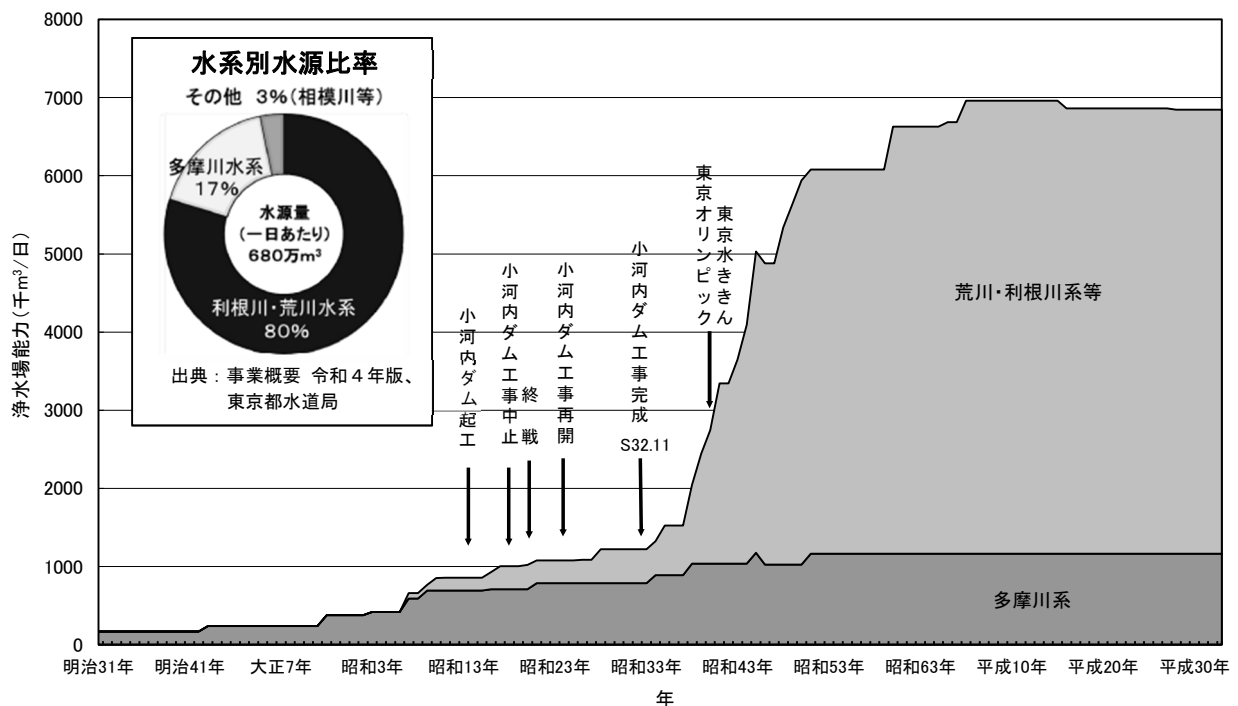


図 5-1 東京都の水道水源の変遷と水系別水源比率

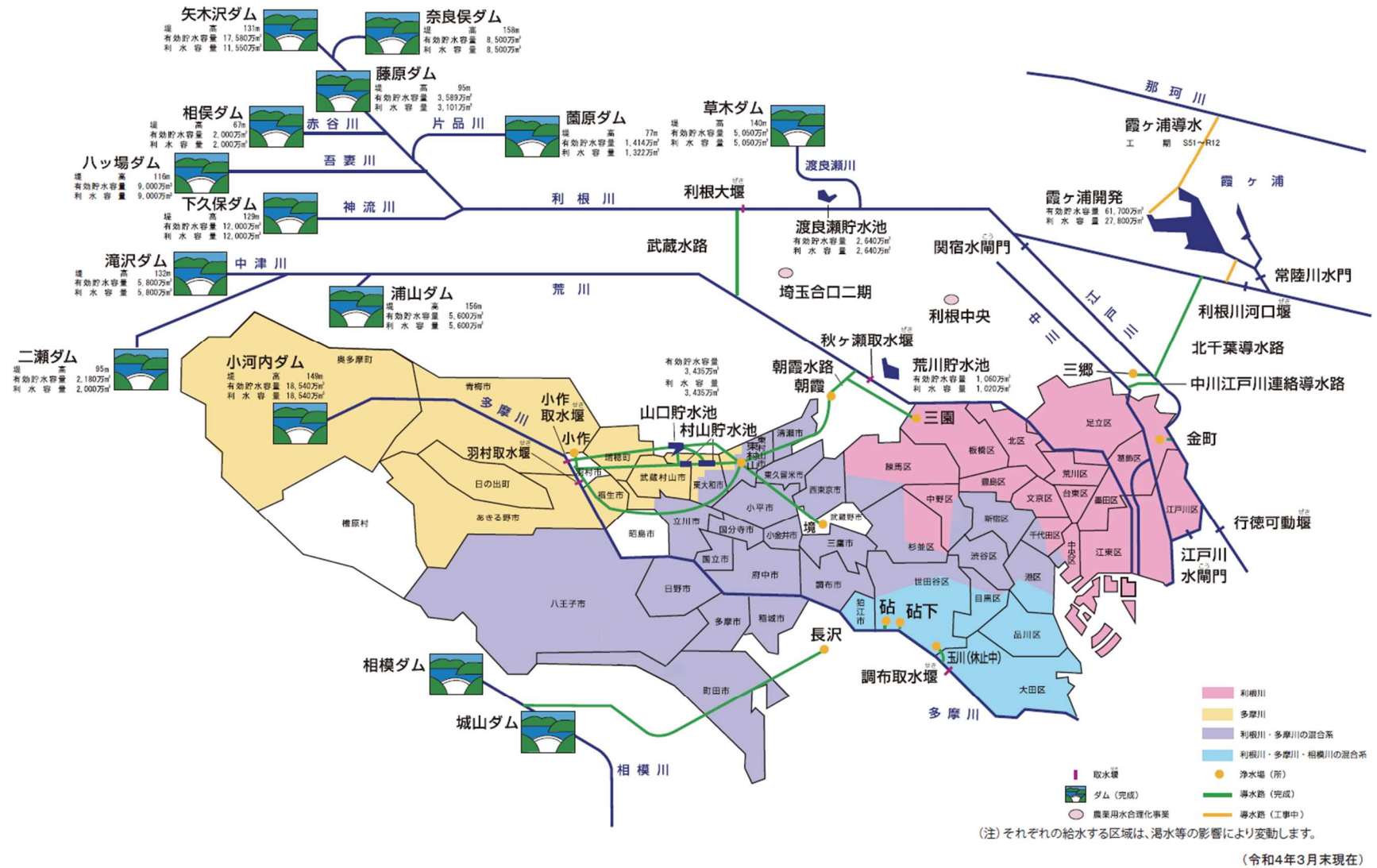


図 5-2 東京都の水道水源と浄水場別給水区域

出典：事業概要 令和4年版、東京都水道局

農業用水は、江戸時代から二ヶ領用水により、沿川における農耕地のかんがい用水として地域農業の発展に大きく貢献してきたが、高度成長期にあたる昭和35年（1960年）以降二ヶ領用水一帯の農地が宅地に転用されるなど、近年の宅地、工場等の進出による造成あるいは埋め立て等によりかんがい面積が減少してきている。一方、取水の権量は慣行水利権のままで法定化されておらず、水利行政の今後の課題として残されている。

工業用水については、京浜工業地帯へ供給され、その発展に多くの役割を果たしている。

発電用水については、まず多摩川水力電気株式会社（現在は、東京電力株式会社）により、氷川発電所が建設され、昭和6年（1931年）から発電が開始された。戦後、東京都により、多摩川第1発電所が小河内ダムの工事と関連して進められ、昭和29年（1954年）に工事着手、昭和32年（1957年）に発電を開始し、続いて多摩川第三発電所が昭和35年（1960年）に工事着手、昭和38年（1963年）に発電を開始した。昭和38年（1963年）に東京都交通局により白丸調節池ダムが建設され、平成10年には、東京都水道村山貯水池（多摩湖）から東村山浄水所の間で東京都水道発電所が発電を開始している。以上の5カ所により取水され、総最大出力46,100kwの電力供給が行われている。

発電によるバイパスによりダム直下流の川に水が流れないという問題が各所で見られたが、発電ダムとして建設された白丸調節池ダムでは発電水利権の期間更新時において発電事業者の協力を得て、平成10年（1998年）より維持流量が放流されることになるなど改善への取り組みがはじめられている。

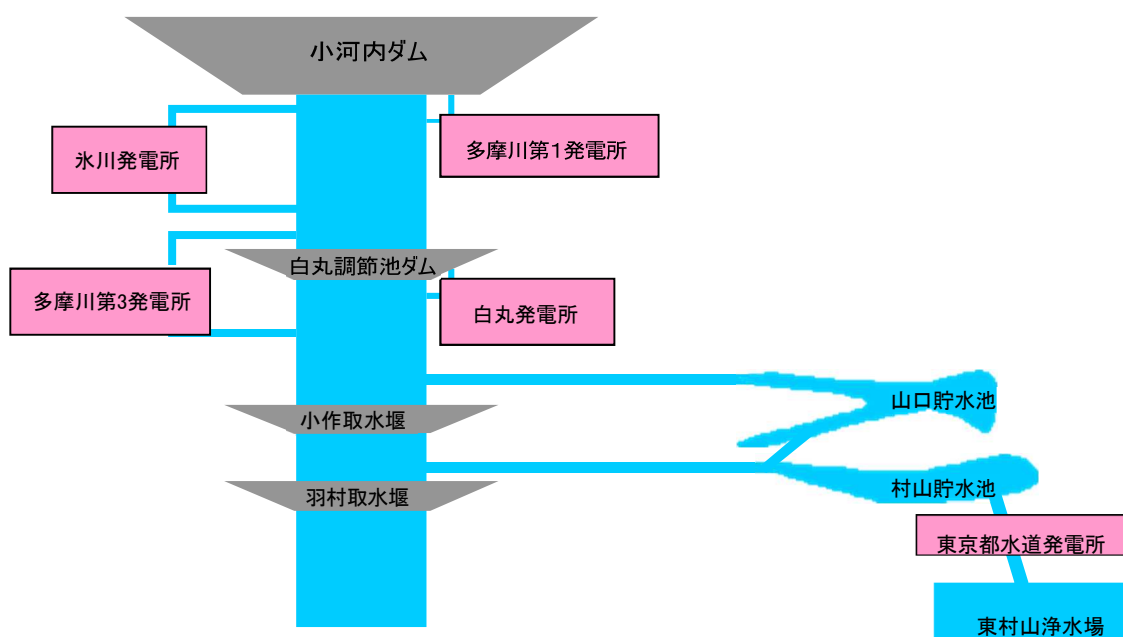


図 5-3 発電施設模式図

5-2 水利用の現状

多摩川の水利用の歴史は古く、江戸時代からニヶ領用水（当時は四ヶ領用水）、玉川上水などによって、沿川及び武蔵野台地のかんがい用水や江戸の生活用水として広く利用されてきた。昭和32年（1957年）に小河内ダムが竣工し、羽村取水堰や小作取水堰などで取水をしており、首都圏の重要な水道水源となっている。工業用水としては、川崎市等に約3m³/s利用されている。農業用水は、都市化により年々減少し、現在では約7m³/sがかんがいに利用されている。また、発電用水としては、小河内ダム直下に位置する多摩川第1発電所など、約77m³/sを利用し現在5カ所の発電所で総最大出力46,100kwの電力供給が行われている。

多摩川はこのように古くから多種多様に利用されてきており、水利用を取り巻く課題も多い。

羽村取水堰では、小河内ダムの完成により堰地点で河川水のほとんどを取水していたため、非かんがい期には堰下流で瀬切れが発生するなどの問題が生じていたが、平成5年から通年で2m³/sの放流を開始している。

また、昭和45年（1970年）カシンベック病の疑いによる上水の取水停止等に代表される水質の問題については、現在改善傾向にあるが、中流域の流況のほとんどは下水処理水が占めていることなど、水利用の面から水質に関する課題は大きい。

多摩川上流域は冬期の積雪がないため、一旦ダムの貯水量が減少すると、なかなか回復しないという特性がある。

また、多摩川には多くの農業用水の慣行水利が残っており、取水実態の詳細を把握していく必要がある。

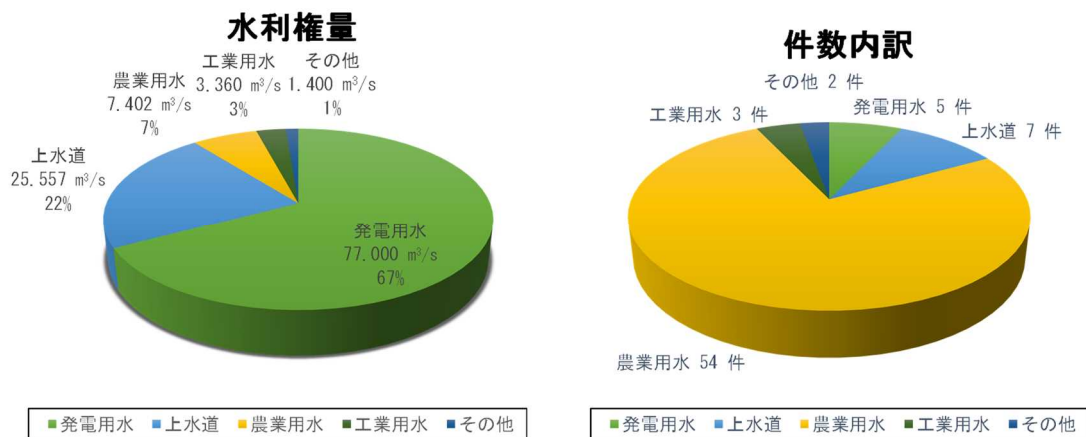


図 5-4 多摩川水系水における水利権量の内訳

表 5-1 多摩川水系における水利権量（単位：m³/s）

種別	件数	水利権量計	備考
水道用水	7	25.557	
工業用水	3	3.360	
農業用水	許可	7.402	かんがい面積 約226ha
	慣行	-	
発電用水	5	77.000	
その他	2	1.400	
合計	71	114.719	

* 発電で取水された水は全て河川に還元される

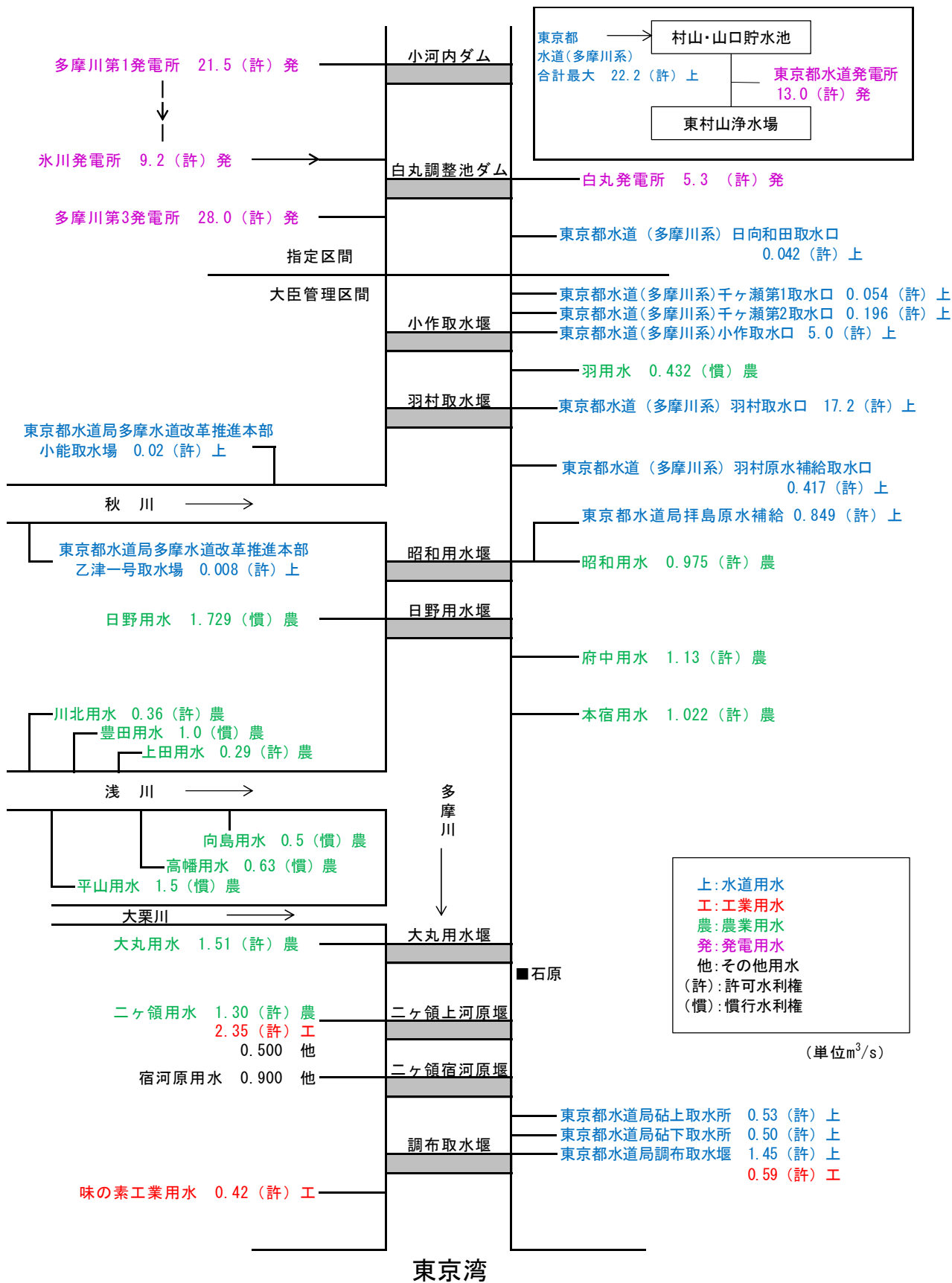


図 5-5 多摩川水系水利模式図

5-3 渇水被害及び渇水調整

多摩川においては小河内ダム完成後、これまでに取水制限をとまなう「渇水」は発生していない。その理由として、多摩川から都市用水を取水しているのは、東京都（一部神奈川県あり）であり、東京都の水源は、全体の8割が利根川・荒川水系で残りの2割が多摩川水系となっている。また、多摩川水系の流況と利根川・荒川水系の流況にはある程度の差があるため、利根川水系の渇水時には逆に緊急的に多摩川からの取水を増やすことなどを行っている。その他、羽村取水堰で必要な用水を確保したあと下流で主に流況を構成するのが下水処理水であることなどから、羽村取水堰下流の農水等の取水に影響はないと考えられる。

なお、多摩川では河川管理者及び利水者との間において、情報・意見交換を定期的に行い、多摩川水系における適切な低水管理及び円滑な水利使用に資することを目的として、平成9年（1997年）5月に「多摩川水系利水関係者連絡会」を発足している。

多摩川流域の主要渇水被害は以下のとおりである。

多摩川の主な利水者である東京都は、利根川・荒川・多摩川等の複数水源で水利用を行っている（例えば、利根川が渇水の時は、不足する水量を緊急的に多摩川の小作堰から取水している）。このため、多摩川の渇水を考える上では、利根川・荒川水系などの渇水を考慮しつつ対応することが必要である。

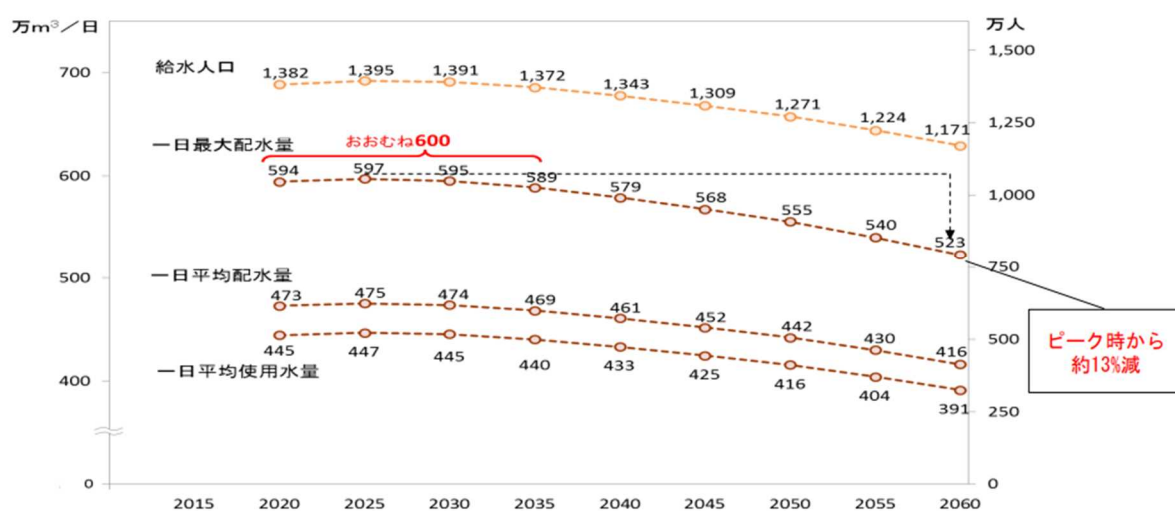
表 5-2 最近の多摩川に関連する利根川水系の渇水

渇水年	渇水期間	最大取水制限率	摘要
S54	6月～7月	20%	東京都上流部の一部（5m ³ /s）を多摩川へ振替える。
S55	7月	10%	
S57	7月	10%	
S58	6月～7月	なし	東京都上流部の一部（10m ³ /s）を多摩川へ振替える。
S61	1月～3月	72%	
S62	6月～8月	30%	東京都上流部取水分全量を多摩川へ振替える。
H02	5月～8月	20%	東京都上流部取水分全量を多摩川へ振替える。
H06	7月～9月	30%	東京都上流部取水分全量を多摩川へ振替える。
H08	1月～3月	10%	
	8月～9月	30%	
H09	2月～3月	10%	
H13	8月	10%	
H24	8月	10%	
H25	7月～9月	10%	
H28	6月～9月	20%	

5-4 水需要の動向

東京都水道局の長期計画である「持続可能な東京水道の実現に向けて 東京水道長期戦略構想2020」において、都の人口は、令和7年（2025年）にピークを迎え、令和42年（2060年）の人口はピークから約16%減少すると予測しており、水道用水の需要においても、人口減少に伴いピーク時から約13%減少の見込みである。

また、主に工業用水として利用されている神奈川県川崎市の「川崎市上下水道ビジョン」によると、昭和48年の石油危機以後、産業構造の変化、省資源対策としての回収水再利用の推進などの影響もあり、水需要は減少傾向がみられており、こうした動向を背景に平成22年4月に給水能力を1日56万 m^3 から52万 m^3 へ削減している。



出典：見える化改革報告書「水道」 東京都水道局

図 5-6 東京都における給水人口と水道需要の動向

6. 河川流況及び水質の現状

6-1 河川流況の現状

多摩川中下流部の急激な都市化により雨水の地下への浸透の減少など保水機能が低下し、小河川の水量が著しく減少している。

また、多摩川では羽村取水堰等で大量に取水されるため、堰上下流の水量に不連続が生じている。羽村取水堰での取水後の河川流況は秋川、浅川等の支川及び下水処理場からの流入水により構成されている。石原地点における過去35年間（昭和61年（1986年）～令和2年（2020年））の流況は表 6-1に示すとおりであり、下水道整備に伴い流況に変化が見られる。下水処理水量が概ね横ばいとなる至近10ヵ年（平成23年（1948年）～令和2年（2020年））の平均低水流量は $13.35\text{m}^3/\text{s}$ 、平均濁水流量は $10.55\text{m}^3/\text{s}$ である。

多摩川の河川流況に大きく影響を与えているのが下水道の放流量である。流域下水道は、昭和46年（1971年）3月に南多摩処理場が運用を開始して以降、平成4年（1992年）11月に浅川と八王子処理場が運用を開始して6つの処理場全ての運用が開始された。令和3年（2021年）度末時点で下水道普及率は99.6%となっている。

表 6-1 河川現況流況表（石原）

(m³/s)

	豊水 流量	平水 流量	低水 流量	渇水 流量	最小 流量	平均 流量	備考
S61	22.90	13.54	7.76	4.75	3.39	25.98	
S62	15.62	10.82	7.86	4.12	3.29	14.86	
S63	30.82	14.59	8.40	5.46	5.09	46.44	
H01	41.45	21.77	14.05	7.29	5.64	43.37	
H02	25.02	17.61	14.80	7.52	3.36	34.85	
H03	26.33	16.54	12.08	3.14	2.13	38.63	
H04	29.97	20.36	13.28	4.97	3.93	27.21	
H05	30.38	17.81	13.32	9.56	8.39	28.20	
H06	29.52	20.83	13.07	4.57	3.18	26.70	
H07	16.81	12.09	9.09	5.60	4.27	18.16	
H08	13.04	9.10	7.08	3.07	1.92	15.55	
H09	14.07	10.35	7.90	3.95	3.66	15.20	
H10	47.82	24.46	16.04	10.78	7.08	52.81	
H11	30.50	18.49	12.49	9.48	7.64	38.92	
H12	44.71	25.28	13.06	5.99	5.20	36.57	
H13	36.59	16.77	13.34	10.74	10.12	42.96	
H14	33.22	20.86	13.33	7.03	0.46	41.05	
H15	30.37	20.04	15.59	11.85	9.81	37.57	
H16	26.20	16.52	12.61	6.75	5.69	46.24	
H17	27.12	17.37	14.15	10.04	9.86	28.13	
H18	32.20	20.66	14.72	9.84	9.15	34.92	
H19	25.80	20.72	16.10	12.32	11.83	38.67	
H20	41.23	24.64	14.90	10.47	9.85	45.10	
H21	20.67	15.07	12.06	8.87	7.08	21.61	
H22	26.46	17.98	12.62	9.53	8.58	25.51	
H23	26.72	17.89	13.47	9.92	8.05	35.69	
H24	25.31	17.28	13.39	10.56	9.55	28.39	
H25	20.83	13.77	11.66	8.84	8.10	24.65	
H26	34.03	22.14	15.85	10.64	10.15	33.73	
H27	28.22	17.71	11.14	11.30	11.30	27.40	
H28	21.42	17.77	15.73	13.55	12.98	23.64	
H29	22.76	15.55	13.20	11.43	11.02	32.52	
H30	31.67	16.18	13.78	9.64	6.89	32.74	
H31	33.82	19.26	10.83	8.55	8.00	40.21	
R2	47.32	21.74	14.44	11.02	9.97	37.43	
平均 H23～R2	29.21	17.93	13.35	10.55	9.60	31.64	
最大 H23～R2	47.32	22.14	15.85	13.55	12.98	40.21	
最小 H23～R2	20.83	13.77	10.83	8.55	6.89	23.64	
1/10 H23～R2	20.83	13.77	10.83	8.55	6.89	23.64	

注) H1、H7、H13、H19～H27、H31、R2は欠測等の日流量を近隣観測所の水位・流量および低水流量観測値から補間して流況を推定している。

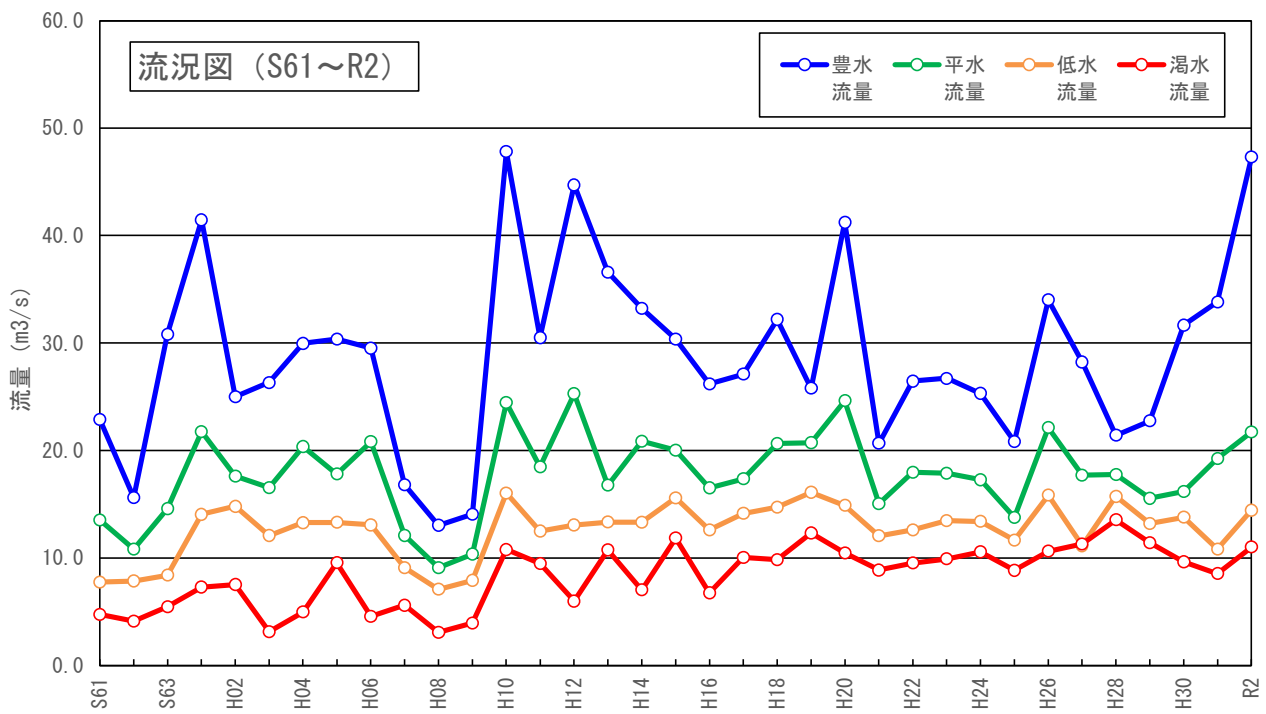


図 6-1 石原地点流況経年変化図

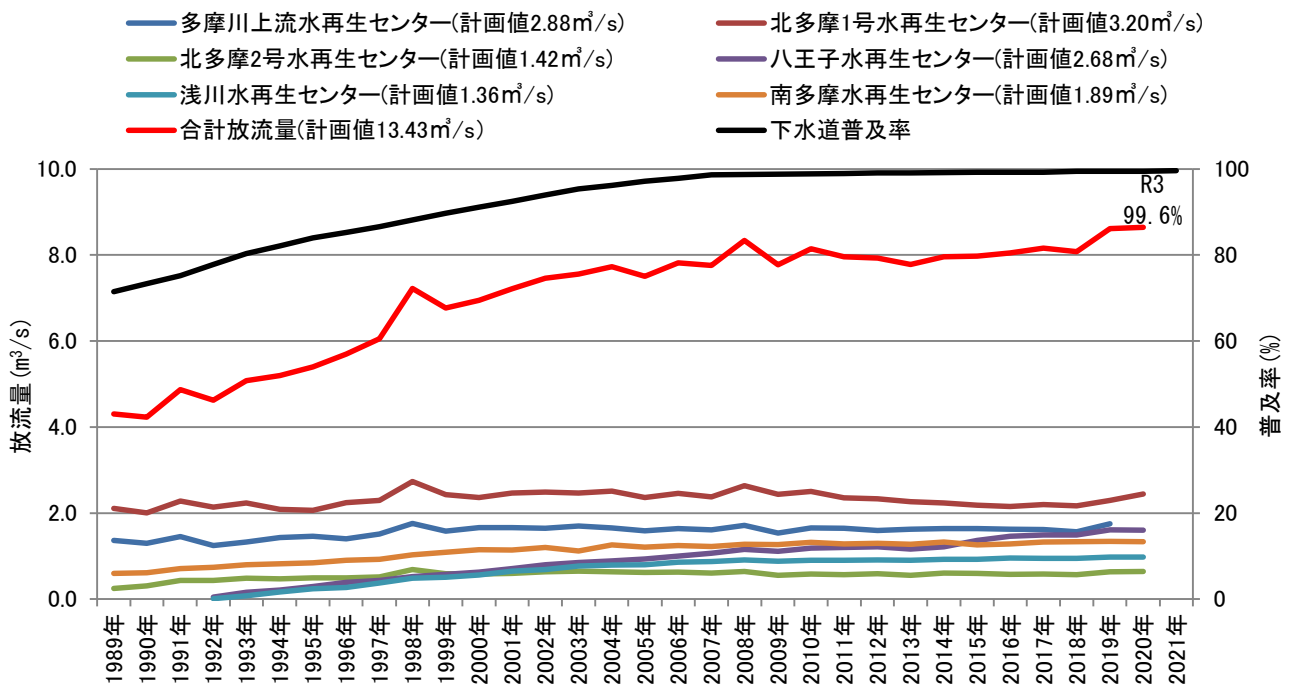


図 6-2 下水処理水量の経年変化図

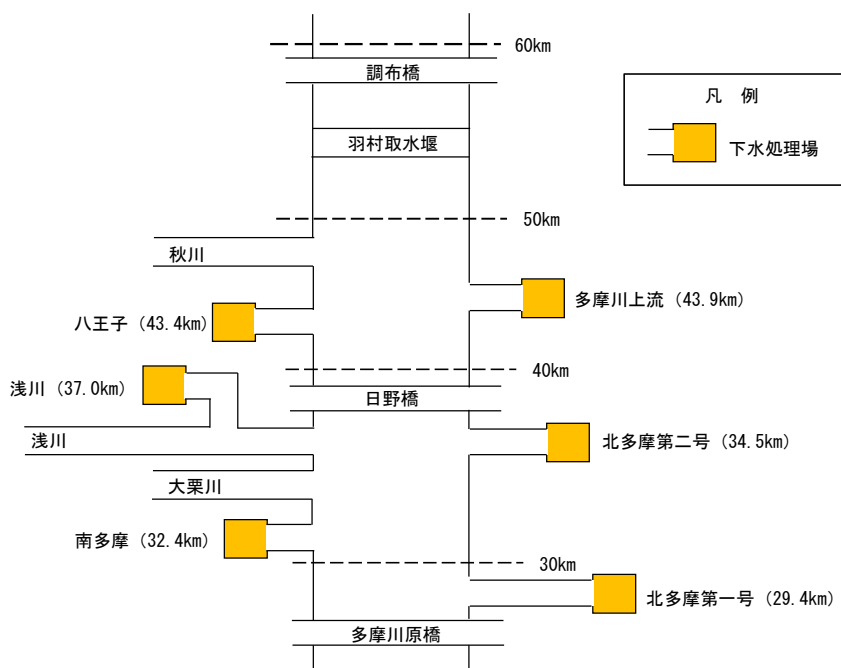


図 6-3 多摩川水系における下水道処理場位置図と計画処理能力（石原地点上流）

表 6-2 多摩川水系における下水道整備状況

項目	処理区名	北多摩一号	北多摩二号	多摩川上流	南多摩	浅川	秋川	計
処理区の普及状況	全体人口(人)	524,013	145,512	457,647	383,326	269,019	444,060	2,223,577
	普及人口(人)	524,009	145,512	456,576	382,610	262,063	440,132	2,210,902
	普及率(%)	※100	100	※100	※100	97	99	※100
	水再生センター 処理能力(m ³ /日)	260,700	93,400	264,700	159,250	126,100	207,800	1,111,950
	水再生センター 処理能力(m ³ /s)	3.02	1.08	3.06	1.84	1.46	2.41	12.87
水再生センター の現況	水再生センター名	北多摩一号	北多摩二号	多摩川上流	南多摩	浅川	八王子	
	運転開始	昭和48年6月	令和元年4月	昭和53年5月	昭和46年3月	平成4年11月	平成4年11月	

注) ※印は、普及率99.5%以上であり、100%概成としている。

出典：東京都下水道局HP 令和4年度下水道事業概要

6-2 河川水質の現状

多摩川水系における水質汚濁に係わる環境基準の類型指定は、表 6-3、図 6-4に示すとおりである。また、多摩川の環境基準点におけるBOD75%値の経年的変化は図 6-5に示すとおりである。

現在の多摩川の水質は、羽村取水堰より上流の調布橋地点において、汚濁支川及び生活排水等による影響が少ないことから、BOD75%値が昭和47年4月の観測開始以来1 mg/l程度であり環境基準値を満たしている。しかしながら、かつての羽村取水堰下流では、流域の工場立地や急激な都市化により中下流部においては、昭和30年代後半から悪化の一途をたどり、昭和40年代以降はBOD75%値が常に環境基準値を満足できない状況が続いた。

その後下水道の整備、河川管理者による河川浄化施設の設置などにより改善され、平成9年にはほとんどの区間でBOD75%値が環境基準値を満足しており全般的に水質は改善傾向にある。また、感潮区間である大師橋地点においては、昭和30年代後半から40年代前半は工場排水及び生活排水等の影響でBOD75%値が非常に高かったが、工場排水規制及び下水道の整備等により水質が改善され、昭和40年代後半からは環境基準値を満たしている。なお、近年ではダイオキシン等の有害化学物質および病原性微生物といった新たな水質問題が懸念されている。

一方で、地域住民は水とのふれあい(泳げる水辺、川の創出)や多様な生物の生息、繁殖の可能な水量・水質を望んでいる。これらの要望に応えるには、雨水、地下水も含めた水流の実態を把握するとともに、水流の復活及び生態系の確保に向けた健全な水循環系の形成を図るための取組が必要である。これらに係る流域での対策としては、平成9年(1997年)3月に東京湾流域別下水道整備総合計画に関する基本方針が1都3県により合意され、平成24年(2012年)を目標として流入河川の汚濁負荷量の削減に向けた計画の検討が進められた。加えて、東京湾など閉鎖性水域の水質改善をより一層推進していくため、平成19年(2007年)9月に「東京湾流域別下水道総合計画 基本方針」が取りまとめられ、平成21年(2009年)に「多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画」として、計画の見直しを行っている。

当該基本方針では、東京湾流入COD、T-N、T-P許容負荷量の目標値を表 6-4のとおりとしていることから、この目標を達成するためには下水道による三次処理が必要不可欠であり、こうした観点からも今後河川水質の向上が期待される。

表 6-3 環境基準類型指定状況

No.	水域(範囲)	水域 類型	達成 期間	環境基準地点名	指定 年月日	最終見直し 年月日
1	多摩川上流 (和田橋より上流)	AA	イ	和田橋	S45.9	H10.6
2	多摩川上流 (和田橋～拝島橋)	A	ハ	拝島橋	S45.9	S45.9
3	多摩川中・下流 (拝島橋より下流)	B	イ	多摩川原橋	S45.9	H13.3
イ			田園調布堰上(調布取水堰)	S45.9	H13.3	
イ			大師橋	S45.9	H13.3	
6	日原川	AA	イ	氷川小橋(多摩川合流点前)	H9.5	H29.3
7	平井川	AA	イ	多西橋(多摩川合流点前)	H9.5	H29.3
8	秋川	AA	イ	東秋川橋(多摩川合流点前)	H9.5	H29.3
9	北秋川	AA	イ	西川橋(秋川合流点前)	H9.5	H29.3
10	養沢川	AA	イ	新橋(秋川合流点前)	H9.5	H29.3
11	谷地川	A	イ	下田橋下(多摩川合流点前)	H9.5	H29.3
12	残堀川	A	イ	立川橋(多摩川合流点前)	H9.5	H29.3
13	浅川	A	イ	中央道北浅川橋(南浅川合流点前)	H9.5	H29.3
14			イ	長沼橋下(さいかち堰)	H9.5	H29.3
15			イ	高幡橋(多摩川合流点前)	H9.5	H29.3
16	城山川	A	イ	五反田橋(浅川合流点前)	H9.5	H29.3
17	南浅川	A	イ	横川橋(浅川合流点前)	H9.5	H29.3
18	案内川	A	イ	御室橋(南浅川合流点前)	H9.5	H29.3
19	川口川	A	イ	川口川橋(浅川合流点前)	H9.5	H29.3
20	湯殿川	A	イ	春日橋(浅川合流点前)	H9.5	H29.3
21	程久保川	A	イ	玉川橋(多摩川合流点前)	H9.5	H29.3
22	大栗川	A	イ	報恩橋(多摩川合流点前)	H9.5	H29.3
23	三沢川	C	イ	天神橋	H15.10	H29.3
24	二ヶ領本川	B	ハ	堰前橋	H15.10	H15.10
25	平瀬川	B	イ	平瀬橋(人道橋)	H15.10	H29.3
26	野川	D	イ	兵庫橋(多摩川合流点前)	H9.5	H29.3
27	仙川	D	イ	鎌田橋	H9.5	H29.3

注) イ：直ちに達成

□：5年以内で可及的速やかに達成

ハ：5年を超える期間で、可及的速やかに達成

ニ：段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかに達成に努める

出典：神奈川県、東京都

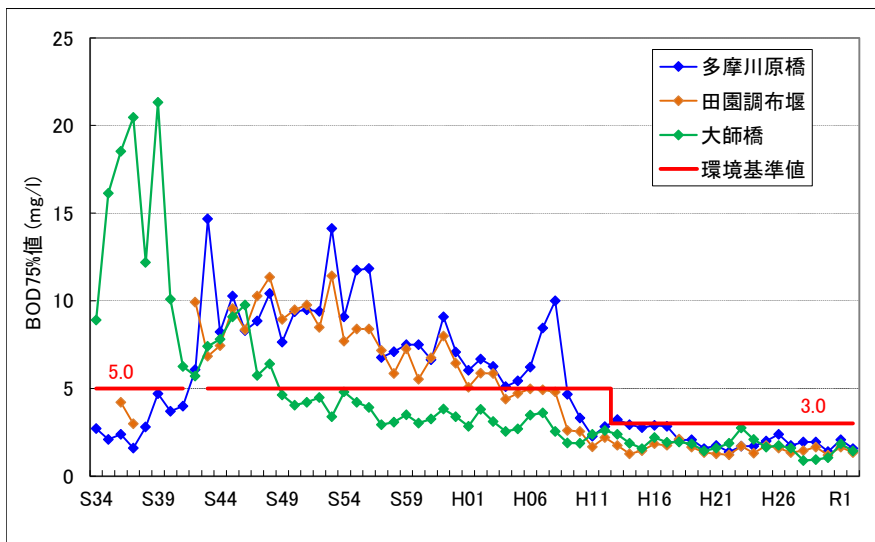
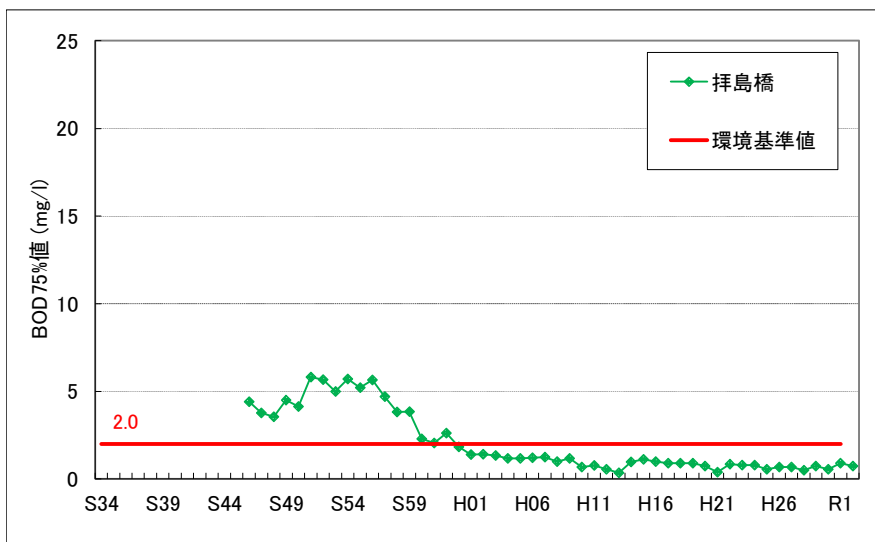


図 6-5 多摩川流域における水質経年変化

表 6-4 都県別東京湾流入許容負荷量目標値（単位：t/日）

	東京都	神奈川県	埼玉県	千葉県	系外	計
COD許容負荷量 (t/日)	80	31	75	45	33	264
T-N 許容負荷量 (t/日)	57	22	37	26	17	159
T-P 許容負荷量 (t/日)	3.5	1.3	2.6	1.7	0.8	9.9

出典：東京湾流域別下水道整備総合計画 基本方針 (H19.9.14)

7. 河川空間の利用状況

多摩川沿川では、昭和30年（1955年）代から都市の急激な過密化が進行する一方で、地域社会における自然生態系等の河川環境を保全・整備することが重要な課題となった。河川敷の占用については、昭和39年（1964年）の「国民の健康、体力増進対策について」の閣議決定を受け、翌年の衆議院体育振興特別委員会における「河川敷地の使用について」の決議を契機として、高水敷の利用の適正化を図るべく河川敷地占用許可準則が制定されるとともに、東名多摩川橋梁から下流においては、2度にわたる多摩川の河川敷開放計画を経て、多くが公園、グラウンド等として整備・開放された。昭和45年（1970年）頃より、多摩川の自然を守る市民運動が活発となり、地域社会における多摩川の自然生態系等の河川環境を保全することが重要な課題となった。

このような背景の中で、昭和55年（1980年）には住民等の参画を得て、多摩川のもつ可能性を最大限に生かし、過密都市における貴重なオープンスペースの望ましいあり方を示した「多摩川河川環境管理計画」が策定された。本計画は、生態系保持空間を設定するとともに、その他の空間についても、自然指向の強いものから人工指向の強いものまで段階的に機能区分し、多摩川の秩序ある保全と利用を促すなど河川環境行政の先駆けとなった。

昭和59年（1984年）には、多摩川における素晴らしい景観地として多摩川50景が選出され、このうち現代の多摩川の象徴として、多摩川八景が市民の投票により選出された。昭和60年（1985年）には、多摩川本川を軸として、流域の水と緑を有機的に結合し、豊かな都市としての自然環境の形成を図るべく「多摩川”水と緑のネットワーク計画”基本構想」が打ち出された。昭和61年（1986年）には、流域の歴史・文化を含む博物誌である「多摩川誌」が編纂された。また同年には、全国に先駆けて建設大臣、関係知事、流域関係首長より成る「多摩川サミット」が開催され、多摩川らしさを次世代に継承することが宣言された。この宣言を受け、多摩川をみんなが水と緑に親しめるよりよい環境とするための施策を推進するため、昭和62年（1987年）に建設省・東京都・神奈川県・山梨県・流域市区町村により「多摩川流域協議会（令和4年（2022年）現在37行政団体）」が発足し、「多摩川週間」の制定により住民と行政が一体となって啓発活動を実施することとなった。

また、併せて「多摩川流域水と緑のネットワーク計画」や「多摩川流域における総合的な水環境の改善に関する計画」を策定することが取り決められた。このような動きを受けて、これにより数多くの市民団体等による自主的な活動がさらに活発化した。

また、かつて多摩川周辺地域に張り巡らされた多くの用水路が昭和40年（1965年）代からの急激な都市化、住宅の密集化により下水道として地下に埋設されていき、都市における水辺空間は著しく減少した。昭和61年（1986年）には、玉川上水への下水道高度処理水の通水といった清流復活事業が地元住民の要望により行われるなど、水面・水辺空間への住民意識が高まってきている。

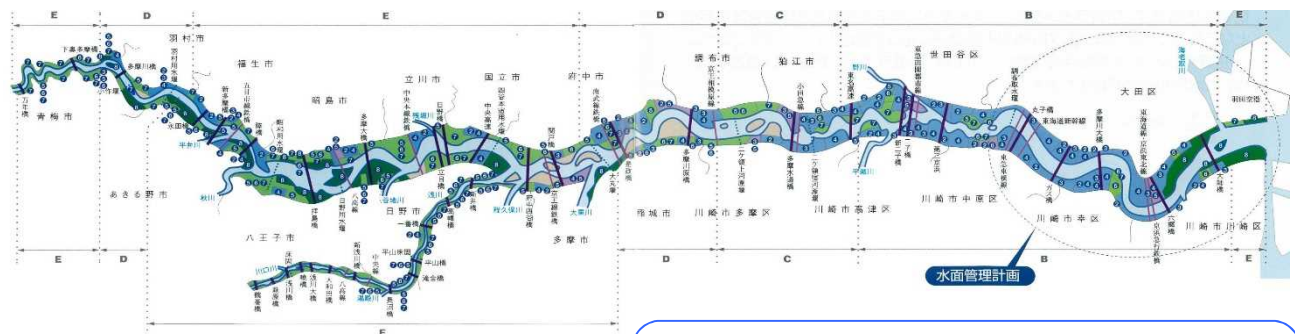
多摩川には水辺の楽校が平成13年（2001年）から登録が始まり、複数箇所に整備され、環境学習として子ども達が川の中に入り水質調査や生き物の観察など多摩川と触れ合える場がつくられ、子ども達の教育の場として貴重な場となっている。また、近年、羽田、二子玉川、関戸などにおいて、かわとまちが一体となった水辺空間の活用が進んでいる。

7-1 多摩川河川環境管理計画（昭和55年（1980年）3月策定、平成13年（2001年）3月改定）

多摩川河川環境管理計画は、「治水・利水機能を確保しながら地域社会の各種要請を調整して河川環境を保全・整備すること」を目的として、昭和55年3月に全国初の河川環境管理計画として策定された。この管理計画は、多摩川のもつ可能性を最大限に生かし、過密都市における貴重なオープンスペースの望ましいあり方の方向を示すものである。

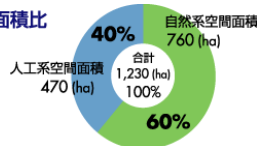
その後、平成13年（2001年）3月に、多くの市民団体、自治体職員、河川管理事務所職員等による合同現地視察や熱心な議論を通じて改訂された。その結果、以下の点で見直しが行われている。

- 高水敷に設定されている、避難空間、人工系空間、自然系空間からなる「8つの機能空間区分」の範囲設定の見直し
- 左右岸別、縦断区分別に、人工系空間と自然系空間の比率配分を設定する「5つのゾーン」の設定範囲の見直し
- 多摩川直轄区間全川における自然系空間対人工系空間の比率をそれまでの5：5から6：4に変更
- 設定範囲に浅川を追加
- 調布取水堰より下流に、水面管理計画を設定



■ 自然系空間・人工系空間の面積比

6 : 4



- A 人工整備ゾーン：** 運動施設、遊戯施設など、人工的施設を積極的に整備するエリア
- B 施設利用ゾーン：** 人工的施設を中心に文教施設などの利用も可能なエリア
- C 整備・自然ゾーン：** 人工的利用と自然的利用が相半ばしているエリア
- D 自然利用ゾーン：** 自然的施設を中心に整備、人工的施設も若干備えたエリア
- E 自然保全ゾーン：** 自然生態系を保全するため、人工的施設は原則設置しないエリア

機能空間区分		人の出入り	車両の出入り
自然系空間	生態系保持空間	原則禁止 (学術研究目的等は可)	原則禁止 (学術研究目的等は可)
	情操空間	自由使用	原則禁止 (学術研究目的等は可)
	文教空間・自然レク空間	自由使用	原則禁止

図 7-1 平成13年多摩川河川環境管理計画

多摩川河川環境管理計画は「基本方針」及び「管理計画」からなり、基本方針では、以下の3つの方針が掲げられている。

(1) 3つの方針

①多摩川と市民との触れ合いの場を提供する

都市域の住民にとって失われつつある、潤いのある生活と情緒豊かな人間性の形成に資するとともに、併せて多摩川を通じて市民に河川愛護の念を抱かせるために、多摩川の川辺に、市民と多摩川あるいは市民と市民とが直接に触れ合うことができるような空間をつくり出し、それを広く一般市民に提供する。

②多摩川らしさを維持していく

多摩川の河川敷は、公共性、公開性、広域性をもつ健全な野外レクリエーション空間として重要な役割を担うことが期待されている一方で、都市域で失われつつある身近な自然の場としての要請も高まってきている。しかしながら多摩川にはおのずと容量的限界があるので、これらの調整が必要となるが、この調整に当たっては現在の多摩川ばかりでなく、その歴史、周辺地域、景観等をも含めた多摩川の個性、多摩川らしさを損わない範囲であるということが後世に多摩川を残していく上で重要である。

③多摩川らしさを活用する

具体的な空間計画に当たっては、多摩川は本来、洪水を安全に流すという治水のための空間であることを前提にしなければならないことはもちろんであるが、多摩川の個性、多摩川らしさをただ単に維持するだけにとどめず、より積極的に活用していくことを考える必要がある。

この基本方針に基づく管理計画として、多摩川の持つ特性を活かすことを基調として利用と保全の調和がとれた、より望ましい多摩川を創出するために、多摩川河口から62.0km（万年橋）区間の河川空間を対象に、5つのタイプのゾーンと、8つの機能空間が設定されている。その内容を以下に示す。

(2) 5つのゾーンタイプ

① 人工整備ゾーン（Aタイプ）

運動施設、遊戯施設、休憩施設、修景施設、便益施設等の人工的施設を積極的に整備するゾーンである。

② 施設利用ゾーン（Bタイプ）

人工的な施設が中心となるが、とくに堤外地の自然環境が優れている部分については、自然的レクリエーション施設、文教施設を配慮する。

③ 整備・自然ゾーン（Cタイプ）

人工的利用と自然的利用が相半ばしているゾーンであり、散策路、休憩施

設等等を配慮する。

④ 自然利用ゾーン（Dタイプ）

野草園、自然観察園、自然探勝路等の自然的な施設を中心に整備する。しかも若干の人工的施設を配慮する。

⑤ 自然保全ゾーン（Eタイプ）

自然生態系の保全を目的としたゾーンであり、積極的な人工的利用を図るための施設は原則として持ち込まない。

(3) 8つの機能空間

①避難空間

沿川住民が災害時に避難するための安全な広場を確保しようとする要請にこたえる機能空間（②、③、④及び必要に応じ他の機能空間と重複する場合がある。）。

②地先施設レクリエーション空間

沿川住民のための人工的な施設利用の余暇レクリエーション空間を意味し、例えば児童公園、近隣公園等に対する要請にこたえる機能空間（芝生、ベンチ、花壇などを主体とする。）。

③広域施設レクリエーション空間

総合公園、広域公園的な利用を望む広域住民からの要請にこたえる機能空間（自由広場、ねころび広場、催し物広場、ボート場、交通公園などを主体とする。）。

④運動・健康管理空間

運動公園、健康管理施設的な利用を望む広域及び沿川住民からの要請にこたえる空間（運動公園、野球場、サッカー場、陸上競技場、テニスコート、ゴルフ場、ゴルフ練習場、サイクリングコースなどを主体とする。）。

⑤自然レクリエーション間

多摩川の自然との触れ合いを対象としたレクリエーション利用を望む広域及び、沿川住民からの要請にこたえる機能空間（野草広場、ピクニック広場、オリエンテーリング、水遊び、ハイキングなどを主体とする。）。

⑥文化・教化空間

多摩川の自然との触れ合いを対象とした文教空間に対する広域及び沿川住民からの要請にこたえる機能空間（自然観察広場、野鳥園、昆虫採集、野草園などを主体とする。）。

⑦情操空間

身近な自然を保全若しくは保護することで、住民の情操観念の育成に資す

る機能を有し沿川地域からの要請にこたえる空間（人為的な改変などを行わず、自然のままの状態であるところ。）。

⑧生態系保持空間

全人類的見地から、学識経験者等によって価値づけられる、広域的にみた貴重な生態系を保持しようとする空間。このうち特に動植物の生息地又は生育地として特に保全する必要があると認める区域については、河川法に基づく区域指定を行い、本来の生態系の保全及び回復に努める。

さらに、多摩川の良い河川環境を創出していくためには、これらの平面的な土地利用の規定だけでは表わし得ないもので、今後、多摩川の環境管理を行っていく上で是非とも配慮しなければならない事項として以下の6点を上げている。

(4) 多摩川の環境管理を行う上で配慮する事項

多摩川ではこの計画に則り河川管理を実施してきたことにより、利用区域の増加や極端な利用形態の偏りもなく、自然環境の保全と河川敷の利用の調和が図られてきた。

- ① 親水性の向上
- ② 自然環境の保全と回復若しくは創造
- ③ 帯（線）としての利用
- ④ 利便性・快適性・安全性の向上
- ⑤ 公共性・公開性の確保
- ⑥ 管理運営方法の確立

7-2 河川空間利用の変遷

多摩川の河川敷における占有面積は、昭和41年（1966年）には公共団体や一般企業による運動場及び農耕地が多くを占めていたが、その後徐々に公共団体による運動場・公園が増加し、令和4年（2022年）ではこれらは85%に達している。これらの占用地の大部分は、多摩川本川に設定されており、合計で521.7haに及ぶ。

表 7-1 高水敷利用の変遷

単位：ha

	昭和41年	昭和44年	昭和50年	平成11年	令和4年
運動場（一般企業）	58.2	27.7	20.8	5.4	5.7
運動場（公立学校）	4.3	2.0	2.0	1.0	0.0
運動場（私立学校）	9.7	9.7	9.7	8.9	9.0
公共団体（運動場・公園）	76.5	220.0	301.5	412.1	451.6
競馬練習場	20.6	10.8	10.9	10.6	10.5
農耕地	41.7	27.5	13.6	4.6	4.3
その他	164.9	83.4	73.2	56.3	49.3

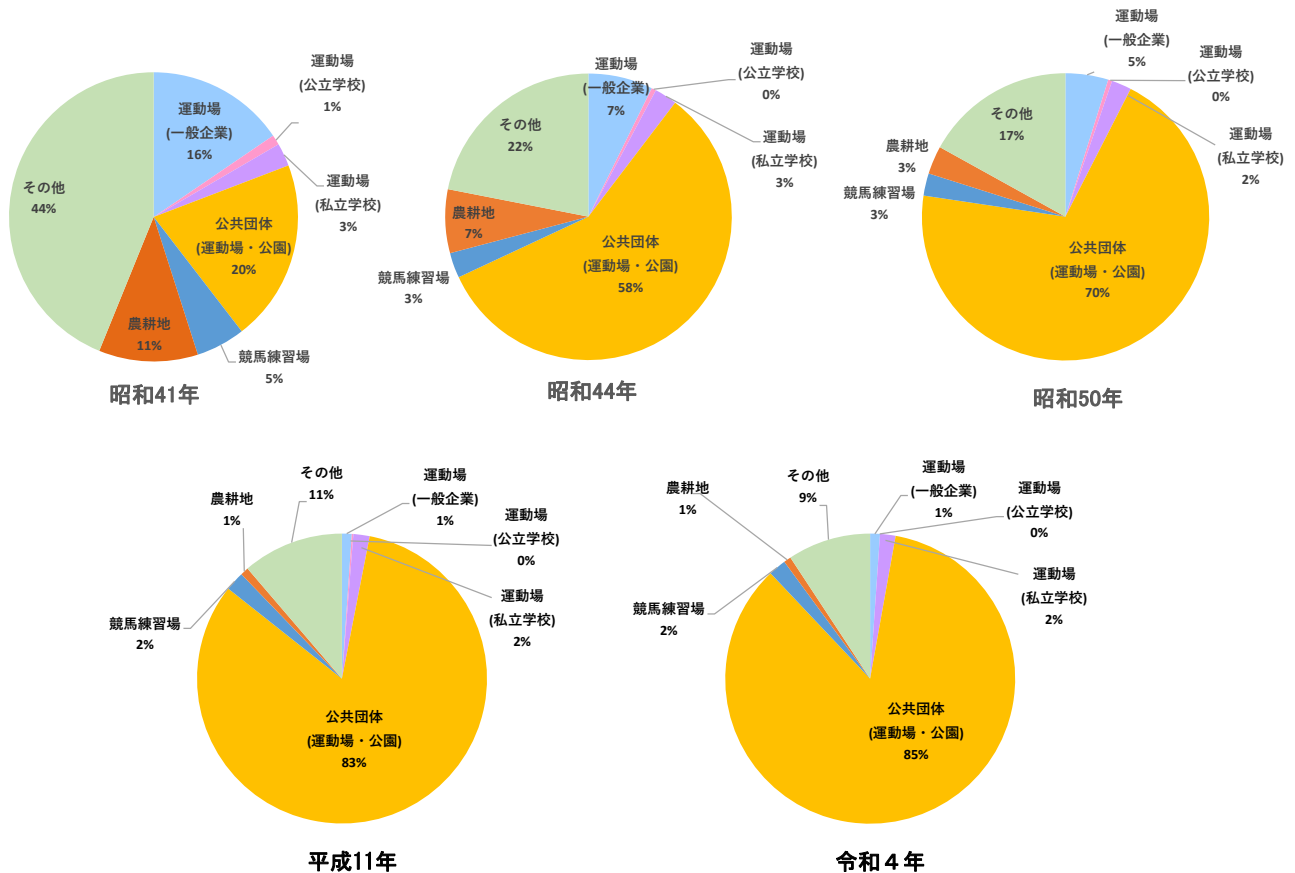


図 7-2 高水敷利用の変遷

表 7-2 多摩川河川敷占用状況（令和4年度）

単位：ha

河川名		多摩川	浅川	大栗川	計	
公園・緑地	件数（件）	50	7	1	58	
	面積	195.7	8.6	0.4	204.7	
運動場	地方公共 団体	件数（件）	25	0	0	25
		面積	246.9	0	0	246.9
	企業	件数（件）	3	0	0	3
		面積	5.7	0	0	5.7
	学校	件数（件）	9	0	0	9
		面積	9.3	0	0	9.3
競走馬練習場	件数（件）	1	0	0	1	
	面積	10.5	0	0	10.5	
畑	件数（件）	3	0	0	3	
	面積	4.3	0	0	4.3	
その他	件数（件）	28	0	0	28	
	面積	49.3	0	0	49.3	
計	件数（件）	119	7	1	127	
	面積	521.7	8.6	0.4	530.7	

7-3 河川敷の利用状況

(1) 河川の利用概要

多摩川水系は都市近郊に広大な河川空間が広がっており、高度に整備された高水敷や堤防を利用した散策等やスポーツの利用者数が多い。特に中下流部から下流部にかけて、緑地や水辺が都会のオアシスとして重要な機能を有している。

散策等としては、堤防上の散歩・高水敷上のバーベキュー・ピクニック、イベントの参加や少年野球の観戦等の利用が含まれている。スポーツとしては、高水敷上の少年野球やサッカー、ジョギング・サイクリング等の利用が見られている。

また、年間利用者推計値は平成31年（2019年）度において約1,175万人と、平成21年（2009年）度、平成26年（2014年）度より減少傾向にあるが、調査当年における令和元年東日本台風（台風第19号）の影響による高水敷の全面的な侵食・堆積による影響によるところが大きいと考えられる。

表 7-3 多摩川で河川利用形態、利用場所

区分	項目	年間推計値(千人)			利用状況の割合		
		平成21年度	平成26年度	平成31年度	平成21年度	平成26年度	平成31年度
利用形態別	スポーツ	7,826	7,223	5,298			
	釣り	483	248	241			
	水遊び	742	480	276			
	散策等	9,514	9,854	5,930			
	合計	18,565	17,806	11,745			
利用場所別	水面	236	143	102			
	水際	989	585	415			
	高水敷	12,469	11,566	7,846			
	堤防	4,871	5,512	3,382			
	合計	18,565	17,806	11,745			
利用区域別	施設	13,736	12,398	8,826			
	自然	4,829	5,408	2,919			
	合計	18,565	17,806	11,745			

(2) 河川敷の利用状況

多摩川沿川では、昭和30年（1955年）代から都市の過密化現象が急激に進行し、多摩川と人々とのかかわり方は大きく変わり、その過程で様々な問題も新たに生じてきている。運動場・公園などの都市的利用や、釣り・キャンプ・カヌー・散策・自然観察・環境学習など、多様なニーズで川は過密状態になっていることから、自然環境へのダメージや利用者相互のトラブルなどの新たな問題が生じている。これらは、川に対する理解の低さからくる無秩序な利用(モトクロス、サバイバルゲーム等)や川の価値観の相違からくるモラル、マナーの低下によるもので、秩序あるふれあいの実現が急務となっている。

近年、河川敷でのバーベキュー利用の増加に伴い、ゴミの大量発生等の迷惑行為が増え、川崎市による対策として、公園区域外の水際部や橋梁下を包括占有することで、公園条例を今までの未占用地にも適用させ、条例の規制により無秩序なバーベキューを排

除することができた。また、指定管理者制度を活用し、バーベキュー禁止エリアと組み合わせた民間企業による有料バーベキュー場の運営などの取組みがされている。

川に対するニーズにおいても、グラウンド整備等のスポーツ系の利用要望や、自然観察、水辺の楽校などの自然指向系の利用要望や、自然環境そのものの保全要望が増えており、同一地区において相反した要望が出ているところが多々ある。現在、新たな視点での河道計画の見直しが行われていることもあり、多摩川の自然の保全と秩序ある利用を基本理念とした河川空間の機能空間区分(多摩川河川環境管理計画)について、時代の経過にともなう自然環境や社会的要請等に対応し、全ての世代の人々が多摩川の恩恵を享受できるような空間の管理が求められている。

また、多摩川の水面利用についてみると丸子橋から多摩川大橋にかけての水面については、ローボート、カヌー、競漕用ボート等、丸子橋から大師橋にかけての水面については、プレジャーボート、水上バイク等、大師橋から河口については、タンカー、プレジャーボート、遊漁船等が数多く見られる。

(3) 河川公園の利用状況

① 上流部

特に夏季にかけて、右岸60.6k付近の人道橋である「鮎美橋」を含む「釜の淵公園」や、左岸57.0k付近の「青梅市市民球技場」周辺における川遊びが盛んである。



釜の淵公園



青梅市市民球技場

写真 7-1 上流部の高水敷利用状況

② 中上流部

左岸50.6k付近の「多摩川中央公園」における「福生凧揚げ大会」、左岸49.0k付近の「多摩川緑地福生南公園」における公園利用、左岸44.4k付近の「多摩川緑地くじら運動公園」でのスポーツ利用などが盛んである。また左岸33.0k付近の公営による「郷土の森公園バーベキュー場」での利用者が多い。



多摩川中央公園での福生凧揚げ大会



福生南公園



多摩川緑地くじら運動公園



郷土の森バーベキュー場

写真 7-2 中上流部の高水敷利用状況

③ 中下流部

左岸18.0kの「兵庫島公園」から19.4k付近に広がる運動場や緑地では都心に近いエリアであり、多くの河川利用者によるスポーツや散策による利用が盛んである。右岸17.7k付近の公営による「多摩川緑地バーベキュー広場」では特に休日におけるバーベキュー利用者が多い。



多摩川二子区民運動施設



多摩川緑地バーベキュー広場

写真 7-3 中上流部の高水敷利用状況

④ 下流部

左岸10.0k～12.0k付近に連立する野球場、サッカーグラウンド、テニスコートでは、スポーツの利用が盛んである。



田園調布高等学校グラウンドでのサッカー利用状況

写真 7-4 中上流部の高水敷利用状況

出典：川崎市HP

⑤ 支川浅川

右岸12.6k付近には八王子市役所が隣接する「浅川河川敷芝生広場」が存在し、散策利用者が多い。また1.7k付近の人道橋「万願寺歩道橋（ふれあい橋）」の右岸は高水敷にタイルが貼られており水遊びの利用が盛んである。



浅川河川敷芝生広場



万願寺歩道橋（ふれあい橋）

写真 7-5 支川浅川の高水敷利用状況

8. 河道特性

8-1 河道の特性

多摩川は、山梨県甲州市の笠取山（標高1,953m）に源を発し、2,000m級の山々を連ねる関東山地から、途中数多くの支流を併せながら、東京湾西岸のほぼ中央に注ぐ河川であり、利根川や荒川等と比較しても遙かに急な河床勾配を持っている。

その流域は、山梨県、東京都及び神奈川県の一都二県にまたがり、山地部68%、平地部32%で構成されており、流域面積1,240km²、幹線流路延長138kmの一級河川である。

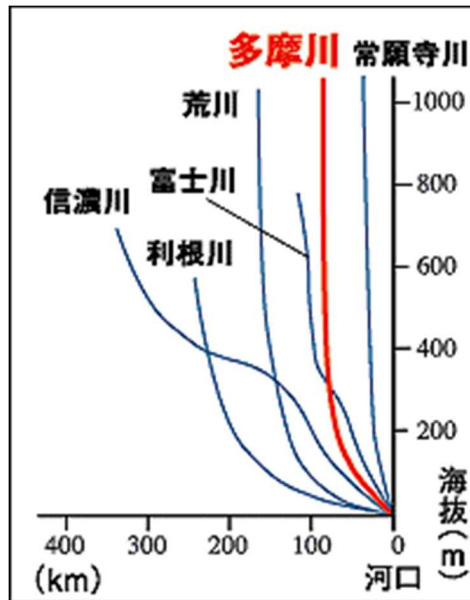
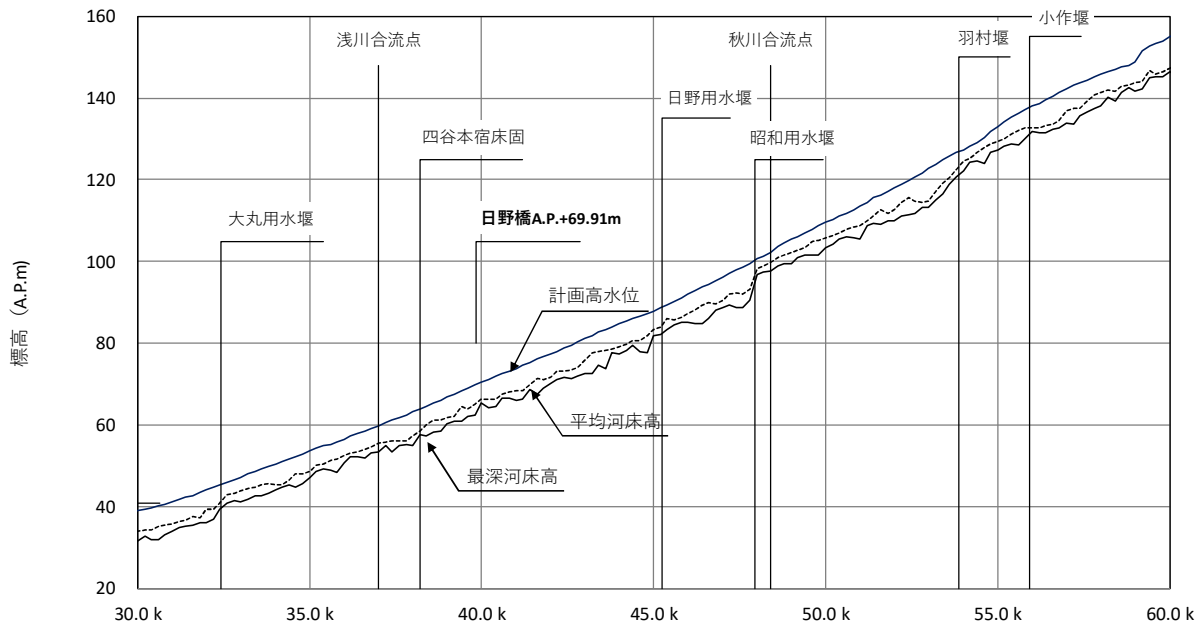


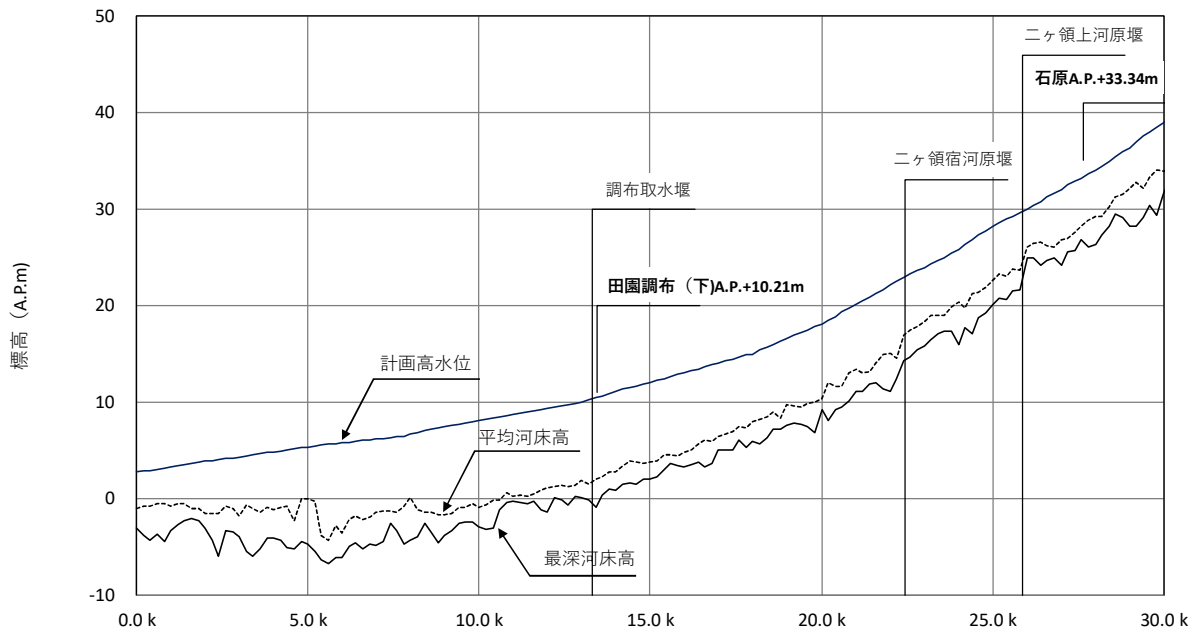
図 8-1 主要な河川の縦断勾配の比較



単位：A. P. m

計画高水位	53.59	53.59	70.49	87.85	109.66	133.06	154.99
平均河床高	48.53	48.53	66.43	83.33	105.80	129.42	147.32
最深河床高	47.18	47.18	65.41	81.75	103.50	127.16	146.36

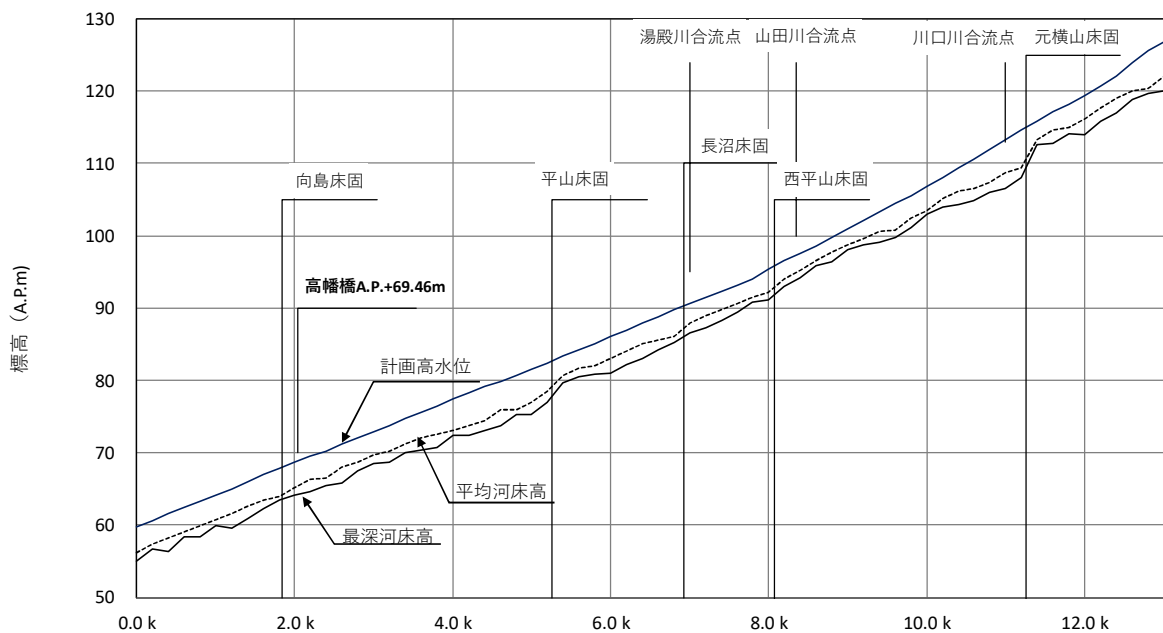
図 8-2 縦断図（多摩川上流）



単位：A. P. m

計画高水位	2.72	5.34	8.09	12.05	18.07	28.20	53.59
平均河床高	-1.00	-0.09	-0.93	3.82	10.41	22.62	48.53
最深河床高	-3.10	-4.66	-2.97	1.96	9.17	20.15	47.18

図 8-3 縦断面図 (多摩川下流)



単位：A. P. m

計画高水位	59.73	68.64	77.45	86.16	95.30	106.80	119.39
平均河床高	56.15	65.19	73.08	83.08	92.22	103.57	116.16
最深河床高	54.96	64.16	72.48	81.06	91.16	102.97	113.91

図 8-4 縦断面図 (浅川)

(1) 上流部（管理区間上流端～羽村取水堰）

管理区間上流端から扇頂部となる羽村取水堰までの上流部は、標高140mを越え、多摩川が形成した扇状地面を削り流れる河岸段丘型の河道区間となっている。河道は狭く、蛇行を繰り返しながら流れている。そのため、河川の両岸には切り立った段丘崖が連続し、河川と斜面林が織りなす美しい河川景観を呈している。この区間は、御岳溪谷や秋川溪谷のような景勝地が多くレクリエーションの場としての利用も多い状況にある。

また、河道状況は溪谷であることなどから、治水上の問題は少ない。

多摩川の最上流部には花崗岩及び花崗閃緑岩が分布しており、塩山市一ノ瀬から上流の本谷及び支谷一ノ瀬の南でよく見られる。丹波から、多摩川本流沿いに、奥多摩町氷川までの間の両側山地は、ジュラ紀、三畳紀の古生層からなっている。氷川から羽村取水堰までの間は、主として古生層と中生層からなっている。

地質は主に砂岩、頁岩からなり、各所で石灰岩、チャート、礫岩、輝緑凝灰岩などがレンズ状に挟まれている。また、五日市、赤井沢、秋川北部は鳥ノ巣石灰岩の産地である。

河床勾配は約1/200以上の急勾配であり、主な河床材料は300mm以上の礫である。



写真 8-1 上流部 御岳溪谷（山間溪谷部）



写真 8-2 上流部 61.0k付近

出典：東京都青梅市

(2) 中上流部（羽村取水堰～大丸用水堰）

羽村取水堰下流から大丸用水堰までの扇状地を流れ交互砂州が発達する区間である。標高は140mから50mであり、礫を主体とする明瞭な低水路を有している。低水路内には砂州や中州が発達し、上流に比べて広い高水敷が形成される有堤区間となっている。

陸域ではオギなどの草地が見られるとともに、河原にはカワラノギク、カワラバッタ、セグロセキレイなどの動植物の生息・生育・繁殖環境となる礫河原が形成される。なお、一部の高水敷には外来樹木であるハリエンジュの繁茂がみられる。水域ではアユ、ウグイ等の魚類が生息・繁殖環境とする連続した瀬と淵が形成されている。また、過去の砂利採取によって砂礫層が浅くなっており、中水敷の随所にタコノアシ等の湿性植物が生育する小規模な湿地やワンド・たまりが形成されている。

このあたりは台地および丘陵であり、地層的には上総層群の上に礫層、ローム層、沖積層が堆積している。

地質は主に礫層からなり、砂、シルト、粘土の薄層を挟んでいる。

河床勾配は約1/200～1/400と急勾配であり、主な河床材料の粒径は100mmから10mmである。



写真 8-3 中上流部 52.0k付近（礫河原）

(3) 中下流部（大丸用水堰～調布取水堰）

大丸用水堰から調布取水堰までの平野部を流れる交互砂州が発達する区間である。標高は50mから10m程度であり、砂礫を主体とする明瞭な低水路を有している。低水路内には砂州や中州が発達し、広い高水敷が形成される有堤区間となっている。

広い高水敷に形成された公園やグラウンドは、多くの人々によって首都圏に残る貴重な散策やレクリエーションなどの場として利用されている。

陸域ではコチドリなどの動植物の生息・生育・繁殖環境となる礫河原が形成される。水域ではヒガシシマドジョウ等の魚類が生息・繁殖環境とする連続した瀬と淵が形成されている。また、ヒルムシロ等の水生植物が生育し、ミナミメダカ等が生息・繁殖するワンド・たまりが形成されている。

このあたりは、段丘礫層の洪積台地となっており、下流部になるに連れて段丘礫層の洪積台地の上に、下末吉ローム層、武蔵野ローム層、立川ローム層などの火山灰層が堆積している。

地層は砂層、泥層の互層から成り、礫層は薄層として挟んでいる。

河床勾配は約1/400～1/800と比較的急勾配であり、主な河床材料の粒径は80mmから10mmである。



写真 8-4 中下流部 30.0k付近（礫河原）

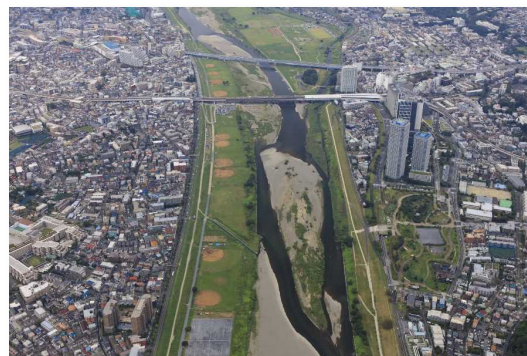


写真 8-5 中下流部 18.0k付近（連続した瀬と淵）

(4) 下流部（調布取水堰～管理区間下流端）

調布取水堰から管理区間下流端までの低平地を流れる区間である。標高は10m以下であり、干潟やヨシ原をともなう。この区間は、河口付近を除くほぼ全ての区間で高水敷が両岸に存在し、低水路がほぼ固定化されている。

トビハゼやヒヌマイトトンボ等が生息・繁殖する干潟やヨシ原が見られる。また、ハマシギやオオヨシキリ等の干潟やヨシ原を利用する鳥類が生息・繁殖する。

この区間は河口部の干潟やヨシ原を除けば、ほぼ全域で公園やグラウンドなどの運動レクリエーションに大変多く利用されている。

地層的には、砂礫層から成る谷底平野の上に沖積層が堆積しており、沖積層は砂泥質で下底にやや泥炭質の黒色腐植土を堆積しているところもあるが、このあたりは三角州堆積物や海浜堆積物からなっている。

主に砂礫及びシルト、シルト及び粘土、粘土からなり、最下流部は中粒以下の砂などの海成堆積物からなっている。

河床勾配は約1/2,000～1/17,000とかなり緩い勾配となっており、主な河床材料は0.3mm以下のシルト・粘土である。



写真 8-6 下流部 7.0k付近（蛇行した河道）



写真 8-7 下流部 5.0k付近（干潟）

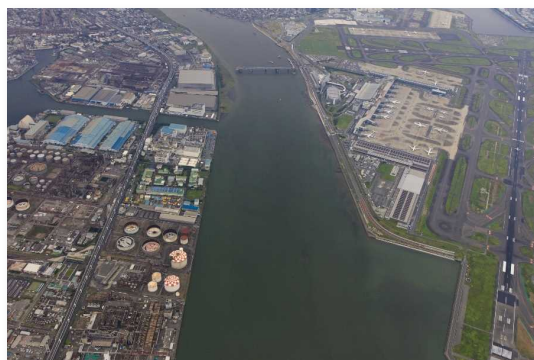


写真 8-8 下流部 -2.0k付近（埋立部）

8-2 土砂・河床変動の状況

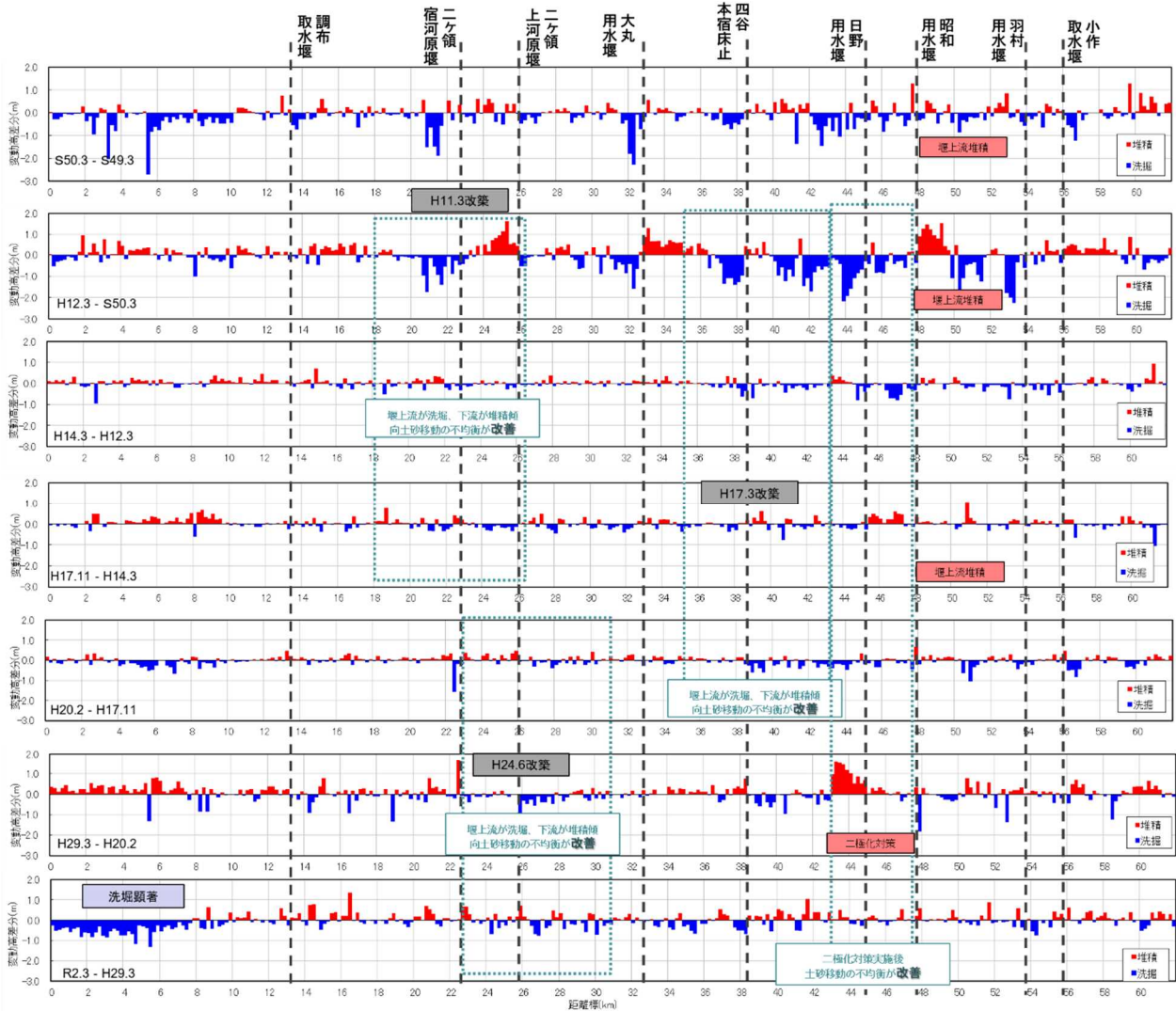
多摩川は、堰の上流等で土砂堆積が生じている。土砂変動量は過去に比べて相対的に小さくなっているが、河口～20.0k付近、大丸用水堰上流～昭和用水堰上流、昭和用水堰上流で堆積傾向が継続している。その他の区間はわずかながら低下傾向している。なお、令和元年東日本台風（台風第19号）前後では、全体的に低下傾向にある。

一方で改築した堰の上下流においては、出水前後の河床変動高を見ると、土砂移動の不均衡が改善している。

また、44.0k付近で実施した高水敷切下げと低水路洗掘箇所の埋め戻し等の対策し二極化対策についても改善が図られている。

浅川では、堰の切り下げや撤去により低下傾向が見られる。

図 8-5 多摩川河床変化図



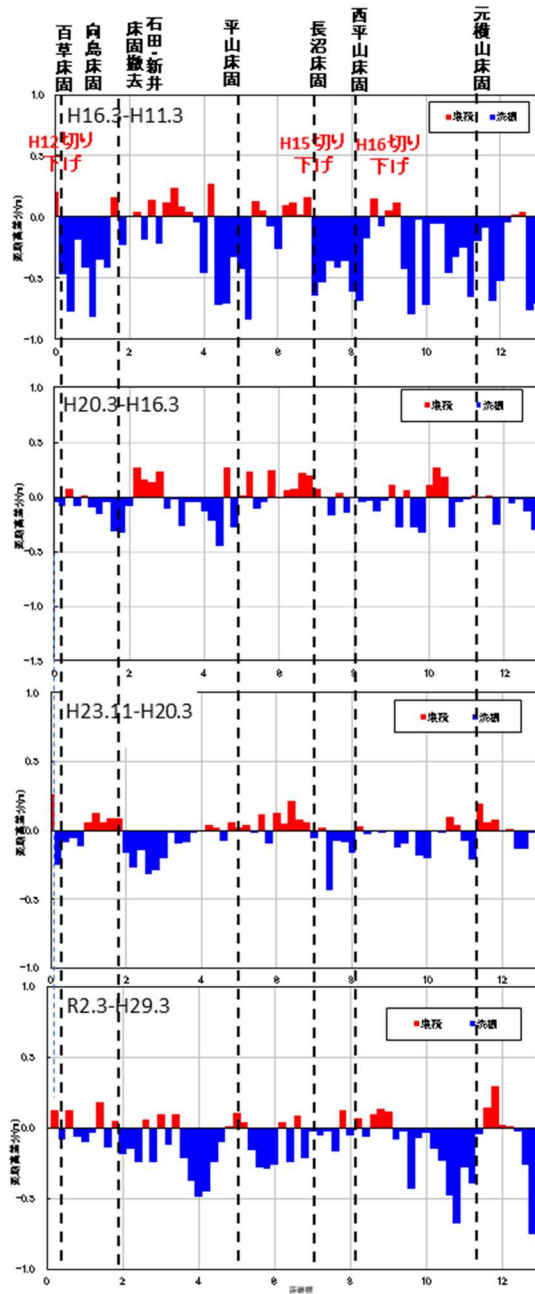


图 8-6 浅川河床变化图

9. 河川管理

9-1 河川管理区間

一級河川多摩川は、多摩川64.3km、支川浅川13.2km及び大栗川1.1kmの総延長78.9km間について国が管理を行っている。



※河川は、主要なものを抜き出して表示

図 9-1 多摩川水系大臣管理区間図

出典：京浜河川事務所

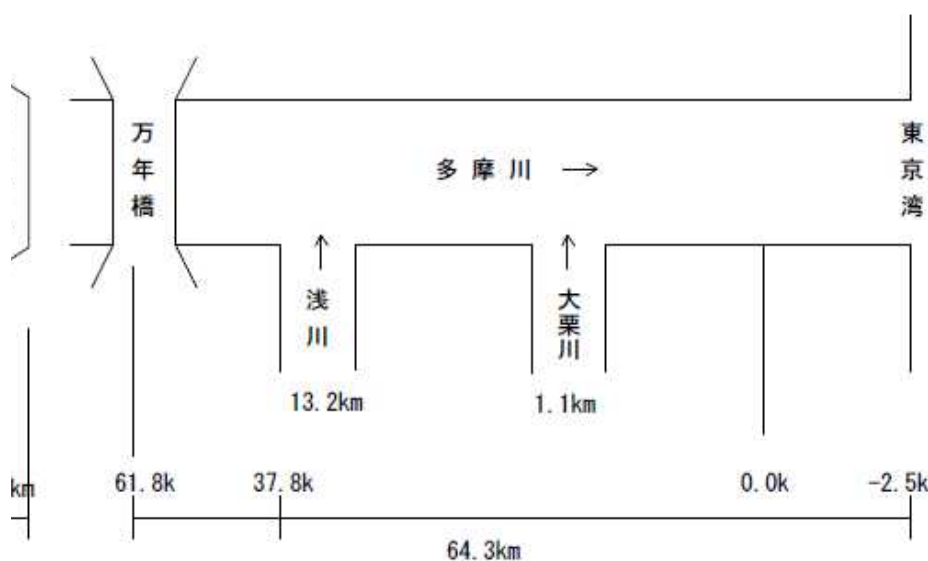
多摩川水系の大臣管理区間の河川区域は表 9-1のとおりである。また都市部の土地不足等の理由から高水敷1,101haのうち、509ha（46.2%）が沿川自治体等の占用により公園、運動場等に利用されている。

これらの利用は、「多摩川河川環境管理計画」等を遵守して管理を行う。

表 9-1 大臣管理区間の河川区域面積

(単位：ha)

低水路（1号地）	堤防敷（2号地）	高水敷（3号地）	計
1,566	296	1,101	2,963



多摩川本川（64.3）+浅川（13.2）+大栗川（1.1）=78.6km

図 9-2 大臣管理区間

表 9-2 大臣管理・指定管理区間延長

告示年月日	告示番号 建設省告示	河川名	大臣管理区間	
			区域	延長 (km)
S41. 3. 28	第 897号	多摩川 浅川	河口～JR五日市線鉄橋	50.1
			多摩川合流点～高幡橋	2.1
S42. 5. 25	第1696号	多摩川	河口～万年橋上	64.3
S44. 3. 20	第 646号	浅川	多摩川合流点～荻原橋上0.9	13.2
S47. 4. 26	第 881号	大栗川	多摩川合流点～新大栗橋下	1.1

9-2 河川管理施設

多摩川においては、「川の365日」を対象に毎日河川巡視を行い、堤防・護岸をはじめ樋門・水門及び高水敷等の状況を把握し、堤防除草や河川管理施設の機能維持のための補修や応急対策工事を行っており、今後も河川管理の充実を図り継続的・計画的に実施する。

除草は、堤防の管理及び環境等を考慮し適宜を行っている。

河川管理施設の点検は、平常時点検、出水期前点検等により樋管・水門等では堤体と構造物の間の空洞化、本体の損傷、変状やゲートの確実な開閉、水密の確保等に留意した点検を実施している。

表 9-3 大臣管理区間の堤防整備状況

河川名	(km)		
	計画堤防断面 ^{※1}	今後整備が必要な区間 ^{※2}	合計
多摩川	84.9	18.6	103.5
浅川	18.0	7.7	25.7
大栗川	1.7	0.0	1.7

令和4年3月末時点

※1：標準的な堤防の断面形状を満足している区間。

※2：標準的な堤防の断面形状に対して高さ又は幅が不足している区間。

表 9-4 大臣管理区間の主な河川管理施設

河川管理施設		施設名		
洪水、高潮等による災害の防止又は軽減	堤防		大臣管理区間内の堤防整備区間 (多摩川：約 106.3km、浅川：約 25.7km、大栗川：約 1.7km)	
	樋管	多摩川	調布排水樋管	太田区田園調布 (左岸 13.2k)
			玉川排水樋管	世田谷区玉堤 (左岸 15.6k)
			新玉川排水樋管	世田谷区玉川 (左岸 17.7k)
			二ヶ領用水宿河原樋管	川崎市多摩区 (右岸 22.4k)
			草花第二排水樋管	羽村市羽中 (右岸 53.6k)
			草花排水樋管	羽村市羽中 (右岸 54.0k)
		大栗川	小河原排水樋管	多摩市関戸 (左岸 1.0k)
		浅川	滝合排水樋管	日野市東平山 (左岸 5.4k)
			西長沼排水樋管	八王子市長沼町 (右岸 6.0k)
	大和田排水樋管		八王子市大和田町 (左岸 9.9k)	
	水門	多摩川	羽田水門	太田区羽田 (左岸 1.8k)
			羽田第二水門	太田区羽田 (左岸 2.4k)
			六郷水門	大田区南六郷 (左岸 4.1k)
			三沢川水門	川崎市多摩区上布田 (右岸 25.7k)
	陸閘	多摩川	玉川東陸閘	世田谷区玉川 1 丁目 (左岸 17.6k)
			玉川西陸閘	世田谷区玉川 1 丁目 (左岸 17.6k)
			久地陸閘	世田谷区鎌田 1 丁目 (左岸 18.6k)
			調布第一陸閘	調布市多摩川 5 丁目 (左岸 26.9k)
	調布第四陸閘	調布市多摩川 3 丁目 (左岸 27.4k)		
	堰	多摩川	二ヶ領宿河原堰	(左岸) 狛江市水神下 (右岸) 川崎市多摩区宿河原 (22.4k)
			四谷本宿床止	(左岸) 国立市泉町 (右岸) 日野市石田 (38.2k)
	床止め	浅川	百草床固	(左岸) 日野市新井 (右岸) 日野市落川 (0.0k)
			向島床固	(左岸) 日野市万願寺 (右岸) 日野市高幡 (1.8k)
			平山床固	(左岸) 日野市豊田 (右岸) 日野市平山 (5.2k)
			長沼床固	(左岸) 日野市西平山 (右岸) 八王子市長沼町 (7.0k)
			西平山床固	(左岸) 日野市西平山 (右岸) 八王子市北野町 (8.0k)
元横山床固			(左岸) 八王子市中野上町 (右岸) 八王子市元横山町 (11.3k)	
緊急用船着場	幸町緊急用船着場		川崎市幸区幸町 (右岸 6.4k)	
	多摩川二丁目緊急用船着場		大田区多摩川 (左岸 8.4k)	
緊急用河川敷道路	多摩川左岸延長約 22.3km、右岸延長約 14.6km 総延長約 36.9km			
水防拠点	多摩市関戸 (右岸 34.1k)、南田園 (左岸 50.4k)			
備蓄資材基地	田園調布出張所等 18 カ所			
人と川のふれあいの確保	岸辺の散策路	多摩川左岸約 25km、右岸約 10km、計約 35km		
	水辺の学校	多摩川 10 箇所		
	緩傾斜坂路 (スロープ)	多摩川 37 カ所		
流水の正常な機能の維持及び河川環境の保全	魚道	多摩川	二ヶ領宿河原堰左右岸	川崎市多摩区宿河原 (22.4k)
			二ヶ領上河原堰左右岸	川崎市多摩区上布田 (25.8k)
			京王線多摩川橋梁左右岸	多摩市関戸 (35.1k)
			四谷本宿床止	国立市泉町 (38.2k)
			JR 中央線多摩川橋梁	日野市本町 (41.4k)
			JR 八高線多摩川橋梁	八王子市平町 (44.8k)
			羽村堰第 3 床固	羽村市 (53.4k)
			羽村堰第 2 床固	羽村市 (53.6k)
	浅川	平山床固	日野市平山 (4.8k)	
		長沼床固	八王子市長沼 (6.6k)	
元横山床固	八王子市元横山 (10.8k)			

出典：多摩川河川維持管理計画【国土交通直轄管理区間編】、令和4年3月、

国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所

(1) 許可工作物の現状

多摩川の許可工作物は、樋門樋管、堰、橋梁及び道路等多岐に渡り、各構造物について河川管理施設同様の維持管理水準を確保するように各施設管理者と協議し、適正な維持管理を行うよう指導している。また、出水期前には施設管理者、河川管理者立ち会いのもとで、施設が適正に維持されているか現地において立合い検査を実施します。

表 9-5 許可工作物（大臣管理区間）

（単位：カ所）

樋門樋管	堰	橋 梁
1 2 5	7	8 3



写真 9-1 現地検査状況

(2) 許認可の現状

許可工作物の設置、撤去については、「河川管理施設等構造令」「工作物設置許可基準」等を遵守し、審査・指導を行っている。

設置及び設置にともなう仮設計画は、治水上、環境上に配慮し、関係機関との調整を図るよう指導し、また、撤去に際しても、治水上、環境上を考慮し現状復旧を基本としている。

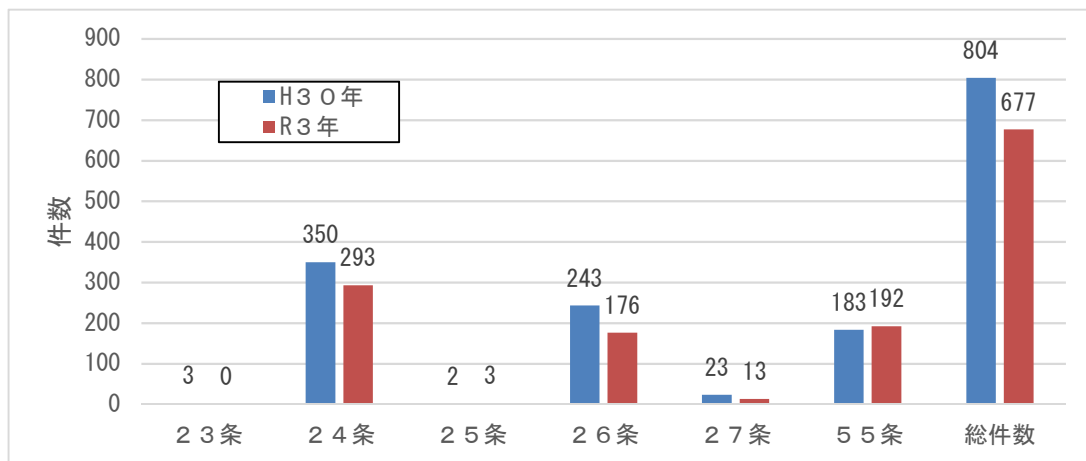


図 9-3 河川法申請件数比較表

23条：河川の流水の占有許可

24条：河川区域内の土地の占有許可

25条：河川区域内の土地における土石等の採取の許可

26条：河川区域内の土地における工作物の新築、改築又は除却の許可

27条：河川区域内の土地における土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為又は竹木の植栽若しくは伐採行為の許可

55条：河川保全区域における土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為、工作物の新築又は改築行為の許可

9-3 河川情報管理状況

(1) 水理・水文情報

水位に関する情報は、多摩川については調布橋、日野橋、石原、玉川、田園調布（上）、田園調布（下）、戸手、多摩川河口の水位観測所、浅川については、浅川橋、高幡橋の水位観測所、大栗川については報恩橋、秋川については東秋留橋に設置されている水位観測所から情報を得ている。

雨量情報は、多摩川については小河内、御嶽、多摩上、日野橋、田園調布（下）、多摩出張所、田園調布出張所の雨量観測所、浅川については美山、高尾、浅川橋の雨量観測所、大栗川については柚木の雨量観測所、秋川については桧原の雨量観測所から情報を得ている。

河川状況はCCTVカメラにてリアルタイムの画像を確認、降雨量、水位、流量の観測は自動観測を基本として観測を実施している。

なお、令和元年東日本台風（台風第19号）の出水において、石原では水位計器機の流出により欠測となったため、洪水時の流量観測の無人化、自動化の技術開発の推進を図る。

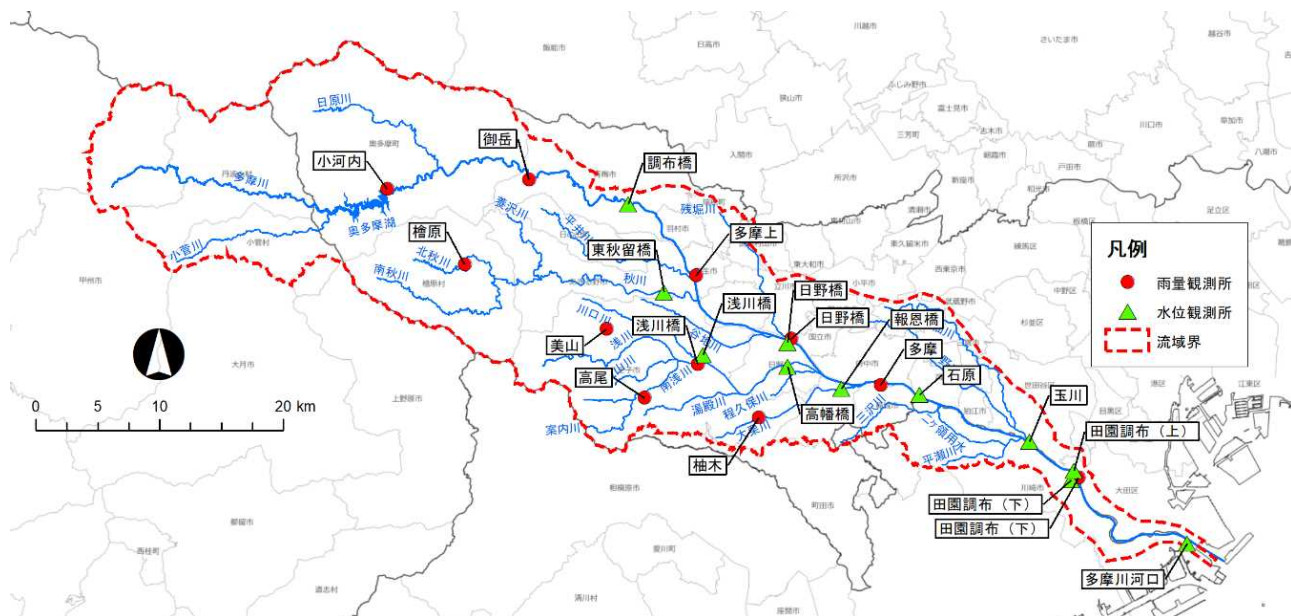


図 9-4 多摩川水系における降雨・水位観測所

出典：水文水質データベース

9-4 水防体制

(1) 水防警報、洪水予報の状況

洪水時には、迅速な水防活動ができるように、沿川自治体、関係機関と連絡を密にとり水文情報を提供し、洪水による被害の防止又は軽減し、安全性が確保されるよう水防工法を駆使し対応できる体制づくりをしている。洪水時の情報伝達は、洪水予報及び水防警報として都道府県知事及び報道機関を經由して一般に周知する。

洪水予報とは、水防法第10条第2項及び第3項並びに気象業務法第14条の2第2項の規定に基づき洪水又は高潮の恐れがある場合に水位又は流量を示し一般に周知するもので多摩川水系では多摩川が昭和63年4月20日に対象となっている。

水防警報とは、水防法第10条の2の規定に基づき洪水又は高潮のおそれがある場合に国土交通大臣が関係都道府県の水防計画に従い関係水防機関へ連絡するもので、多摩川水系では多摩川・浅川・大栗川が対象となっている。

平常時より職員及び関係機関の意識及び技術の向上を図るため合同巡視、情報伝達演習・水防演習を行い、洪水時に迅速な対応ができるよう訓練を実施している。

また、洪水・高潮時の氾濫被害を最小限に食い止めるため、洪水ハザードマップの策定や、防災教育等を関係機関や地域住民と連携して推進する。

その他、防災ステーションや水防拠点等の拠点整備と合わせ、非常時に使用可能な根固めブロックの備蓄や土砂確保のための側帯（第2種及び第3種）等の整備を実施している。

平成25年6月の災害対策基本法の改正等を踏まえ、市町村長が行う避難指示等の円滑な発令に資するため、各水位の位置付けが変更された（平成27年(2014年)4月1日運用開始）。



図 9-5 水位の名称

表 9-6 洪水予報及び水防警報

河川	地点 (区間)	関係都県	関係土木 事務所	関係水防団体	考え方
多摩川	調布橋	東京都	西多摩建設事務所 北多摩北部建設事務所 南多摩西部建設事務所	青梅市、羽村市、 福生市、あきる野市、 昭島市、立川市、国立 市、八王子市、日野市	洪水予報河川 水防警報
	日野橋	東京都	北多摩北部建設事務所 南多摩西部建設事務所	(昭島市、立川市、国 立市、八王子市、日野 市)	水防警報
	石原	東京都 神奈川県	北多摩北部建設事務所 南多摩西部建設事務所 横浜川崎治水事務所 川崎治水センター	府中市、調布市、狛江 市、多摩市、稲城市、 川崎市	洪水予報河川 水防警報
	田園調布 (上)	東京都 神奈川県	第二建設事務所 横浜川崎治水事務所 川崎治水センター	大田区、世田谷区、 川崎市	洪水予報河川 水防警報
	多摩河口	東京都 神奈川県	第二建設事務所 横浜川崎治水事務所 川崎治水センター	(大田区、川崎市)	水防警報
浅川	浅川橋	東京都	南多摩西部建設事務所	八王子市、日野市	洪水予報河川 水防警報
大栗川	報恩橋	東京都	南多摩東部建設事務所	多摩市	水防警報 特別警戒水位

出典：多摩川河川維持管理計画【国土交通大臣管理区間編】、令和4年3月、
国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所

表 9-7 水位観測所及び観測水位

河川	観測所	零点高	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難判断 水位	氾濫 危険水位
多摩川	調布橋	AP. 148. 50m	0. 2m	1. 0m	1. 2m	1. 6m
	日野橋	AP. 65. 20m	2. 0m	2. 8m	—	3. 6m
	石原	AP. 27. 42m	4. 0m	4. 3m	4. 3m	4. 9m
	田園調布(上)	AP. 0. 00m	4. 5m	6. 0m	7. 6m	8. 4m
	多摩川河口	AP. 0. 00m	2. 3m	2. 8m	—	3. 8m
浅川	浅川橋	AP. 112. 50m	1. 9m	2. 2m	2. 2m	2. 6m
大栗川	報恩橋	AP. 47. 00m	1. 3m	2. 0m	2. 0m	2. 5m

出典：京浜河川事務所

(2) 浸水想定区域図の公表

平成13年（2001年）7月に水防法が一部改正されたことにより、洪水予報河川について浸水想定区域を指定・公表することとなった。さらに、平成27年（2015年）5月に水防法の一部が改正され、想定される最大規模の降雨を前提とした洪水浸水想定区域を河川管理者より指定・公表することとなったことを受

9-5 危機管理への取り組み

(1) 震災時の対応

多摩川は、地域住民の一時避難場所、緊急物資の運搬の為の交通網（緊急河川敷道路や緊急船着場）や復旧資材の仮置き場などとして地域防災計画に位置づけられており、これらの機能が発揮できるような施設整備を行う。

東京都、神奈川県を始め関東地方の南部に位置する地域は、平成26年(2014年)3月中央防災会議により「首都直下地震緊急対策区域」として指定され、多摩川流域全域がそれに含まれているため、防災基本計画に則して、復旧資機材の備蓄、情報の収集・伝達、復旧活動の拠点等を目的とする地域防災活動拠点及び輸送のための施設整備等を行うとともに、地域防災計画との整合を図り災害発生時の住民の安全な避難行動を支援する。

(2) 水質事故対策の実施

水質については、常時水質自動監視装置及び定期採水による分析により河川の状態を把握している。

水質事故の発見は、ほとんどが地域住民からの情報と毎日河川を見回っている河川巡視員の報告によるものである。このような突発的な水質事故に対処するため、流域内の水質事故に係る汚濁源情報の把握に努めるとともに、河川管理者と関係行政機関等により構成する連絡協議会による情報連絡体制の整備、水質分析、応急対策等の実施体制の整備等の必要な措置を講じることを基本とする。

また、事故現場においては、どのような状況か確認できるよう各出張所においてPH、DO及びシアン等のパックテストを常備している。油流出事故にも対応可能なようにオイルフェンス、吸着剤等の処理に対応する機材についても常備している。

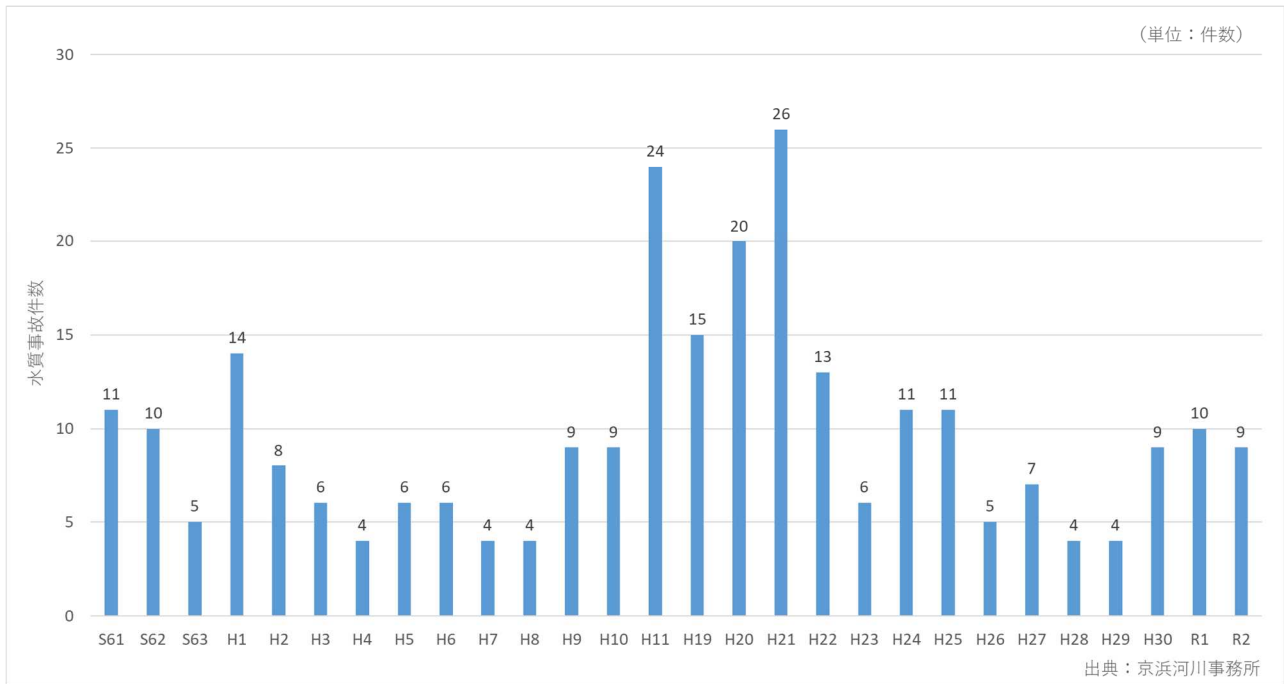


図 9-7 水質事故推移図

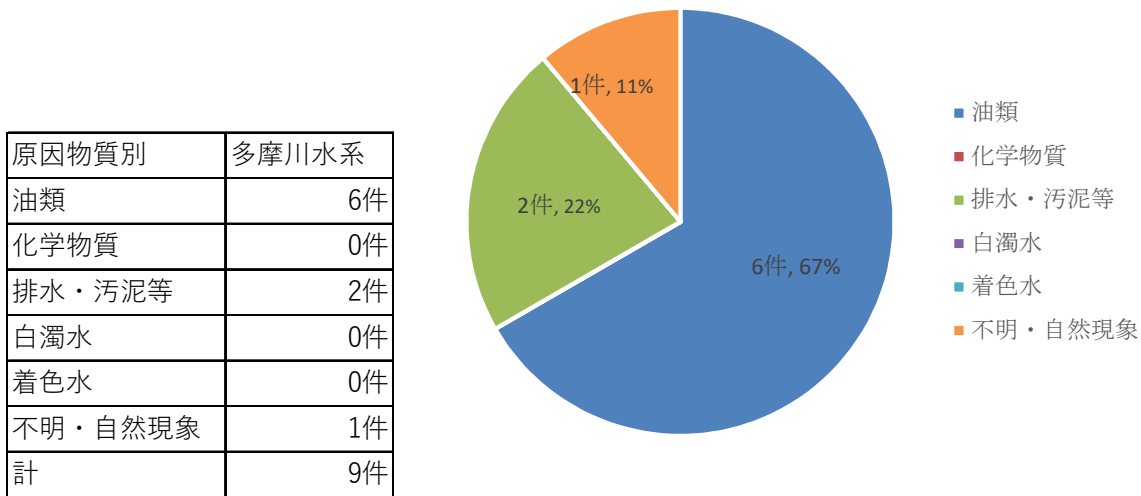


図 9-8 水質事故発生件数 (R2年度実績)

(3) 多摩川・鶴見川・相模川流域大規模氾濫減災協議会

水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9に基づく大規模氾濫減災協議会として設置し、以下の4つの協議会で構成する。

- ・多摩川上流部 大規模氾濫減災協議会
- ・多摩川下流部左岸 大規模氾濫減災協議会
- ・多摩川下流部右岸・鶴見川 大規模氾濫減災協議会
- ・相模川 大規模氾濫減災協議会

協議会では、「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、多様な関係者が連携して、多摩川・鶴見川・相模川流域における洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。

(4) 国土交通省京浜河川事務所多摩川水防連絡会

本連絡会は、河川法、災害対策基本法および水防法の趣旨に基づき、国土交通省京浜河川事務所管内多摩川の大臣管理区間内の水防関係機関との協力および連絡を密にし、河川管理の万全を期することを目的とする。

9-6 河川管理の課題

① 治水・環境上の課題

◆堰対策

昭和用水堰や羽村取水堰等、固定部が河積を阻害しており、洪水の安全な流下を妨げとなっている堰では、これまで対策してきた知見を活かしながら、流水や土砂移動の連続性が不十分となっており、土砂移動の不均衡が生じている。堰対策にあたっては、水利用の状況や、土砂移動の連続性、生物・物質環境や、豊かな自然環境に配慮しながら対策を実施する必要である。

◆河道の管理

河積確保が必要な箇所においては、本川・支川に広く分布する土丹層への対処や、河道の維持に配慮するとともに、多様な動植物の良好な生息・生育環境と河道の地形や河川環境、横断工作物に配慮しながら、河道掘削を実施する必要がある。

また、高水敷や低水路・砂州・河口等における樹木や土砂の堆積、深掘れ等をモニタリングし、河道管理上の問題が生じている箇所については、必要に応じて伐採、浚渫（しゅんせつ）又は水衝部対策等の適切な措置を講じて、洪水治水と環境が調和したかわづくりを実施する必要がある。

◆情報網の整備

関係自治体、許可工作物管理者等と平常時、異常時にスムーズな防災情報伝達をするため光ファイバーを早急に整備する。

② 利用上の課題

多摩川の大臣管理区間の河川区域は表 9-1のとおりであり、高水敷 1,101haのうち、509ha（46.2%）が沿川自治体等において占用されており、

公園、運動場等幅広く利用されている。

多摩川の河川利用者は年間1,174万人（平成31年（2019年）時点）にものぼり、沿川住民だけでなく遠方からの利用者も増加していることから以下のような問題が顕在化している。

◆ゴミ問題（不法投棄含む）

河川利用者の増加にともない、河川敷内のゴミの問題が深刻化してきている。

ゴミは、電化製品や自動車、家屋の廃材のような大規模な物から、バーベキューのゴミ、空き缶、吸い殻、釣り道具にいたるまで多岐にわたり、原因についても、河川利用によるものや悪質な不法投棄まで様々である。

ゴミ対策は、河川管理者のみが行うのではなく、沿川住民をはじめ自治体と連携を図りながら対応している。例えば、沿川住民、自治体及び河川管理者による河川清掃を行い、河川美化に努める活動を行っている。また、河川美化を呼びかける看板を設置して、河川利用者のマナーアップを図る取組みも行っている。

◆不法工作、耕作等の不法占用

河川巡視の強化や警告看板の設置等により不法行為を未然に防ぐとともに、発見した場合は、沿川自治体及び関係機関と連携を図り原因者に対する行政指導を行っている。

◆ホームレス

ホームレスの数は約170人（令和4年（2022年）時点）まで減少しているが、引き続き河川敷のホームレスの実態把握、違法な行為に対する是正指導及び自立支援策を担う自治体の福祉部局などの関係機関と連携し合同巡視等を実施することで問題の総合的な解決に向けて対応している。

◆不法係留船対策（羽田地区）

多摩川の下流部では、平成元年（1989年）から平成16年（2004年）にかけて不法係留船や不法栈橋の設置等無秩序な利用状態となっていました。このような無秩序な状態は、洪水・高潮などの自然災害時に危険である他、オープンスペースとしての河川の利用を妨げ、河川景観や自然生態系などにも重大な影響を及ぼします。

そこで、京浜河川事務所では秩序ある水面・水際の実現に向けて、学識者・水面利用関係者・関係行政機関で構成する『多摩川下流部水面等利用者協議会』を平成15年（2003年）3月に設立し、不法係留問題の解決の

ために協議してきました。この協議会の合意に基づき、平成16年（2004年）から平成21年（2009年）にかけては、5期にわたる簡易・行政代執行を実施し、不法係留船及び不法栈橋を一掃しました。

現在も、重点適正化区域として位置づけられており、不適切な利用が確認された場合には、多摩川下流部不法係留船に係る計画に従い適正に対処していきます。

9-7 水流実態解明プロジェクト

多摩川水系河川整備計画（平成13年（2001年）3月策定）において、流域自治体、関係機関が一体となって多摩川の水流通として有すべき水量とその変動及び水質などについて明らかにする「水流実態解明プロジェクト」を位置付け、政策を立案し、遂行してきた。

多摩川の水流通に関する調査・分析を通じて解明した結果を平成19年（2007年）3月に「行動指針／計画」としてとりまとめ、計画に基づき関係機関等一体となって取組を推進している。

なお、プロジェクトの取組成果を流水の正常な機能を維持するため必要な流量の検討に反映している。

9-8 流域治水への取り組み

(1) 多摩川流域協議会

限られた国土に生活する国民にとって、河川に対し多様な要請が強まると共に治水・利水・河川環境の保全等河川業務の重要性がますます高まっている。とりわけ、人々の価値観が多様化した情報社会である現在、河川管理者である国・自治体と、河川を活用する住民とが一体となり、望ましい河川のあり方を考えていかねばならない。

多摩川では昭和61年（1986年）7月24日、多摩川の一級水系指定20周年を契機とし、豊かで潤いのある多摩川を21世紀へ継承するため、建設大臣、東京都知事、神奈川県知事及び流域関係自治体の首長が参加して多摩川サミットが開催され、「多摩川を水と緑で親しめる清流に復活させ、次代に継承するため流域が一体となって取り組もう」との宣言が採択された。この多摩川サミット宣言を受け、多摩川をみんなが水と緑に親しめるよりよい環境とするための施策を住民と行政が、一体となって推進するため、昭和62年2月9日、建設省・東京都・神奈川県・山梨県・流域市区町村により、多摩川流域協議会を発足し、協議を継続してきた。

令和元年東日本台風（台風第19号）を受け、近年頻発している激甚な水害や気候変動による今後の降雨量の増大と水害の激甚化・頻発化に備え、集水域から氾濫域にわたる流域全体のあらゆる関係者が協働して、流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するため、発展拡大した。

協議会では、河川整備計画に基づく河川整備、大規模氾濫減災対策協議会の取組方針に基づく避難や水防等の取組を十分に共有するとともに、被害の防止・軽減に資する流域における対策を総合的に検討の上、密接な連携体制を構築するための協議等を行う。

(2) 多摩川緊急治水対策プロジェクト

令和元年東日本台風において、甚大な被害が発生した多摩川流域における今後の治水対策の取組として、関係機関が連携し、「多摩川緊急治水対策プロジェクト」をとりまとめ、国、都、県、市区等が連携し、社会経済被害の最小化を目指している。

「多摩川緊急治水対策プロジェクト」では、以下3つを柱として取り組んでいる。

- (1) 被害の軽減に向けた治水対策の推進（河川における対策）
- (2) 地域が連携した浸水被害軽減対策の推進（流域における対策）
- (3) 減災に向けた更なる取組の推進（ソフト施策）
 - ・令和元年12月26日 中間とりまとめ
 - ・令和2年1月31日 最終とりまとめ

(3) 多摩川流域治水プロジェクト

「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト」のとりまとめ(令和2年7月6日)を踏まえ、多摩川流域においても、流域治水を計画的に推進するため「多摩川流域協議会」において、

- ・流域治水の全体像の共有・検討
- ・流域治水プロジェクトの策定・公表
- ・流域治水プロジェクトに基づく対策の実施状況のフォローアップなどを実施している。
- ・令和3年3月30日 多摩川流域治水プロジェクト公表
- ・令和4年3月31日 多摩川流域治水プロジェクトにグリーンインフラの取り組み追加

9-9 治水と環境が調和した川づくり

(1) 治水と環境が調和した川づくり

多摩川水系の治水と環境のあるべき姿を判断し、堰・床止め等の横断工作物を中心とした河道における予防保全に向けた効果的・効率的な河道の整備と河道の維持管理を進めていくため、状態把握を行い、その結果を分析や評価を行うにあたり学識経験者等から助言をいただきながら、治水と環境が調和したかわづくりを実施している。

◆堰対策

四谷本宿堰や二ヶ領上河原堰等、固定部が河積を阻害しており、洪水の安全な流下を妨げとなっていた堰では、流水や土砂移動の連続性が不十分となっており、土砂移動の不均衡が生じていた。堰対策にあたっては、水利用の状況や、土砂移動の連続性、生物・物質環境や、豊かな自然環境に配慮しながら対策を実施し、四谷本宿堰は床止めに、二ヶ領上河原堰は固定部を可動堰化した。対策後もモニタリングを行いながら土砂移動等の状況を把握している。

◆河道の管理

土丹が露出し、滯すじの河床低下が進行することにより、高水敷きが樹林化し、河道の二極化が進行していた多摩大橋地区において、礫による埋戻しや帯工の設置により、幅広く浅い流れを復原し、樹木伐採、せせらぎ水路掘削による高水敷きの湿潤環境を回復することにより、治水と環境が調和した川づくりを実施している。

(2) 多摩川・浅川河道管理検討会

治水と環境が調和したかわづくりの実施にあたり、多摩川・浅川河道管理検討会を設置し、学識経験者等から助言をいただいている。

10. 地域との連携

10-1 環境教育への支援

近年、小中学校の「総合的な学習の時間」の中で多摩川が身近な環境教育の場として活用されている。子どもが多摩川に親しみ、自然を大切にする心を育てるため、河川管理者による出張講座・河川に関する校外学習・水生生物調査・施設見学など、環境教育を支援するイベント等を開催している。

10-2 地域と一体になった河川管理

多摩川は、河川利用者は年間1,174万人（平成31年（2019年）度時点）もの河川利用者が訪れる都市河川であり、水と緑豊かな空間に対する期待のみならず、川のもつ自然や歴史、文化などの様々な役割に対しても、強い関心や期待が寄せられている。

多摩川では、200以上（平成10年（1998年）時点）の市民団体が活動しており、河川行政もこれら市民団体の取り組みに積極的にかかわり、平成8年3月には「川づくり・流域づくりに係わる市民（団体）、企業、自治体、河川管理者などのパートナーシップの構築」を基本姿勢とする提言書「パートナーシップではじめる〈いい川〉づくり」がまとめられた。そして提言を具体化するための取り組みの第一歩として「多摩川流域懇談会」が平成10年12月に設立された。

平成9年（1997年）より、沿川住民、沿川自治体、教育関係者、河川愛護モニターの方々等と河川管理者と一緒に川を歩き、川の近づきやすさ、河川の利用状況や河川管理施設の状態、河川環境の点検等を行い、河川に関する意見交換を行い、河川行政に反映させる「河川ふれあい巡視」を行ってきた。令和4年度時点では、多摩川流域セミナーにて多摩川に関する意見収集を継続している。

その一方で、河川利用者の増加にともなうゴミの不法投棄、放置車両、不景気によるホームレスの増加など、大きな問題を数多く抱え、これらの問題に対して、河川美化のPR活動や多摩川クリーン作戦、多摩川下流ホームレス問題担当者会議等により沿川住民や関係自治体と連携をとりながら対応している。

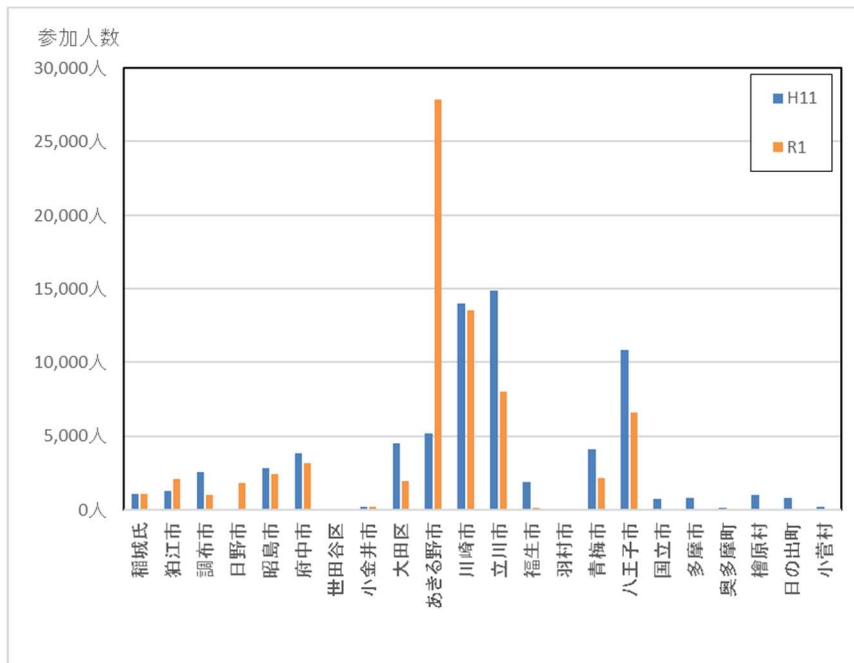
今後は、多摩川の自然環境の分野はもちろんのこと、福祉、まちづくり、防災などの様々の分野のボランティア活動団体とも、川を介した有機的な繋がりを構築し、社会貢献活動の一端として参画を得るとともに、関係自治体、学識経験者及び河川利用団体等と連携を図り、よりきめ細かな河川管理を行うよう努める。

またインターネットのホームページの開設や多摩川相談室の開設により沿川住民だけでなく、遠方からの河川利用者にも幅広く意見を聞けるような体制を整えている。

表 10-1 クリーン作戦参加状況表（令和元年（2019年）実績）

No.	自治体名	実施日	参加人数	ゴミ収集量			備考
				可燃	不燃	粗大・その他	
1	稲城市	4月7日	1,100	680	780		
2	狛江市	4月13日	2,063	270	200	340	
3	調布市	4月14日	1,038	330	130	300	
4	日野市	4月21日	1,800	900	1,310	500	
5	昭島市	5月12日	2,446	720	890	280	
6	府中市	5月18日	3,188	620	1,660		
7	世田谷区	5月18日	97	135	125	50	
8	小金井市	5月25日	218	31	46	-	
9	大田区	5月26日	1,977	1,020	260	-	
10	あきる野市	5月26日	14,999	17,840	420	1,980	
11	川崎市	6月2日	13,577	4,380	353	-	
12	立川市	6月2日	4,500	180	60	-	
13	福生市	6月2日	129	110		-	
14	羽村市	7月7日	-	-	-	-	雨天中止
15	青梅市	8月4日	2,152	430	440		
16	八王子市	9月1日	6,609	23,800	1,170	-	
17	立川市	9月29日	3,500	180	20	-	
18	調布市	11月17日	-	-	-	-	台風被害による中止
19	国立市	11月17日	-	-	-	-	台風被害による中止
20	あきる野市	11月24日	12,836	25,040	800	3,090	
21	国立市	3月15日	-	-	-	-	台風被害による中止
計			72,229	91,870			

出典：京浜河川事務所リバーシビックマネージャー機関紙



市区町村	H11	R1
稲城市	1,076 人	1,100 人
狛江市	1,248 人	2,063 人
調布市	2,566 人	1,038 人
日野市	-	1,800 人
昭島市	2,816 人	2,446 人
府中市	3,808 人	3,188 人
世田谷区	80 人	97 人
小金井市	179 人	218 人
大田区	4,513 人	1,977 人
あきる野市	5,190 人	27,835 人
川崎市	14,000 人	13,577 人
立川市	14,900 人	8,000 人
福生市	1,851 人	129 人
羽村市	-	0 人
青梅市	4,128 人	2,152 人
八王子市	10,812 人	6,609 人
国立市	750 人	0 人
多摩市	804 人	-
奥多摩町	110 人	-
檜原村	1,000 人	-
日の出町	820 人	-
小菅村	180 人	-
計	70,831 人	72,229 人

図 10-1 クリーン作戦参加者経年変化



写真 10-1 クリーン作戦状況写真

10-3 市民活動

近年、川の利用は、スポーツグラウンド・公園などの都市的利用、釣り・カヌーなど新たなレクリエーション利用、及び川の自然保護をはじめ、散策・自然観察・環境学習など、多様なニーズが存在し、自然環境へのダメージや利用者相互のトラブルも生じている。このような状況の中、河川改修などの事業に対する改善要求の声が高まっている一方で、対話の機会も増加している。

また、市民活動が地元から流域へと広がりを見せるとともに、関連するテーマで市民や市民団体のなかで様々な目的による交流やネットワークが生まれている。その中で多摩川においても、市民や市民団体による川づくりへの提案が活発に行われてきた。企業による社会貢献活動も注目されてきており、大企業内などでは社会貢献部署等の設置も進んでいる。こうした中で、市民団体、企業、河川管理者の交流が進み、イベントや河川空間の活用など様々な場面での共同活動が行われはじめている。

多摩川沿川では、昭和30年（1955年）代から都市の急激な過密化が進行し、比較的多くの自然環境が保たれた多摩川の河川空間が自然愛好家の注目を集めるようになった。昭和45年（1970年）頃には沿川の各所に川の自然を守る会が誕生し、そうした市民団体により、昭和48年（1973年）に「多摩川教育河川構想」が打ち出され、身近な自然を保護する運動の先駆けとして全国的に有名になり、現在、水辺の楽校の数は全国一を誇る。多摩川流域では数多くの市民団体が結成され、多摩川を舞台に、多様で活発な活動が行われている。

こうした経験から「いい川」を育み後世に残していくためには、河川管理者だけの取り組みではなく、市民（団体）、企業、自治体及び関係行政機関とも緊密な連携・協調を進めることが必要であると考え、平成8年（1996年）3月流域交流懇談会が設置され、川づくり・流域づくりにかかわる市民（団体）・企業・自治体・河川管理者のパートナーシップの構築を基本姿勢とした提言が平成8年（1996年）7月にまとめられた。さらに、平成10年（1998年）12月には多摩川流域懇談会が設立され、市民、学識経験者、行政等で議論をすることでゆるやかな合意を目指している。多摩川流域懇談会では、平成11年（1999年）には第1回多摩川流域セミナーを開催し、パートナーシップのあり方を協議し、整備計画策定に向けた意見交換を行ってきた。河川整備計画

策定以降も、毎回、治水や河川環境に関するテーマを設定して令和3年度（2021年）までに55回の流域セミナーを開催している。セミナーに寄せられた市民の声をとりまとめ、世代、流域、ひとをつなぐことをキーワードに「多摩川流域夢ビジョン」を策定した。また、平成26年度（2014年）には多摩川流域歴史セミナーを流域の博物館、資料館と連携して開始した。多摩川流域懇談会運営委員会には、源流から河口までで活動する市民団体の代表、自治体、河川管理者、学識者が参加して、月に1回の意見交換を継続している。

多摩川で活動している河川協力団体は平成26年（2014年）から令和2年（2020年）までに7団体（公益財団法人河川財団、特定非営利活動法人自然環境アカデミー、特定非営利活動法人多摩川センター、特定非営利活動法人とどろき水辺、特定非営利活動法人多摩川干潟ネットワーク、一般財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会、特定非営利活動法人砧・多摩川あそび村）が指定され、多摩川上流部から下流部及び支川浅川で活動を行っている。

主な活動内容は、堤防除草や樹木伐採、水辺の楽校運営・支援、環境学習、救助艇訓練、多摩川啓発イベント等を行い、河川環境学習や防災意識の向上を図っている。

表 10-2 多摩川の市民活動年表

年	活動内容
昭和38年	「多摩川の自然を取り戻す会」発足
昭和40年代半ば	河川敷開発が進む中、自然地の減少への懸念から、多摩川の自然を守る市民活動が活発化
昭和45年	「多摩川自然を守る会」発足 「狛江市多摩川沿い道路建設に反対する会」
昭和47年	「多摩川水系自然保護団体協議会」発足 「三多摩問題調査研究会」設立 市民による「多摩川自然公園計画」素案
昭和48年	「多摩川の自然を守る会」が「多摩川教育河川構想」提案
昭和49年	「ラブリバー多摩川を愛する会」結成 「多摩川水系自然保護団体協議会」発足
昭和50年	多摩川環境管理について住民対話
昭和52年	多摩川の清掃と魚の放流運動が広がる
昭和55年	「多摩川河川環境管理計画（河川空間管理計画）まとまる
昭和56年	カムバックサーモン運動
昭和59年	「多摩川八景」「多摩川50景」選定
昭和60年	「ニヶ領用水・再生を考える市民の会」発足
昭和61年	多摩川誌発刊
昭和63年	第1回多摩川上下交流会の開催
平成3年	野川流域市民団体ネットワーク結成
平成4年	「三多摩自然環境センター」の設立
平成5年	「TAMAらいふ21」事業開始
平成6年	「多摩センター」設立 「みずとみどり研究会」設立 「川崎・水と緑のネットワーク」結成
平成8年	「多摩川ふれあい教室」設置 提言書「パートナーシップではじめるくいい川づくり」まとまる
平成10年	「多摩川流域懇談会」の設立 「多摩川市民フォーラム」設立→「市民アクション（川歩き+意見交換）」を実施
平成11年	「多摩川流域委員会」設立 「第1回多摩川市民アクション」開催 「多摩川流域セミナー」開始 「多摩川ふれあい巡視」実施 「ニヶ領せせらぎ館」開館
平成13年	多摩川市民フォーラムが「市民行動計画」策定 多摩川流域リバーミュージアム 新多摩川誌発刊 「狛江水辺の楽校」「かわさき水辺の楽校」開校
平成15年	「川の志民館」開館
平成16年	「多摩川流域ネットワーク（TBネット）」設立 「かわせみ館」開館
平成19年	「第1回多摩川流域市民学会」開催 「大師河原干潟館」開館
平成26年	「多摩川流域歴史セミナー」開始
令和2年	グリーンインフラ・ネットワーク・ジャパン全国大会2020参加
令和3年	多摩川流域自然歴史セミナー10回をまとめるシンポジウム開催

出典：多摩川流域懇談会パンフレット



第45回多摩川流域セミナー



多摩川まつり



現地見学会



企業訪問

写真 10-2 市民活動例

出典：多摩川流域懇談会パンフレット